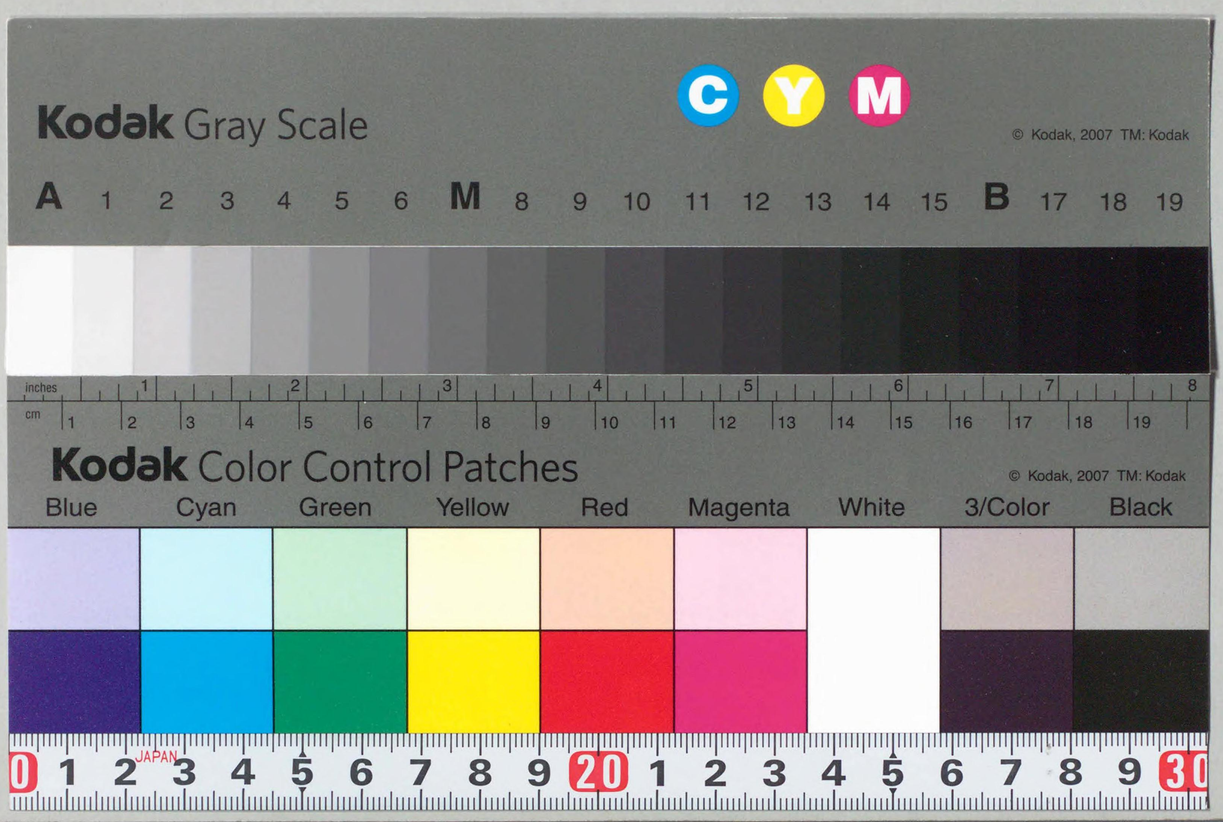
Kodak Gray Scale
C Y M
© Kodak, 2007 TM: Kodak
A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19
inches 1 2 3 4 5 6 7 8
cm 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19
Kodak Color Control Patches
© Kodak, 2007 TM: Kodak
Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black
0 1 2 JAPAN 3 4 5 6 7 8 9 20 1 2 3 4 5 6 7 8 9 30

CZ-2711-12
1200404134443

昭和二八年三月下
刑事第七七号

最高裁判所裁判集

最高裁判所

最高裁判所裁判集刑事（第七七号）目次

登載別	裁判年月日	事件番号	事件名	結果	法廷	頁数
○	昭和二八年三月二三日	昭和二六年(あ)一四九一	窃盗	棄却	二小	一
	三月二三日	昭和二六年(あ)二六〇六	詐欺、恐喝	棄却	二小	
	三月二三日	昭和二六年(あ)二七〇七	賍物牙保、同収受、同故買、銃砲等所持禁止令違反	棄却	二小	
	三月二三日	昭和二六年(あ)二七三一	傷害、常習賭博、恐喝、暴行行為等処罰ニ関スル法律違反	棄却	二小	
	三月二三日	昭和二六年(あ)二八八〇	酒税法違反	棄却	二小	
	三月二三日	昭和二七年(あ)四五八一	窃盗、横領、銃砲等所持禁止令違反	棄却	二小	
	三月二三日	昭和二七年(あ)五五七一	横領	棄却	二小	
	三月二三日	昭和二七年(あ)五五九六	銃砲等所持禁止令違反	棄却	二小	
	三月二三日	昭和二七年(あ)五六六六	窃盗、銃砲等所持禁止令違反	棄却	二小	
	三月二三日	昭和二七年(あ)五七四一	賍物故買	棄却	二小	
	三月二三日	昭和二七年(あ)五八九六	収賄、銃砲刀剣類等所持取締令違反	棄却	二小	
	三月二三日	昭和二七年(あ)六四八九	窃盗	棄却	二小	
	三月二四日	昭和二六年(あ)一五三〇	麻薬取締法違反	棄却	三小	

CZ
2711
12

国会図書館
50.4.17
憲法調査会

1018508

○	三月二四日	昭和二六年(あ)一六六八	麻薬取締法違反	棄却	三小	一五
○	三月二四日	昭和二六年(あ)二〇六二	物品税法違反	棄却	三小	三一
○	三月二四日	昭和二六年(あ)二六三二	賍物故買、贓物贈与	棄却	三小	三七
	三月二四日	昭和二六年(あ)二六八三	詐欺	棄却	三小	
	三月二四日	昭和二六年(あ)二八五五	失火	棄却	三小	
○	三月二四日	昭和二六年(あ)二九六六	恐喝、同未遂、窃盗、銃砲等所持禁止令違反	棄却	三小	四五
	三月二四日	昭和二六年(あ)三三〇四	傷害致死、傷害	棄却	三小	
	三月二四日	昭和二六年(あ)三八二三	酒税法違反	棄却	三小	
○	三月二四日	昭和二六年(あ)三九一二	食糧管理法違反	破棄自判 破棄免訴	三小	五一
	三月二四日	昭和二六年(あ)三九二九	窃盗	棄却	三小	
○	三月二四日	昭和二六年(あ)三九二六	麻薬取締法違反	棄却	三小	五五
○	三月二四日	昭和二六年(あ)三九七五	強盗予備、銃砲等所持禁止令違反	棄却	三小	六一
○	三月二四日	昭和二六年(あ)三九九三	窃盗、住居侵入	棄却	三小	
○	三月二四日	昭和二六年(あ)四〇一五	業務上横領	棄却	三小	六七
○	三月二四日	昭和二六年(あ)四〇三五	傷害致死	棄却	三小	七三
○	三月二四日	昭和二六年(あ)四〇七九	窃盗	棄却	三小	七七
	三月二四日	昭和二六年(あ)四四五七	住居侵入未遂	棄却	三小	

○	三月二四日	昭和二六年(あ)四五〇五	火薬類取締法違反	棄却	三小	八三
	三月二四日	昭和二六年(あ)四五七三	横領	棄却	三小	
	三月二四日	昭和二六年(あ)四六二三	傷害、暴行、公務執行妨害	棄却	三小	
○	三月二四日	昭和二六年(あ)四七六五	物価統制令違反、食糧管理法違反	破棄自判 破棄免訴	三小	八九
	三月二四日	昭和二六年(あ)四八二四	賍物故買	棄却	三小	
○	三月二四日	昭和二七年(あ)三〇二一	物価統制令違反	破棄免訴	三小	
○	三月二四日	昭和二七年(あ)三〇三〇	物価統制令違反、関税法違反	破棄自判 破棄免訴	三小	九七
	三月二四日	昭和二七年(あ)三四九三	窃盗、たばこ専売法違反	棄却	三小	一一七
○	三月二四日	昭和二七年(あ)三五七七	酒税法違反	棄却	三小	
	三月二四日	昭和二七年(あ)三五八九	窃盗	棄却	三小	一二三
	三月二四日	昭和二七年(あ)三六八二	横領	棄却	三小	
	三月二四日	昭和二七年(あ)三六八七	賍物故買	棄却	三小	
	三月二四日	昭和二七年(あ)三七〇三	収賄	棄却	三小	
	三月二四日	昭和二七年(あ)三七一七	火薬類取締法違反	棄却	三小	
	三月二四日	昭和二七年(あ)三七九一	麻薬取締法違反、医師法違反	棄却	三小	
	三月二四日	昭和二七年(あ)三八八八	北海道漁業取締規則違反幇助	棄却	三小	

三月二四日	昭和二七年(あ)四一三六	詐欺	棄却	三小		
○ 三月二四日	昭和二七年(あ)四一九〇	酒税法違反	棄却	三小	一二七	
三月二四日	昭和二七年(あ)四二七〇	業務上過失傷害	棄却	三小		
三月二四日	昭和二七年(あ)四五五三	賍物故買	棄却	三小		
○ 三月二四日	昭和二七年(あ)五〇二四	殺人、窃盗	棄却	三小	一三一	
三月二四日	昭和二七年(あ)五一一〇	業務上横領	棄却	三小		
○ 三月二四日	昭和二七年(あ)五八一〇	殺人、放火	棄却	三小	二二七	
三月二四日	昭和二七年(あ)六四八七	有価証券偽造、同行使、変造有価証券行使、詐欺	棄却	三小		
三月二四日	昭和二八年(み)　八	殺人、死体遺棄被告事件について当裁判所のした上告棄却の決定に対する訂正の申立	申立棄却	三小		
○ 三月二四日	昭和二八年(し)　二〇	窃盗被告事件につきなした上訴権回復請求棄却の決定に対する異議申立を棄却する旨の決定に対する特別抗告の申立	特別抗告棄却	三小	二三七	
二月二五日	昭和二六年(あ)二四一九	薬取締法違反	棄却	二小		
二月二五日	昭和二六年(あ)二五〇三	賍物故買、酒税法違反	棄却	二小		
二月二五日	昭和二六年(あ)二七〇九	業務執行妨害	棄却	二小		
二月二五日	昭和二六年(あ)二七四〇	猥褻文書販売所持、猥褻図画頒布	棄却	二小		
二月二五日	昭和二六年(あ)二七六二					

三月二六日	昭和二六年(あ)一三三六	物価統制令違反、同幇助、臨時物資需給調整法違反、同幇助	破棄免訴	一小		
○ 三月二六日	昭和二六年(あ)一三三六	公文書偽造、同行使、物価統制令違反、臨時物資需給調整法違反	破棄免訴	一小	二四一	
三月二六日	昭和二六年(あ)一六九四	窃盗	破棄自判	一小	二四五	
○ 三月二六日	昭和二六年(あ)二六一〇	窃盗、住居侵入、窃盗未遂	破棄	一小	二六七	
○ 三月二六日	昭和二六年(あ)二七六一	酒税法違反	破棄	一小	二七九	
○ 三月二六日	昭和二六年(あ)二八四五	酒税法違反	破棄	一小	三二一	
○ 三月二六日	昭和二六年(あ)二八五六	窃盗、賍物牙保、同故買	破棄	一小	三二七	
三月二六日	昭和二六年(あ)二九九一	窃盗	破棄	一小		
○ 三月二六日	昭和二六年(あ)三三七四	傷害、恐喝、脅迫	破棄	一小		
三月二六日	昭和二六年(あ)四一三二	物価統制令違反、飲食営業緊急措置令違反、強要	破棄	一小		
三月二六日	昭和二六年(あ)四一六五	賍物故買、同牙保	破棄	一小		
三月二六日	昭和二六年(あ)四三九五	窃盗	破棄	一小		
三月二六日	昭和二六年(あ)四八一九	恐喝	破棄	一小		
○ 三月二六日	昭和二六年(あ)四八六三	進駐軍物資窃盗	破棄	一小	三三五	
三月二六日	昭和二六年(あ)四九四〇	窃盗	破棄	一小		
三月二六日	昭和二六年(あ)五〇六〇	詐欺	破棄	一小		
○ 三月二六日	昭和二六年(あ)五〇九五	物価統制令違反	破棄	一小	三四五	

三月二六日	昭和二六年(あ)五一〇六	収賄	棄却	一小					
三月二六日	昭和二六年(あ)五一一七	賍物故買	棄却	一小	三五一				
三月二六日	昭和二六年(あ)五一三八	建造物侵入	棄却	一小	三五五	○			
三月二六日	昭和二七年(あ)七三九	窃盗	棄却	一小					
三月二六日	昭和二七年(あ)一六四〇	食糧緊急措置令違反	棄却	一小					
三月二六日	昭和二七年(あ)三〇〇〇	常習賭博	棄却	一小					
三月二六日	昭和二七年(あ)三〇二三	酒税法違反	棄却	一小					
三月二六日	昭和二七年(あ)三〇三七	有価証券偽造、同行使、詐欺、業務上横領	棄却	一小					
三月二六日	昭和二七年(あ)三一七四	酒税法違反、煙草専売法違反、食糧管理法違反	棄却	一小	三五九	○			
三月二六日	昭和二七年(あ)三三七九	住居侵入、準強姦	棄却	一小					
三月二六日	昭和二七年(あ)三四九四	食糧管理法違反	破棄免訴	一小	三六五	○	○		
三月二六日	昭和二七年(あ)三五四二	食糧管理法違反	破棄自判	一小					
三月二六日	昭和二七年(あ)三九一六	窃盗	棄却	一小	三六九				
三月二六日	昭和二七年(あ)三九八八	詐欺、同未遂	棄却	一小					
三月二六日	昭和二七年(あ)四〇七四	自転車競技法違反	棄却	一小					
三月二六日	昭和二七年(あ)四二一八	詐欺	棄却	一小					
三月二六日	昭和二七年(あ)四五八〇	臨時物資需給調整法違反	棄却	一小					

三月二六日	昭和二七年(あ)四五六八	業務上横領	棄却	一小					
三月二六日	昭和二七年(あ)四五九一	窃盗	棄却	一小					
三月二六日	昭和二七年(あ)四六七九	食糧管理法違反、賭博	棄却	一小					
三月二六日	昭和二七年(あ)四六九四	窃盗、賍物牙保	棄却	一小					
三月二六日	昭和二七年(あ)四七二八	窃盗	棄却	一小	三七五	○			
三月二六日	昭和二七年(あ)四八〇九	盗、賍物運搬	棄却	一小					
三月二六日	昭和二七年(あ)五〇六七	食糧管理法違反	棄却	一小					
三月二六日	昭和二七年(あ)五一一一	横領	破棄	一小					
三月二六日	昭和二七年(あ)五一四五	食糧管理法違反	免訴破棄自判	一小	三八五	○	○		
三月二六日	昭和二七年(あ)五一一〇	恐喝、同未遂、暴行、傷害、脅迫	棄却	一小	三九三				
三月二六日	昭和二七年(あ)五二四九	強盗未遂、窃盗、強盗予備	棄却	一小					
三月二六日	昭和二七年(あ)五二六八	横領	棄却	一小					
三月二六日	昭和二七年(あ)五二八七	窃盗	棄却	一小					
三月二六日	昭和二七年(あ)五三二四	背任	棄却	一小					
三月二六日	昭和二七年(あ)五三二七	背任	棄却	一小					
三月二六日	昭和二七年(あ)五四〇五	詐欺	棄却	一小					
三月二六日	昭和二七年(あ)五五七八	窃盗	棄却	一小					

三月二六日	昭和二七年(あ)五五八一	麻薬取締法違反	棄却	一小	
三月二六日	昭和二七年(あ)五六〇一	強盗殺人、死体遺棄	棄却	一小	三九九
三月二六日	昭和二七年(あ)五六九一	麻薬取締法違反	棄却	一小	
三月二六日	昭和二七年(あ)五七〇三	昭和二四年政令第三八九号違反	棄却	一小	
三月二六日	昭和二七年(あ)五七四〇	遺失物横領、住居侵入、強盗	棄却	一小	
三月二六日	昭和二七年(あ)五七四三	賍物牙保	棄却	一小	
三月二六日	昭和二七年(あ)五七九一	窃盗、詐欺未遂	棄却	一小	
三月二六日	昭和二七年(あ)五七九六	糧管理法違反	棄却	一小	
三月二六日	昭和二七年(あ)五八四三	麻薬取締法違反	棄却	一小	
三月二六日	昭和二七年(あ)五九八六	恐喝、傷害	棄却	一小	
三月二六日	昭和二七年(あ)六〇〇一	窃盗	棄却	一小	
三月二六日	昭和二七年(あ)六〇二三	放火未遂	棄却	一小	
三月二六日	昭和二七年(あ)六〇三五	賍物牙保	棄却	一小	
三月二六日	昭和二七年(あ)六〇五二	覚せい剤取締法違反	棄却	一小	
三月二六日	昭和二七年(あ)六二九五	薬事法違反	棄却	一小	
三月二六日	昭和二七年(あ)六三〇九	住居侵入、強制猥褻、傷害	棄却	一小	四一七
三月二六日	昭和二七年(あ)六四九七	詐欺、強盗予備	棄却	一小	

三月二六日	昭和二七年(あ)六五〇三	強盗予備	棄却	一小	
三月二六日	昭和二八年(み)七	占領目的阻害行為処罰令違反、同幇助、外国人登録令違反、関税法違反幇助被告事件につきなした上告棄却の判決に対する判決訂正の申立	棄却	一小	
三月二六日	昭和二八年(し)二二	恐喝、贈賄被告事件についてなした再審請求棄却決定に対する即時抗告の申立	棄却	一小	
三月二六日	昭和二八年(す)八〇	窃盗、詐欺被告事件についてなした上告棄却の決定に対する決定訂正の申立	棄却	一小	
三月二六日	昭和二八年(す)八一	強盗殺人被告事件についてなした上告棄却の決定に対する異議の申立	棄却	一小	
三月二六日	昭和二八年(す)一一九	窃盗被告事件についてなした上告棄却の決定に対する決定訂正の申立	棄却	一小	
三月二七日	昭和二六年(れ)二一二五	殺人	棄却	一小	四二五
三月二七日	昭和二七年(れ)二〇一	公文書偽造、行使、詐欺	棄却	一小	
三月二七日	昭和二五年(あ)二七一三	暴力行為等処罰ニ関スル法律違反、恐喝、傷害、常習賭博	棄却	一小	四七三
三月二七日	昭和二六年(あ)一二六一	酒税法違反	棄却	一小	四九一
三月二七日	昭和二六年(あ)一八九八	麻薬取締法違反	破棄自判	二小	四九九
三月二七日	昭和二六年(あ)二五五八	関税法違反	棄却	二小	五〇三
三月二七日	昭和二六年(あ)二六七三	殺人	棄却	二小	
三月二七日	昭和二六年(あ)二八七四	銃砲等所持禁止令違反	棄却	二小	

三月二七日	昭和二六年(あ)二九八〇	業務上横領	棄却	二小		
三月二七日	昭和二六年(あ)四三九六	窃盗	棄却	二小		
三月二七日	昭和二七年(あ)一五三	傷害、横領	棄却	二小		
三月二七日	昭和二七年(あ)七五二	物価統制令違反	棄却	二小		
三月二七日	昭和二七年(あ)一七七〇	詐欺	棄却	二小		
三月二七日	昭和二七年(あ)三二二三	通貨偽造予備	棄却	二小		
三月二七日	昭和二七年(あ)三二八九	詐欺並に物価統制令違反	破棄自判 破棄免訴	二小	五二二	
三月二七日	昭和二七年(あ)三三四九	窃盗	棄却	二小		
三月二七日	昭和二七年(あ)四一九九	横領、窃盗	棄却	二小		
三月二七日	昭和二七年(あ)四五〇七	薬事法違反、傷害	棄却	二小		
三月二七日	昭和二七年(あ)四五三一	詐欺	棄却	二小	五三九	
三月二七日	昭和二七年(あ)四五九二	麻薬取締法違反	棄却	二小		
三月二七日	昭和二七年(あ)五〇二八	窃盗、強姦致傷、強姦未遂	棄却	二小		
三月二七日	昭和二七年(あ)五〇四四	賍物故買、同牙保、同寄藏、同収受	棄却	二小		
三月二七日	昭和二七年(あ)五〇八二	窃盗	棄却	二小		
三月二七日	昭和二七年(あ)五一九一	公文書偽造、同行使、詐欺	棄却	二小		
三月二七日	昭和二七年(あ)五二五三	賄、偽造公文書作成 収	棄却	二小		

三月二七日	昭和二七年(あ)五三一二	薬事法違反、覚せい剤取締法違反	棄却	二小		
三月二七日	昭和二七年(あ)五三三一	賍物故買	棄却	二小		
三月二七日	昭和二七年(あ)五三七三	暴行	棄却	二小		
三月二七日	昭和二七年(あ)五三九三	賍物寄藏	棄却	二小		
三月二七日	昭和二七年(あ)五四二七	窃盗	棄却	二小		
三月二七日	昭和二七年(あ)五四二九	窃盗	棄却	二小		
三月二七日	昭和二七年(あ)五四四三	物価統制令違反、食糧管理法違反	棄却	二小		
三月二七日	昭和二七年(あ)五四四五	詐欺	棄却	二小		
三月二七日	昭和二七年(あ)五四八三	詐欺	棄却	二小		
三月二七日	昭和二七年(あ)五四八六	窃盗	棄却	二小		
三月二七日	昭和二七年(あ)五五一八	麻薬取締法違反	棄却	二小		
三月二七日	昭和二七年(あ)五五四六	横領、賍物収受	棄却	二小		
三月二七日	昭和二七年(あ)五五五四	暴行、傷害、公務執行妨害	棄却	二小		
三月二七日	昭和二七年(あ)五六一五	食糧管理法違反	棄却	二小		
三月二七日	昭和二七年(あ)五六五八	賍物運搬、同寄藏、同故買	棄却	二小		
三月二七日	昭和二七年(あ)五六六九	詐欺、横領	棄却	二小	五四九	
三月二七日	昭和二七年(あ)五六八三	窃盗	棄却	二小		

三月二七日	昭和二七年(あ)五七五二	賍物牙保、賍物故買	棄却	二小
三月二七日	昭和二七年(あ)五七五九	殺人未遂	棄却	二小
三月二七日	昭和二七年(あ)五七六七	横領、業務上横領	棄却	二小
三月二七日	昭和二七年(あ)五七八四	住居侵入、同未遂、暴行	棄却	二小
三月二七日	昭和二七年(あ)五八五四	麻薬取締法違反	棄却	二小
三月二七日	昭和二七年(あ)六〇三六	暴行、傷害	棄却	二小
三月二七日	昭和二七年(あ)六〇五〇	酒税法違反	棄却	二小
三月二七日	昭和二七年(あ)六一一〇	恐喝	棄却	二小
三月二七日	昭和二七年(あ)六一八〇	賍物故買、同収受	棄却	二小
三月二七日	昭和二七年(あ)六一四七	窃盗、建造物侵入	棄却	二小
三月二七日	昭和二七年(あ)六一九五	詐欺	棄却	二小
三月二七日	昭和二七年(あ)六二二三	強盗傷人	棄却	二小
三月二七日	昭和二七年(あ)六二三七	強姦未遂	棄却	二小
三月二七日	昭和二七年(あ)六三〇七	傷害、同教唆、恐喝未遂、恐喝	棄却	二小
三月二七日	昭和二七年(あ)六三六〇	酒税法違反、物価統制令違反	棄却	二小
三月二七日	昭和二七年(あ)六四三三	食糧管理法違反	棄却	二小
三月二七日	昭和二七年(あ)六四四七	窃盗	棄却	二小

三月二七日	昭和二七年(あ)六四七〇	酒税法違反	棄却	二小
三月二七日	昭和二七年(あ)六四七三	窃盗	棄却	二小
三月二七日	昭和二七年(あ)六五〇一	麻薬取締法違反	棄却	二小
三月二七日	昭和二七年(あ)六五一五	窃盗	棄却	二小
三月二七日	昭和二七年(あ)六五七三	物品税法違反	棄却	二小
三月二七日	昭和二七年(あ)六五八六	業務上過失致死傷、道路交通取締法違反	棄却	二小
三月二七日	昭和二八年(き)一	昭和二五年政令第三二五号違反被告事件についてした上告棄却の確定決定に対する再審の請求	請求棄却	二小
三月二八日	昭和二六年(あ)三〇六八	食糧緊急措置令違反、公文書変造、同行使、外国人登録令違反	棄却	二小
三月二八日	昭和二六年(あ)三三四〇	殺人	棄却	二小
三月二八日	昭和二六年(あ)三四八八	関税法違反	棄却	二小
三月二八日	昭和二七年(あ)七〇三	貸金業等の取締に関する法律違反	棄却	二小
三月二八日	昭和二七年(あ)七五四	銃砲等所持禁止令違反	棄却	二小
三月二八日	昭和二七年(あ)九七八	恐喝	棄却	二小
三月二八日	昭和二七年(あ)三四四四	賍物運搬、同牙保	棄却	二小
三月二八日	昭和二七年(あ)四六四八	酒税法違反	棄却	二小
三月二八日	昭和二七年(あ)四九五七	窃盗	棄却	二小

三月二八日	昭和二七年(あ)五三〇六	窃盗	棄却	二小	
三月二八日	昭和二七年(あ)五三二五	酒税法違反	棄却	二小	
三月二八日	昭和二七年(あ)五三六八	物価統制令違反、食糧管理法違反	棄却	二小	
三月二八日	昭和二七年(あ)五三八一	臨時物資需給調整法違反	棄却	二小	
○					
三月二八日	昭和二七年(あ)五四四八	窃盗、横領	棄却	二小	五六一
三月二八日	昭和二七年(あ)五四七七	窃盗	棄却	二小	
三月二八日	昭和二七年(あ)五五〇六	恐喝	棄却	二小	
三月二八日	昭和二七年(あ)五五四九	麻薬取締法違反	棄却	二小	
三月二八日	昭和二七年(あ)五七三八	食糧管理法違反	棄却	二小	
三月二八日	昭和二七年(あ)五八二六	覚せい剤取締法違反、外国人登録令違反	棄却	二小	
三月二八日	昭和二七年(あ)六〇八四	賍物牙保	棄却	二小	
三月二八日	昭和二七年(あ)六二一二	窃盗	棄却	二小	
三月二八日	昭和二七年(あ)六二六八	殺人	棄却	二小	
三月二八日	昭和二七年(あ)六二九六	窃盗	棄却	二小	
三月二八日	昭和二七年(あ)六三一〇	私文書偽造行使、詐欺、公文書変造、公文書偽造行使	棄却	二小	
三月二八日	昭和二七年(あ)六四五〇	窃盗	棄却	二小	
三月二八日	昭和二七年(あ)六四六四	公務執行妨害	棄却	二小	

三月二八日	昭和二七年(あ)六五六二	窃盗	棄却	二小	
三月二八日	昭和二七年(あ)六五七六	窃盗	棄却	二小	
○					
三月三〇日	昭和二七年(あ)二七一八	酒税法違反	棄却	二小	五六九
三月三〇日	昭和二六年(あ)二九二八	麻薬取締法違反	棄却	二小	
○					
三月三〇日	昭和二六年(あ)二九六八	放火	棄却	二小	五七九
三月三〇日	昭和二六年(あ)二九七三	住居侵入、銃砲等所持禁止令違反	棄却	二小	
三月三〇日	昭和二六年(あ)三〇四六	窃盗	棄却	二小	
三月三〇日	昭和二六年(あ)三〇五八	窃盗	棄却	二小	
三月三〇日	昭和二六年(あ)三〇九二	食糧管理法違反	棄却	二小	
三月三〇日	昭和二六年(あ)三一五四	食糧管理法違反	棄却	二小	
三月三〇日	昭和二六年(あ)三一八二	窃盗	棄却	二小	
三月三〇日	昭和二六年(あ)三三一一	漁業法違反	棄却	二小	
三月三〇日	昭和二六年(あ)三三四九	食糧管理法違反、物価統制令違反	棄却	二小	
三月三〇日	昭和二六年(あ)三三八三	労働基準法違反、業務上過失傷害	棄却	二小	
○					
三月三〇日	昭和二六年(あ)三四二二	麻薬取締法違反	棄却	二小	五八五
○					
三月三〇日	昭和二六年(あ)三四八五	強盗、住居侵入	棄却	二小	五九三
三月三〇日	昭和二六年(あ)三五三〇	公文書偽造、変造、行使、詐欺	棄却	二小	

三月二〇日	昭和二六年(あ)三五六七	収賄	棄却	二小
三月二〇日	昭和二六年(あ)四三〇一	酒税法違反幇助	棄却	二小
三月二〇日	昭和二六年(あ)四七〇一	詐欺	棄却	二小
三月二〇日	昭和二七年(あ)　八五	金融緊急措置令違反、商法違反	棄却	二小
三月二〇日	昭和二七年(あ)　二五四	物価統制令違反	棄却	二小
三月二〇日	昭和二七年(あ)　九九七	窃盗	棄却	二小
三月二〇日	昭和二七年(あ)一三五七	窃盗、外国人登録令違反	棄却	二小
三月二〇日	昭和二七年(あ)一八五四	詐欺	棄却	二小
三月二〇日	昭和二七年(あ)二三〇三	酒税法違反	棄却	二小
三月二〇日	昭和二七年(あ)三六四二	傷害	棄却	二小
三月二〇日	昭和二七年(あ)四九二九	詐欺	棄却	二小
三月二〇日	昭和二七年(あ)五〇〇八	窃盗	棄却	二小
三月二〇日	昭和二七年(あ)五一〇六	食糧管理法違反	棄却	二小
三月二〇日	昭和二七年(あ)五二五七	放火	棄却	二小
三月二〇日	昭和二七年(あ)五三〇〇	暴行、傷害、横領、詐欺	棄却	二小
三月二〇日	昭和二七年(あ)五三一四	窃盗	棄却	二小
三月二〇日	昭和二七年(あ)五三四二	賦物故買	棄却	二小

三月二〇日	昭和二七年(あ)五三六五	食糧管理法違反、物価統制令違反	棄却	二小
三月二〇日	昭和二七年(あ)五四五四	恐喝未遂、暴行	棄却	二小
三月二〇日	昭和二七年(あ)五四六六	窃盗	棄却	二小
三月二〇日	昭和二七年(あ)五五〇〇	職業安定法違反	棄却	二小
三月二〇日	昭和二七年(あ)五五一二	有価証券偽造、同行使、詐欺	棄却	二小
三月二〇日	昭和二七年(あ)五五一五	窃盗	棄却	二小
三月二〇日	昭和二七年(あ)五五六八	業務上横領	棄却	二小
三月二〇日	昭和二七年(あ)五六一八	窃盗	棄却	二小
三月二〇日	昭和二七年(あ)五六三五	窃盗、傷害	棄却	二小
三月二〇日	昭和二七年(あ)五七一二	住居侵入、強盗、詐欺	棄却	二小
三月二〇日	昭和二七年(あ)五七三〇	重過失致死、死体遺棄	棄却	二小
三月二〇日	昭和二七年(あ)五七三五	傷害致死	棄却	二小
三月二〇日	昭和二七年(あ)五八一九	銃砲刀剣類等所持取締令違反、殺人未遂	棄却	二小
三月二〇日	昭和二七年(あ)五八六〇	詐欺	棄却	二小
三月二〇日	昭和二七年(あ)五九一九	詐欺（若しくは横領）、食糧管理法違反	棄却	二小
三月二〇日	昭和二七年(あ)五九二二	酒税法違反	棄却	二小
三月二〇日	昭和二七年(あ)五九三五	常習賭博	棄却	二小

三月三〇日	昭和二七年(あ)五九三八	窃盗	未遂	棄却	二小
三月三〇日	昭和二七年(あ)六〇〇二	窃盗		棄却	二小
三月三〇日	昭和二七年(あ)六〇一八	暴行、賭博		棄却	二小
三月三〇日	昭和二七年(あ)六〇三〇	賍物故買		棄却	二小
三月三〇日	昭和二七年(あ)六〇五五	窃盗		棄却	二小
三月三〇日	昭和二七年(あ)六〇五八	恐喝、賍物収受		棄却	二小
三月三〇日	昭和二七年(あ)六〇七三	窃盗		棄却	二小
三月三〇日	昭和二七年(あ)六〇七八	収賄		棄却	二小
三月三〇日	昭和二七年(あ)六〇九二	恐喝未遂、火薬類取締法違反、銃砲刀剣類所持取締令違反、業務上横領		棄却	二小
三月三〇日	昭和二七年(あ)六一四一	暴行		棄却	二小
三月三〇日	昭和二七年(あ)六一六一	物価統制令違反、食糧管理法違反		棄却	二小
三月三〇日	昭和二七年(あ)六一九二	傷害		棄却	二小
三月三〇日	昭和二七年(あ)六二〇六	酒税法違反		棄却	二小
三月三〇日	昭和二七年(あ)六二二八	麻薬取締法違反		棄却	二小
三月三〇日	昭和二七年(あ)六二四五	暴行、傷害、覚せい剤取締法違反		棄却	二小
三月三〇日	昭和二七年(あ)六二七〇	傷害、恐喝		棄却	二小
三月三〇日	昭和二七年(あ)六二七六	窃盗		棄却	二小

三月三〇日	昭和二七年(あ)六二八四	詐欺		棄却	二小
三月三〇日	昭和二七年(あ)六二八七	賭博開帳図利		棄却	二小
三月三〇日	昭和二七年(あ)六三〇四	麻薬取締法違反		棄却	二小
三月三〇日	昭和二七年(あ)六三一八	窃盗		棄却	二小
三月三〇日	昭和二七年(あ)六三五七	詐欺		棄却	二小
三月三〇日	昭和二七年(あ)六三七四	業務上横領		棄却	二小
三月三〇日	昭和二七年(あ)六三七七	窃盗		棄却	二小
三月三〇日	昭和二七年(あ)六三九九	食糧管理法違反		棄却	二小
三月三〇日	昭和二七年(あ)六四一一	業務上横領、詐欺		棄却	二小
三月三〇日	昭和二七年(あ)六四五六	窃盗		棄却	二小
三月三〇日	昭和二七年(あ)六四七八	外国人登録令違反		棄却	二小
三月三〇日	昭和二七年(あ)六四八一	詐欺		棄却	二小
三月三〇日	昭和二七年(あ)六四八四	暴行、傷害、脅迫		棄却	二小
三月三〇日	昭和二七年(あ)六四九五	賍物故買		棄却	二小
三月三〇日	昭和二七年(あ)六五〇七	砂糖消費税法違反		棄却	二小
三月三〇日	昭和二七年(あ)六五二三	詐欺		棄却	二小
三月三〇日	昭和二七年(あ)六五三五	窃盗		棄却	二小

三月三〇日	昭和二七年(あ)六五五六	強姦未遂	棄却	二小				
三月三〇日	昭和二七年(あ)六五六五	窃盗、銃砲刀剣類等所持取締令違反	棄却	二小				
三月三〇日	昭和二七年(あ)六五七〇	暴行、住居侵入、傷害	棄却	二小	五九七			
三月三〇日	昭和二七年(あ)六五六七	賍物故買	棄却	二小				
三月三〇日	昭和二七年(あ)六五七九	窃盗、銃砲刀剣類等所持取締令違反	棄却	二小				
三月三〇日	昭和二八年(す)六三	詐欺、銃砲等所持禁止令違反被告事件についてなした上告棄却等の決定に対する決定訂正の申立	申立棄却	二小				
三月三〇日	昭和二八年(す)九三	有価証券偽造行使、詐欺被告事件についてなした上告棄却の決定に対する決定訂正の申立	申立棄却	二小				
三月三〇日	昭和二八年(す)九四	強盗、強姦、強盗、窃盗被告事件についてなした上告棄却の決定に対する抗告の申立	申立棄却	二小				
三月三一日	昭和二六年(あ)一〇〇六	物価統制令違反	破棄免訴	三小				
三月三一日	昭和二六年(あ)二三四八	収賄	棄却	三小				
三月三一日	昭和二六年(あ)二五九六	詐欺	棄却	三小	六〇一			
三月三一日	昭和二六年(あ)二六七四	恐喝、脅迫、恐喝未遂、銃砲等所持禁止令違反	棄却	三小				
三月三一日	昭和二六年(あ)三〇七七	強盗	棄却	三小	六〇九			
三月三一日	昭和二六年(あ)三一七三	傷害	棄却	三小				
三月三一日	昭和二六年(あ)三二二三	酒税法違反	棄却	三小	六一五			

三月三一日	昭和二六年(あ)二三七九	賍物運搬	棄却	三小	六一九			
三月三一日	昭和二六年(あ)三四九二	銃砲等所持禁止令違反	棄却	三小	六二九			
三月三一日	昭和二六年(あ)三六三五	詐欺、横領	棄却	三小				
三月三一日	昭和二六年(あ)三六七一	傷害暴行、公務執行妨害	棄却	三小	六三五			
三月三一日	昭和二六年(あ)三七〇二	食糧管理法違反、物価統制令違反	棄却	三小				
三月三一日	昭和二六年(あ)三七一八	業務妨害、建造物不退去	棄却	三小	六四一			
三月三一日	昭和二六年(あ)三九四八	傷害致死	棄却	三小				
三月三一日	昭和二六年(あ)四〇七六	窃盗	棄却	三小				
三月三一日	昭和二六年(あ)四二〇七	窃盗	棄却	三小				
三月三一日	昭和二六年(あ)四三九二	強盗	棄却	三小				
三月三一日	昭和二六年(あ)五〇一六	放火	棄却	三小				
三月三一日	昭和二六年(あ)五三〇八	麻薬取締規則違反、麻薬取締法違反	棄却	三小				
三月三一日	昭和二七年(あ)一二二八	傷害	棄却	二小				
三月三一日	昭和二七年(あ)一九五六	窃盗	棄却	三小				
三月三一日	昭和二七年(あ)二六五八	賍物運搬	棄却	三小				
三月三一日	昭和二七年(あ)三三七八	たばこ専売法違反	棄却	三小				
三月三一日	昭和二七年(あ)四一五六	恐喝	棄却	三小				

三月二一日	昭和二七年(お)四二〇五	食糧管理法違反	破棄自判	三小		○
三月二一日	昭和二七年(お)四二四〇	窃盗、賍物故買	破棄免訴	三小		
三月二一日	昭和二七年(お)四二九四	傷害、監禁	破棄	三小		
三月二一日	昭和二七年(お)四二九六	窃盗	破棄	三小		○
三月二一日	昭和二七年(お)四三〇〇	麻薬取締法違反	破棄	三小	六五五	○
三月二一日	昭和二七年(お)四三一六	賍物寄蔵	破棄	三小		
三月二一日	昭和二七年(お)四三八一	賍物故買	破棄	三小		
三月二一日	昭和二七年(お)四四一〇	賭場開帳図利、賭博	破棄	三小		
三月二一日	昭和二七年(お)四四二七	恐喝	破棄	三小		
三月二一日	昭和二七年(お)四四八三	麻薬取締法違反	破棄	三小	六六一	
三月二一日	昭和二七年(お)四五二六	窃盗	破棄	三小	六六九	○
三月二一日	昭和二七年(お)四五六五	有価証券偽造行使、詐欺	破棄	三小		
三月二一日	昭和二七年(お)四五七三	偽証教唆	破棄	三小		
三月二一日	昭和二七年(お)四五七五	賍物故買	破棄	三小		
三月二一日	昭和二七年(お)四五八五	賭博、賍物寄蔵	破棄	三小		
三月二一日	昭和二七年(お)四六〇一	恐喝	破棄	三小		
三月二一日	昭和二七年(お)四六二六	詐欺、窃盗	破棄	三小		

三月二一日	昭和二七年(お)四六四三	傷害致死	破棄	三小		
三月二一日	昭和二七年(お)四六四六	強盗	破棄	三小		
三月二一日	昭和二七年(お)四六七五	詐欺、横領	破棄	三小		
三月二一日	昭和二七年(お)四六八七	窃盗、賍物故買、食糧管理法違反	破棄	三小		
三月二一日	昭和二七年(お)四六九九	傷害	破棄	三小		
三月二一日	昭和二七年(お)四七〇一	加重収賄	破棄	三小		
三月二一日	昭和二七年(お)四七四九	窃盗	破棄	三小		
三月二一日	昭和二七年(お)四七一一	昭和二四年政令第三八九号違反	破棄	三小		
三月二一日	昭和二七年(お)四七五六	傷害、恐喝	破棄	三小		
三月二一日	昭和二七年(お)四七八五	暴行	破棄	三小		
三月二一日	昭和二七年(お)四八〇四	窃盗	破棄	三小		
三月二一日	昭和二七年(お)四八一四	酒税法違反	破棄	三小		
三月二一日	昭和二七年(お)四八一九	窃盗、賍物故買	破棄	三小		
三月二一日	昭和二七年(お)四八五五	詐欺	破棄	三小		
三月二一日	昭和二七年(お)四八六二	賍物故買	破棄	三小		
三月二一日	昭和二七年(お)四八八一	麻薬取締法違反	破棄	二小		
三月二一日	昭和二七年(お)四九一七	昭和二四年政令第三八九号違反	破棄	三小		

三月三一日	昭和二七年(あ)四九八四	たばこ専売法違反、外国人登録令違反	棄却	三小
三月三一日	昭和二七年(あ)四九六〇	繊維消費税法違反	棄却	三小
三月三一日	昭和二七年(あ)四九九五	暴行	棄却	三小
三月三一日	昭和二七年(あ)五〇〇一	窃盗	棄却	三小
三月三一日	昭和二七年(あ)五〇〇九	恐喝、同未遂	棄却	三小
三月三一日	昭和二七年(あ)五〇一六	物価統制令違反	棄却	三小
三月三一日	昭和二七年(あ)五〇四八	賭博、賭博場開張図利	棄却	三小
三月三一日	昭和二七年(あ)五〇六六	放火	棄却	三小
三月三一日	昭和二七年(あ)五〇七二	賭博、賭博保管物運搬	棄却	三小
三月三一日	昭和二七年(あ)五〇七七	酒税法違反、酒税法違反	棄却	三小
三月三一日	昭和二七年(あ)五〇九三	酒税法違反、酒税法違反	棄却	三小
三月三一日	昭和二七年(あ)五〇九六	傷害、暴行	棄却	三小
三月三一日	昭和二七年(あ)五一〇二	詐欺	棄却	三小
三月三一日	昭和二七年(あ)五一九二	賭博、賭博物故買	棄却	三小
三月三一日	昭和二七年(あ)五二四二	酒税法違反	棄却	三小
三月三一日	昭和二七年(あ)五五一三	賭博、賭博物故買	棄却	三小
三月三一日	昭和二七年(あ)五五一六	窃盗	棄却	三小

三月三一日	昭和二七年(あ)五五三三	窃盗	棄却	三小
三月三一日	昭和二七年(あ)五五四七	窃盗	棄却	三小
三月三一日	昭和二七年(あ)五五六六	恐喝	棄却	三小
三月三一日	昭和二七年(あ)五五七五	業務上過失致死傷	棄却	三小
三月三一日	昭和二七年(あ)五六〇〇	食糧管理法違反	棄却	三小
三月三一日	昭和二七年(あ)五六〇八	覚せい剤取締法違反	棄却	三小
三月三一日	昭和二七年(あ)五六一〇	傷害	棄却	三小
三月三一日	昭和二七年(あ)五六一三	公務執行妨害、傷害	棄却	三小
三月三一日	昭和二七年(あ)五六二四	賭博、賭博場開帳図利、常習賭博	棄却	三小
三月三一日	昭和二七年(あ)五六六七	強盗	棄却	三小
三月三一日	昭和二七年(あ)五六九六	公務執行妨害	棄却	三小
三月三一日	昭和二七年(あ)五七五三	強盗	棄却	三小
三月三一日	昭和二七年(あ)五九三〇	窃盗	棄却	二小
三月三一日	昭和二七年(あ)六〇六四	恐喝、暴行、器物毀棄	棄却	二小
三月三一日	昭和二七年(あ)六一二四	貸金業等の取締に関する法律違反	棄却	二小
三月三一日	昭和二七年(あ)六四六七	窃盗、遺失物横領	棄却	二小
三月三一日	昭和二七年(あ)六五四二	強盗、窃盗	棄却	三小

三月三一日	昭和二七年(あ)六八二六	窃盗、強盗	窃盗	三小
三月三一日	昭和二七年(あ)六九三三	窃盗	窃盗	三小
三月三一日	昭和二八年(あ)　九	窃盗	窃盗	三小
三月三一日	昭和二八年(し)　一五	麻薬取締法違反被告事件の控訴棄却決定に対する異議申立事件について福岡高等裁判所がした異議申立棄却の決定に対する特別抗告の申立	抗告破棄	三小
三月三一日	昭和二八年(す)　九一	関税法違反、貿易等臨時措置令違反被告事件について当裁判所のなした上告棄却決定に対する訂正の申立	訂正	二小
三月三一日	昭和二八年(す)　一〇七	公文書偽造、同行使、公文書変造、同行使、詐欺、同未遂被告事件について上告棄却の決定に対する異議の申立	申立棄却	二小

昭和二六年(あ)第一五三〇号

判　決

本籍並びに住居　新潟市宮浦町一丁目一四三〇番地
靴製造販売業
原　一郎
明治四四年九月一二日生

本　籍　新潟県南蒲原郡加茂町大字上条六三三番地
住　居　新潟市西堀通九番丁　渡辺正夫方
靴材料商
帆坂紫郎
大正六年二月一三日生

本籍並びに住居　同県中蒲原郡村松町乙の四六五番地
皮革商
神田清作
大正一二年九月五日生

右の者等に対する麻薬取締法違反被告事件について昭和二六年二月一から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり判決する。

主　文

三月二四日判決　昭和二六年(あ)第一五三〇号

右の者等に対する麻薬取締法違反被告事件について昭和二六年二月二一日東京高等裁判所の言渡した判決に対し各被告人

三月二四日判決　　昭和二六年(あ)第一五三〇号

本件各上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人神田清作の負担とする。

理　由

被告人原一郎の弁護人出塚助衛の上告趣意第一点、被告人帆坂紫郎の弁護人島岡利二の上告趣意第一及び第二並びに被告人神田清作の弁護人米村嘉一郎の上告趣意第一点について。

原判決は、被告人等が麻薬を所持していた事実を認定してこれを麻薬取締法違反の罪に問うた第一審判決を維持したものである。論旨は、被告人等の麻薬所持は警察署員の意を受けた吉田等に誘発されたことに基ずくものであるから、これを処罰することは憲法違反であると主張するのであるが、かゝる事実は本件において毫も認定せられていない事柄であつて、論旨は判示に副わない事実を前提とする主張であるから採用の限りでない。

各弁護人の上告趣意中その他の論旨は、いずれも量刑不当、事実誤認又は単なる法令違反の主張に帰し、すべて適法な上告理由とならない。

なお記録を精査しても刑訴四一一条を適用すべき事由は認められない。

よつて刑訴四〇八条、一八一条に従い、裁判官全員一致の意見を以て、主文のとおり判決する。

昭和二八年三月二四日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官　井上登

裁判官　島保

裁判官　河村又介

三月二四日判決　昭和二六年(あ)第一五三〇号

裁判官　小林俊三

裁判官　本村善太郎

昭和二六年(あ)第一五三〇号

被告人　原　一郎

弁護人出塚助衛の上告趣意

第一点

本件は憲法第十二条、第十三条に反する案件であると信ずる。本件は第一審前橋地方裁判所第三回公判期日に於て、証人四柳富夫が供述するが如く、

即ち太田弁護人の問に向つて、

問　証人は岡本文一に何か依頼した事がありますか。

答　麻薬のことを頼んだことがあります。

問　吉田という人に証人は麻薬の事を何か頼まれましたか。

答　頼まれました。

問　証人は高柳という人を知つて居りますか。

答　知つて居ります。

問　その人は何時頃知つたのですか。

答　矢張り昨年の暮です。

問　どんな関係から。

答　私は毛糸に関係して居りましたので、高柳さんに毛糸を売つて呉れと頼まれた事からです。そんな事から吉田から

頼まれて居るのだが協力してくれといわれたのです。

問　吉田という人は何をする人ですか。

答　摘発隊の人と思います。

問　吉田が摘発隊の者であるという事は高柳から聞いたのですか。

答　そうです。

（中　略）

問　岡本と被告人佐々木とが本件麻薬の取引をした時、被告人佐々木は一旦この取引を断つたという事実を岡本から証人は聞きましたか。

答　そんな事を岡本は私に話したかもしれません。

問　併し岡本は証人に本件麻薬が容易に出ないという意味の事はいつたのではないのですか。

答　何回も無いということを言つたかと思います。

問　証人は岡本に摘発隊の協力を依頼したことがありますか。

答　はい、頼みました。

問　岡本は伊勢崎へ取引する如く装つて被告人を騙したことは事実ですね。

答　そうです。

問　証人は伊勢崎で被告人の帆坂、神田、佐々木等に会いましたか。

答　大和屋旅館で顔だけは見ました。

問　証人等は二階で被告人等は階下に居たのですか。

答　そうです。

（中　略）

問　伊勢崎駅へ降りてから証人はどうしたのですか。

答　高柳に連絡しました。

問　すると吉田へは高柳が連絡したのですか。

答　そうです。

問　其の後大和屋へ誰が来ましたか。

答　吉田が来ました。

問　高柳は。

答　来ません。

問　警察へ連絡したのは誰ですか。

答　吉田だと思います。

問　麻薬を階下から二階へ持つて行つたのは誰ですか。

答　岡本です。

問　二階の室には誰が居ましたか。

答　吉田、岡本の外見知らぬ人が居りましたが、多分刑事だろうと思います。

問　階下に居た被告人等は、その時取引する心算で岡本に麻薬を渡したのでしようね。

答　私はよく知りませんがそう思つて居ります。

（中　略）

出塚弁護人の問に向けて、

問　証人はどういう訳で此の様な摘発に協力したのですか。

答　高柳が、吉田という摘発隊の隊長が是非協力して欲しいというていたと言つて頼むので、承諾したのです。

問　証人は其の手数料を期待して居たのではないのですか。

答　手数料として別に要求しません。

以下略

と斯様に四柳証人が述べております。

以上で明らかな通り、

本件は、全く警察官憲並びに利益を目標に動く一部の摘発隊なるものに欺罔され挑発されて生じた案件である。

或は本件の麻薬所持罪は、警察官憲の此の挑発なくとも発生した事件であるというかも知らん。乍併帆坂以下の被告は無論の事、上告人原一郎被告に於ても此の挑発行動がなければ、執拗に麻薬を所持しよう筈がないのである。

即ち其の麻薬は自己のものではないのであるから、売れる見込がないならば危険な麻薬所持を何で寸時たりとも所持して居様筈がないのである。

本件で吉田義明が何者であるかは不分明であるが、伊勢崎警察署の手で動いておつたものである事は明らかである。此の吉田から出でて高柳を経四柳を傳わり、岡本を通じて佐々木、神田、帆坂と来て、上告人の元へ本件麻薬が売れる買手がついて居ると電波の様に傳わるものだから、遂に本件が生れ出たものである事は、本件記録を通じて明らかな事実である。警察官憲の欺罔挑発行動で、犯罪人として検挙せられる事夫れ自体が、憲法で保証せられた国民の権利の侵害であるのに、其の欺罔行為によつてつられて、犯罪に入らずして済むべかりし筈の国民が遂に犯罪の道途道程に入り込んで来たというに至つては、言語に絶するといわねばならない。此の点について何等の考慮の払われておらない本件一審、二審の判決は倒底維持し得べき判決ではないと信ずる。或は警察官憲の欺罔行為は、公共の福祉のため麻薬を隠れた状況から引き出す為の方便であるから、正当だなどという議論は出るかも知れないが、度を超えた行為は公共の福祉の為なりとして許容せらる可きものではないと信ずる。本件に於ても隠れた麻薬を引き出すには、別に警察の執る可き途はいくらもあると信ずる。

本件の状況実体の下で国民を罰する事は、絶対妥当でないと信ずる。

第　二　点

第一点で説明した様な状況、実体で担つち上げられた犯罪事件について懲役二年六ケ月の刑を科せられる事は、刑の量定に甚だしい不当があると信ぜられる。原審判決は破棄せらる可きものであると信ずる。

以　上

昭和二六年(あ)第一五三〇号

被告人　帆坂紫郎

弁護人島岡利二の上告趣意

第一　原判決は被告人が神田清作等と判示第一記載の塩酸コカイン二十五瓦入十六本を販売しようと共謀し、昭和二十五年三月九日頃これを携えて新潟縣新律町より群馬縣伊勢崎市紺屋町百二十二番地旅館大和屋こと高橋まさ方迄持参し、四月十一日頃迄これを所持したる事実を認定し、第一審判決を維持したものである。

乍併本件被告人の麻薬所持は吉田某の麻薬摘発を業とする者から高柳、四柳、岡本等の連絡協議の下に誘発されたもので、第一審証人岡本文一、四柳富夫の証言と被告人の供述によれば、被告人帆坂紫郎は右摘発隊の誘発開始前には本件麻薬を所持せず、其の誘発に基いて新津から伊勢崎市迄所持したことは明白である。

被告人等が摘発隊によつて誘致され、伊勢崎市大和屋旅館に到着後直ちに二十名位の警察官によつて逮捕された事実は明白である。

之に依れば、麻薬取締法違反摘発に付て警察官が吉田某と連絡し誘致したものと推定される。

然らば警察官は吉田某其の他の連絡員を使用し、全然麻藤を所持せざりし被告人を誘致し、其の結果之を所持するに至らしめたるものにして、結局官憲は其の発動によりて本件犯行を構成せしめたものというべく、憲法第十二条に違反する権利の濫用であつて、被告人は無罪たるべきものと信ずる。

第二　仮に官憲との連絡を立証し得ざるものとしても、右摘発隊によつて初めて麻薬所持が発生した事実に基き、本件を訴追することも亦前示権利の濫用である。

第三　以上の理由不当なりとするも右第一、第二主張事実の下に於て被告人に実刑を言渡すことは、刑の量定甚だしく不当で、著しく正義に反するものというべきである。

以上の理由で原判決を破棄し、相当の御裁判を抑ぎたい。

以　上

昭和二六年(あ)第一五三〇号

弁護人米村嘉一郎の上告趣意

被告人　神田清作

第一点

本事件は基本的人権を侵害したる恐るべき判決である。何となれば原審が認定し且つ懲役二年という重刑を科せられた事実は、単に麻薬の所持だけの事実である。ところが其の所持は如何なる理由によつて所持したかを充分に検討しなければならぬ。

原審証人岡本文一の証言を見るに、「最初麻薬がある様な話であつたが、危険だからといつて佐々木より断られました。自分は今更断られては困るといつた。伊勢崎で麻薬の取引をするというのは表面的で、神田等を誘い出すのが目的であつた。吉田という人に頼まれて最初から被告人等を騙す心算であつた。一旦断つたが今更断られては困るといつたのは其の為である。」といい、同証人四柳富夫は「昨年より吉田という人に頼まれていたから、当初の話の時直ちに連絡した。吉田は摘発隊の人と思う。裁判確定後報酬旅費等呉れるという事であつた。一旦断つたという事も聞いたかも知れない。岡本が取引を装つて被告人等を騙した事は事実である。自分も麻薬取扱の登録済だと嘘をいつた。」とあるものであつて、被告人が一時は仲介の話をした事はあるが、それは直ちに中止する事になつたところ、摘発隊の手先である岡本文一等により無理強いに所持せしめられたという関係になつておる事は一見明らかな事実である。

仍て被告人が当初仲介の話をした事が罰せられるのであれば格別であるが、之は中止する事になつた後騙され強制されて所持した事は、摘発目的の為に侵す事の出来ない基本的人権を故意に侵害されたものである。

單に所持を罰するのであれば、摘発隊の手先岡本、四柳の両人も被告人等と同様処罰せられなければならぬ。此の点に差別待遇をした事は平等の原則に反し、憲法第十四条に違反する。

仍て原審は、基本的人権侵害の点に於て憲法第十一条乃至第十三条に違反し、平等の原則無視に於て第十四条に違反する。（岡本、四柳に記訴が無かつた事を量刑其の他に考慮しなかつた事が、即ち平等の原則無視である。）

第二点

原審は被告人の所持したものが麻薬であつた証拠として、中村重男提出の鑑定書（甲一号証ノ三）を援用してある。然るに右鑑定書を見るに、「以上の試験により、本検体は何れも塩酸コカインと同様な薬品を含有するものと思料せられる。」とあるだけであり、塩酸コカインとの確認では無い。又その含有量がどれだけであるかも判明しない。本弁護人が最近取扱つた事件に於て、公判中含有量の試験をした処多量の澱粉を含有し、純分は百分の一であつた事実がある。含有量の如何は判決の結果に影響がある。右鑑定書では含有量が判明しない。被告人等が麻薬と考えていたものが違つて居る事はいくらでも存する。客観的に麻薬であると断定するものは鑑定書だけである。然るに鑑定書は右の如く、同様の薬品といい含有量も不分明である。

此の点に於て証明不充分又は審理不盡と考えられる。

なお被告人有罪と仮定しても、第一点所説其の他を綜合して原審刑は刑の量定過重であつて、原判決を破棄しなければ著しく正義に反するものと信ずる。本論点は職権調査事項であるが念の為記述する。

以上

昭和二六年(あ)第一六六八号

判決

本籍並びに住居　北海道上川郡風連村市街地

無職

本籍　北海道苫前郡初山別村字共成

住居　旭川市四条通り六丁目左二号

洋裁業

本籍　旭川市四条通り七丁目右十号

住居　同市一条通り九丁目左五号

海産商

嵐田英尚

大正一〇年一月三〇日生

阿部春代

大正一一年一月一日生

沢田金作

明治四〇年一月七日生

右の者等に対する麻薬取締法違反各被告事件について昭和二六年三月一七日札幌高等裁判所の言渡した判決に対し各被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり判決する。

三月二四日判決　　昭和二六年(あ)第一六六八号

主　文

本件各上告を棄却する。

理　由

被告人沢田金作の上告趣意について。

論旨は量刑不当の主張に帰するから適法な上告理由とならない。

被告人嵐田英尚及び同阿部春代の弁護人関口保二の上告趣意第一点について。

自白を補強する証拠は、それによつて自白の真実であることが肯認できるものであれば足りる。また共同審理を受けた共同被告人の供述は、それだけでは完全な独立の証拠能力を有しないが、被告人の供述を補強する場合には、合わせて完全な独立の証拠能力を形成するもので、共同被告人の供述自体を更らに補強する他の証拠を要するものでないこと、当裁判所の判例（昭和二三年(れ)第七七号同二四年五月一八日大法廷判決）の示すとおりである。本件第一審判決が証拠として採用した検察官に対する被告人嵐田及び同阿部の供述調書中の記載を調べてみると被告人両名は各々所論麻薬を譲渡した事実を自白している。第一審判決はこれに加えるに、相被告人の検察官に対する供述調書中の記載等を補強証拠として採用し、これ等を綜合して判示の犯罪事実を認定したものである。（論旨は、被告人嵐田につき同人が公判において麻薬であることを否認しているということを根拠として第一審判決を非難しているけれども、同判決は前記のように嵐田の検察官に対する供述調書中の記載を証拠として採用しているのであるから、所論のように共犯者の自白のみを証拠として処罰したものでない。）そうして右当該共同被告人等の供述によれば被告人等の各自白の真実性を肯認するに足りる。そうだとすれば、それ以上に所論の物件が麻薬であつたか否かの事実につき必ずしも専門家の鑑定等の方法によつてこれを認定することを要するものではないこと、前記判例の趣旨に照らして明らかである。それ故第一審判決にはこの点について違憲なく、これを維持した原

判決にも所論のような違憲はない。論旨は採用することができない。（なお昭和二六年(あ)第一三九一号同二八年二月二四日第三小法廷言渡判決参照）。

同第二点について。

論旨は単なる法令違反の主張に帰し適法な上告理由とならない。

被告人嵐田英尚及び同阿部春代の弁護人高橋岩男の上告趣意について。

論旨の理由なきこと上記関口弁護人の上告趣意第一点について説明したとおりである。

なお記録を精査しても刑訴四一一条を適用すべき事由は認められない。

よつて刑訴四〇八条に従い、裁判官全員一致の意見を以て、主文のとおり判決する。

昭和二八年三月二四日

最高裁判所第三小法廷

裁判官　井上登

裁判長裁判官　島保

裁判官　河村又介

裁判官　小林俊三

裁判官　本村善太郎

昭和二六年(あ)第一六六八号

被告人　沢田重作

被告人の上告趣意

一　本件犯罪事実については被告人は争はありませんが被告人は第一審判決をいたゞいてから各病院にかゝり、専心麻薬中毒解消に努力し東京都立精神病院にまで五ケ月の永きに亙つて入院治療し、今日は全く麻薬中毒はなく家業に精連して厚生の意気に燃えているのであります。

被告人の家庭は被告人が唯一の働き手であり家計を維持しなければならない重責を持つて居るのであります。

従つて今後再び麻薬に親しむような事は御座いません。かゝる境地に達した被告人に悔いごも許されざるの感ある原審通りの判決を与えられまする事は麻薬取締法の精神からいつても酷に過ぎるものでないかと思います。被告人は自己の病気に依る苦痛をのがれんとして一時おさえに麻薬の注射をしてもらつた事が中毒におちいる動機となつたのである、したがつて営利を目的とする他の違反者と同視すべきではないと存じます。

故に一審二審の要はいたずらに形式的にながれ不当に人権を圧迫するものと思いますから此の点において憲法上人権の侵害があり得ると存じ上告申上げます。

以上

被告人　嵐田英尚

同　阿部春代

弁護人関口保二の上告趣意

第一点　原判決は憲法第三十八条第三項の解釈を誤り断罪した違法がある。

被告人嵐田英尚は昭和二十三年四月から一年間京都のレントゲン学校に在学していたもので同年七月中旬頃夏休みでの帰途、汽車の中で知合つた木内猛から麻薬販売のアルバイトをしてはどうかと奨められて東京都で同人から塩酸モルヒネと称される粉末二十五瓦を仕入れ旭川に持帰り、これを相被告人等に譲渡したものであるが（第一審判決書参照）それが麻薬であるかどうかについては全く判らないのである。或いは麻薬でないものを欺されて買わされたものかも知れないし、汽車の中で知合つた人なのでその入手先を突きとめるわけにもゆかない。譲り受け人の相被告も全くの素人であり麻薬と信じて買受けたものではあるが、果して麻薬であつたかどうか、頗る疑問と言わなければならない。麻薬中毒者がこれを試みても、麻薬でないものでも麻薬と信じて飲めば、或いは麻薬としての効果があるかも知れない。即ち麻薬であるかどうかは全く専門家が分析鑑定してみなければ判らないものである。

であるから被告人嵐田英尚は第一審公判に於て本件譲渡物件が麻薬であるということを否認したのであるが、第一審判決に於ては素人である他の共犯者の検察官の面前に於ける供述調書のみを証拠として専門家の鑑定書等何等物的な補強証拠がないのに、本件物件が麻薬である事実を認定し、有罪の判決をしたものである。

これについて控訴審に於て弁護人は「当該取引物件が麻薬法に所謂麻薬なるや否や極めて疑わしく、決定的な何等の証

拠がないのにも拘らずこれを麻薬なりと断定して有罪の判決をしたのは明らかに違法にして原判決は取消を免れない。即ち原判決が被告人両名の譲渡物件を麻薬なりと認定した証拠は、相被告人の検察官の面前に於ける自白を補強証拠として被告人等の検察官の面前に於ける自白を証拠に採用して認定したのである。元来、共犯の場合に於ても一方の自白を補強証拠として他方の自白を証拠に採用して有罪の認定をすることは刑事訴訟法上許されないところであり、蓋し何人の自白もそれ自体自白としての価値を一歩も出でないものであるから、その自白が如何ように累積せられても依然として単純なる自白にすぎないからである。」として、控訴趣旨書を提出したのであるが、これにつき原判決はその理由中に於て「弁護人は共犯者の検察官の面前に於ける供述調書は他の共犯者に対し証拠能力がない旨を主張するけれども、共犯者中の検察官の面前に於ける供述調書は共犯者乙に対しては刑事訴訟法第三百二十一条第一項第二号に所謂被告人以外の者が作成した検察官の面前に於ける供述を録取した書面に該当するものと解すべきであるから同条同項又は同法第三二六条の要件を充足する限り証拠能力を有するものである。而して本件記録によれば原審の引用した証拠は何れも証拠能力を具有すると認められないでもないから所論は理由がない」と判示し、被告人両名の控訴を棄却した。

然しながら自白に補強証拠を必要とする理由は、被告人の人権保障の見地から主たる証拠の証明力を担保するためである。

従来自白は不当に重視されており、その結果、自白の誘導、強要となつて現れ、幾多の弊害を生んだことは吾々の過去の経験により明らかである。これがために自白についてこの弊害を防止するため、憲法第三十八条第三項により、被告人が自白したときでもなお他の証拠を取調べなければならないとしたのであるが、共犯の場合に於ても自白の偏重を防止するという趣旨から言つて本人の自白と共犯者の自白とに於て差異はないのであるから、刑事訴訟法第三百十九条第二項の「自白」には共犯者の自白をも含むものと解さなければならない。アメリカの法律でも共犯者の証言には補強証拠が必要

である旨を定めている。二人以上の共犯者たる証人が何れも検察側の証人であるときはそれらは一人として考察され、その証言は相互に補強し得ないものとされている。東大の団藤教授も刑事訴訟法第三百十九条第二項の「自白」には共犯者の自白も含むと解され、共犯者の自白によつて他の共犯者を有罪にするためには補強証拠がなければならないときれている。（団藤教授、刑事訴訟法要綱再訂版一七九頁）若し反対の見解を採るときは、共犯者の一人が自白をし他の一人が否認した場合には、他に補強証拠がない限り、自白した者が無罪となり否認したものが有罪になるという非常識な結果に導くであろうと述べている。

この点について最高裁判所の判例では（昭和二十三年(れ)第二五九号、同年六月一日第三小法廷判決、判例集二巻六一八頁）「相被告人の自白をそれのみで証拠として採り得るか否か暫く措くも、本件の如く補強証拠のある場合はこれを採り得ること勿論である。」と判示し、相被告人の自白で有罪の判決をすることにつき問題の解決を留保していたが、その後（昭和二十三年(れ)第一一一号、同年七月十四日大法廷判決、判例集二巻八号八七六頁）「これによつて自白の真実であることが肯認し得るものである限り共同被告人の供述でも差支えない」としている。その後更に昭和二十三年十二月四日、昭和二十三年(れ)第一一四二号第二小法廷判決に於ては、はつきりと補強証拠を要しないという判例があるが、昭和二十四年五月十八日、判例集三巻七三四頁の判例に於て、共同被告人の供述につき補強証拠を要するものとしている。

右判例の場合は何れも被告人が自白した場合であるが、本件については被告人嵐田英尚は譲渡物件が麻薬であるという事実を否認しているので、この否認した部分について他の共犯者の自白を証拠として断罪したのであるが、それ以外に何等の補強証拠がないのである。麻薬取締法に所謂麻薬であるかどうかは外観上その判別は困難で専門家の分析、鑑定に俟たなければわからないことである。これを素人である共犯者の供述だけを補強証拠として断罪することは結局憲法第三十八条第三項の立法精神を蹂躙するものである。

最高裁判所の判例によれば（昭和二十三年七月二十九日大法廷判決、昭和二十三年(れ)第一六七号、判例集第二巻八号九五二頁）「相被告人はときに被告人と利害関係を異にし自己の利益を本位として供述する傾向があり、又相被告人は宣誓の上偽証の責任を以て供述する立場にいないから、被告人の自白がないのに相被告人の供述のみを唯一の証拠として断罪することは大いに考えなければならない問題であるが」としている。右の判例の場合は被告人が全部自白しており他に補強証拠として丙の仕末書と題する書面があつて、結局憲法第三十八条第三項違反の問題にならなかつたのであるが本件の場合は被告人が麻薬であることを否認しているのであるから、これを他の共犯者の自白のみを唯一の証拠として専門家の鑑定書等何等物的な補強証拠がない場合に処罰することは結局自白のみを唯一の証拠として断罪したことになり、憲法第三十八条第三項違反の問題が生ずるのではないか。要するに原判決は憲法第三十八条第三項の解釈を誤り断罪した違法があるから破棄せらるべきである。

第二点　原審判決は本件犯罪事実を認定するに当り、被告人阿部春代の検察官の面前に於ける供述調書を証拠に採用して、有罪の判決をした。

右の証拠については第一審の公判に於て被告人及び弁護人は右書類を証拠とすることに同意した。けれども刑事訴訟法第三百二十六条によれば当事者が証拠とすることに同意してもそれだけではまだ証拠とすることはできない。裁判所がその書面が作成され又は供述のされたときの情況を考慮し、相当と認めたときに限りこれを証拠とすることができるものである。

即ち、刑事被告人は総ての証人に対して審問する機会を十分に与えられる（憲法第三十七条第二項）という憲法上の大原則によつて伝聞証拠を禁止し、被告人の反対訊問を受けない供述は特別の事情ある場合以外は証拠としない趣旨を明らかにしたのであつて、同条によつて当事者の反対訊問権の抛棄を認め当事者間の同意により証拠能力のない伝聞証拠によつても証拠能力を回復するという趣旨であるが、その証拠が信頼のできるものでなければ証拠として採用することができないものである。即ち裁判所は刑事訴訟規則第二百七条によつて「取調べた証拠が証拠とすることができないものであることが判明したとき職権でその証拠の一部又は全部を排除する決定をすることができる」との規定に基き、証拠の排除決定をしなければならない。

被告人阿部春代の検察官の面前における供述調書（記録三一六丁）を見ると「昨年六月初め頃、三条一丁目の闇市で、以前島田病院にいたとき知り合つた函館の金崎清一に会いましたが、そのとき金崎が私に、売つてくれと言つて塩酸モルヒネ一瓦を寄越したのであります。そのとき一瓦を三千五百円で売つてくれ、売れたら函館市湯ノ川町一丁目二に送つてくれということでありました。このモルヒネは紙に包んでありました。その後九月末頃金崎が私方を訪ねて来て塩酸モルヒネ五瓦を紙に包んで出し売つてくれというので預つたのでありますが、その後十二月二十日頃、また金崎が私方に来てモルヒネ四瓦を出したので預つたのであります。」と供述してあるが、公判に於て（第七回公判調書、三八七丁）

弁護人高橋岩男は被告人阿部春代に対し、

問　あなたが嵐田から貰つた麻薬の量はどの位ですか。

答　五瓦ときいております。

問　検察庁で検事に調べられたときに嵐田から貰つたのは五瓦であると説明したのですか。

答　はい、そう話しました。

問　嵐田の他からも貰つたというのは、誰からと言つたのですか。

答　函館の友達から貰つたと言いました。

問　それは本当ですか、嘘ですか。

答　それは嘘です。
問　どうしてそのような嘘を言つたのですか。
答　正直なことを言つても警察の方で信用してくれないので適当に言つたのです。
問　それで検事のところでもそう言つたのですか。
答　はい、そうです。
問　それで検事に実際はこうだと話をしましたか。
答　はい、話をしました。
問　それで検事は何と言いましたか。
答　そのときは起訴後だつたので、公判のときに本当のことを言いなさいと言つておりました。
問　函館からそれを手に入れたというのは結局嘘なのですね。
答　はい、嘘です。
弁護人高橋岩男は、被告人阿部春代に対する質問を終ると述べた。
裁判官は被告人阿部春代に対し、
問　その函館から手に入れたというのは結局誰から手に入れたか。
答　嵐田から手に入れました。
問　その数量は。
答　五瓦あると言つておりました。
問　どうしてそのような嘘を言つたのか。

答　嵐田から貰つた以外には誰からも貰わないのですが、誰からかもつと手に入れたろうと言われたので、架空の人物を作つて函館の金崎というものから手に入れたと言つたのです。
との供述のように検察官の面前における供述調書は全然虚偽であるということがわかつた。
問　その函館から手に入れたというのは結局誰から手に入れたか。
答　嵐田から手に入れました。
問　その数量は。
答　五瓦あると言つておりました。
問　どうしてそのような嘘を言つたのか。
答　嵐田から貰つた以外には誰からも貰わないのですが、誰からかもつと手に入れたろうと言われたので、架空の人物を作つて函館の金崎というものから手に入れたと言つたのです。
との供述のように検察官の面前における供述調書は全然虚偽であるということがわかつた。
問　その函館から手に入れたというのは結局誰から手に入れたか。
答　嵐田から手に入れました。
問　その数量は。
答　五瓦あると言つておりました。
問　どうしてそのような嘘を言つたのか。
答　嵐田から貰つた以外には誰からも貰わないのですが、誰からかもつと手に入れたろうと言われたので、架空の人物を作つて函館の金崎というものから手に入れたと言つたのです。
との供述のように検察官の面前における供述調書は全然虚偽であるということがわかつた。
問　その函館から手に入れたというのは結局誰から手に入れたか。
答　嵐田から手に入れました。
問　その数量は。
答　五瓦あると言つておりました。
問　どうしてそのような嘘を言つたのか。
答　嵐田から貰つた以外には誰からも貰わないのですが、誰からかもつと手に入れたろうと言われたので、架空の人物を作つて函館の金崎というものから手に入れたと言つたのです。
との供述のように検察官の面前における供述調書は全然虚偽であるということがわかつた。
問　その函館から手に入れたというのは結局誰から手に入れたか。
答　嵐田から手に入れました。
問　その数量は。
答　五瓦あると言つておりました。
問　どうしてそのような嘘を言つたのか。
答　嵐田から貰つた以外には誰からも貰わないのですが、誰からかもつと手に入れたろうと言われたので、架空の人物を作つて函館の金崎というものから手に入れたと言つたのです。
との供述のように検察官の面前における供述調書は全然虚偽であるということがわかつた。
問　その函館から手に入れたというのは結局誰から手に入れたか。
答　嵐田から手に入れました。
問　その数量は。
答　五瓦あると言つておりました。
問　どうしてそのような嘘を言つたのか。
答　嵐田から貰つた以外には誰からも貰わないのですが、誰からかもつと手に入れたろうと言われたので、架空の人物を作つて函館の金崎というものから手に入れたと言つたのです。
との供述のように検察官の面前における供述調書は全然虚偽であるということがわかつた。
問　その函館から手に入れたというのは結局誰から手に入れたか。
答　嵐田から手に入れました。
問　その数量は。
答　五瓦あると言つておりました。
問　どうしてそのような嘘を言つたのか。
答　嵐田から貰つた以外には誰からも貰わないのですが、誰からかもつと手に入れたろうと言われたので、架空の人物を作つて函館の金崎というものから手に入れたと言つたのです。
との供述のように検察官の面前における供述調書は全然虚偽であるということがわかつた。
阿部春代が検察官に対してどうしてこのような虚偽のことを申述べたのか、恐らく検事の誘導訊問にかゝり心にもないことを言つたのであろうと思うが、かゝる信頼のおけない供述調書は裁判所に於て刑事訴訟規則第二百七条により排除決定をしなければならないのに、これを排除決定もせずに採用し、断罪の資料に供したことは違法と言わなければならない。
右は判決に影響を及ぼすべき法令の違反であつて原判決は破棄せらるべきものである。

以　上

昭和二六年(あ)第一六六八号

被告人　嵐田英尚
同　阿部春代

弁護人高橋岩男の上告趣意

原判決は憲法第三八条の規定に反する違法の判決で破棄を免れない。

即ち第一審判決は被告人等が単独で各自又は共同で塩酸モルヒネを、清野トモエ其の他数名の者に譲渡した事実を認定の上、その証拠として被告人の公判廷に於ける供述及検察官に対する供述並に相被告人の検察官に対する自白を採用して有罪の判決をした。

然し乍ら当該取引物件が麻薬取締法に所謂塩酸モルヒネであるか否かの証拠は各人の自白以外になく、斯かる自白を以て塩酸モルヒネと断定して有罪の裁判をしたのは明に憲法第三八条の規定に違反する違法の判決で原審裁判所に控訴の申立をした処、原審裁判所は合憲なりと判定の上控訴棄却の判決をしたのであるから破棄を免れない。

抑当該現品は一方被告人嵐田が木内猛から入手したものであるが、此の現品が果して麻薬なりや否やは被告人両名が検察官に対する自白以外には何物もないのである。即ち現品が押収せられて鑑定に付された事実も又木内、金崎の入手先も一切不明である。而して被告人両名は本件物品を検察官に或は麻薬と称し又或は塩酸モルヒネと称し、其の実体の何物であるかを正確に認識していない。唯木内又は金崎の指称した名称を受売し、相被告人等が之を夫々受売を継続したのに過ぎないのである。

従つて被告人両名は第一審第一回公判以来当該現品の麻薬性を否認して来たのである。本件被告人両名以外の者に付ては

夫々押収現品に付き正確なる鑑定が施せられ、麻薬なることが明白になり、或は医師又は獣医師等専門家の手より入手した関係上麻薬なることが証拠上明になつて居るが本件現品に付ては一切斯かる証拠を欠除して居る。

殊に麻薬の如きは外観上その判別が極めて困難で相当の専門知識を必要とし、素人の企て及ばざる処であつて、吾人が日常使用に供する金銭の如きとは著しく其の趣を異にするものであるから、専門家の言質又は鑑定のない限り自白（受売り自白）のみを以て認定することは採証の法則に違反するものと言わねばならない。されば第一審裁判所は其の余の被告人間の収授物件に付き正密なる鑑定が試みられたのである。

尚被告人阿部が金崎清一からの入手に付き検察官に対する供述は全然虚無の供述で、斯かる虚偽の供述の為された所以は警察署に於て自白を強要せられ迎合のため斯かる架空の供述を為し、検察官に対しては其の撤回又は変更が出来ないものと誤信し警察署同様の供述をしたのである。公判開始の際其の誤りなることを発見し、担当検察官前田検事を訪問してその訂正を要請したが既に起訴後の今日に於ては一切を公判に於て明白にするに如すとの言に依り、第一審最終公判期日に此の点を明にしたのであるが、第一審判決は遂に其の主張を容れなかつた。而して被告人阿部の売渡数料は全部で被告人嵐田より交付を受けた五瓦のみで、その売渡先は李済徳、白戸ひで、清野ともるの三名である。

之を要するに被告人両名の本件所為は麻薬に関する証拠を欠除し無罪の判決言渡あつて可然き処、事こゝに出ざる原判決及第一審判決は憲法第三八条に違反の判決で破棄を免れない。

以上

昭和二六年(あ)第二〇六二号

決定

本籍　朝鮮慶尚南道晋陽郡二班城面大川里

住居　兵庫県明石市船上町二〇四番地の一

マッチ製造業

李気浩

明治二八年五月二八日生

右に対する物品税法違反被告事件について昭和二六年三月二三日大阪高等裁判所の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり決定する。

主文

本件上告を棄却する。

理由

弁護人横田隼雄の上告趣意は末尾に添附の別紙記載のとおりである。

趣意第一点について。

所論は、原審において主張なく、従つて原審の判断せざる事項で刑訴四〇五条の上告理由とならない。のみならず所論は起訴状送達を認められないと主張するが、記録によれば被告人は第一審公判において所論の如く起訴状謄本を受取つた旨を述べてゐるし、被告人及び弁護人も異議なく起訴事実について答弁しているのであるから所論の如き訴訟法違反を認めることはできない。

三月二四日決定　　昭和二六年(あ)第二〇六二号

三月二四日決定　　昭和二六年(あ)第二〇六二号

同第二点について。

所論は、原審において主張なく、従つて原審の判断せざる事項で刑訴四〇五条の上告理由とならない。しかも記録に基き第一審判決を検討するに、その挙示する証拠を綜合すれば、判示犯罪事実を認定することができるのであるから、所論の如く被告人の自白のみによつて有罪とした違法はない。そして被告人の本件所為が共謀によるものとしても、被告人の罪責は免かれないのみならず共同正犯に対し刑訴六〇条の適用を記載しなくともそのため原判決を破棄する事由とならないことは、当裁判所の判例（昭和二三年(れ)第三五一号同年七月二〇日第三小法廷判決参照）とするところであるから所論は総て採用するを得ない。

なお記録を調べても刑訴四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて刑訴四一四条、三八六条一項三号により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和二八年三月二四日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官　井上登

裁判官　島保

裁判官　河村又介

裁判官　小林俊三

裁判官　本村善太郎

昭和二六年(あ)第二〇六二号

弁護人横田隼雄の上告趣意

第一点　原審判決は第一審が公訴棄却すべき案件を看過した違法がある。

本件記録を査閲するに、被告人に対する起訴状を送達したりと認むべきものがない。

刑事訴訟法第二百七十一条第二項の規定は強行規定であつて、起訴状を送達したことを証するものが必要である。

然るに、

第一審第一回公判調書中、

「裁判官は弁護人の申請を採用し、本件被告人は国語に通じないので、通訳人を介し審理する旨の決定を宣し、

……

裁判官は被告人に対し起訴状の謄本及び召喚状及び通知及催告書を受けとつているかどうかを尋問したところ、被告人は本年五月十三日頃に起訴状謄本及び召喚状及び通知及催告状を受けとつている旨述べた。」

と記載あるが、被告人は国語に通せず通訳を介しこの供述したからとて、通訳が又起訴状を理解しいたかどうか疑うべきものあり、仮りに理解しいたりとするも、単に「受けとつている旨述べた」ということのみで、適法に本件起訴状の謄本を送達したということは認められない。

此場合規定の期間内に適法に起訴状の送達すべきであるに、これを無視して審理結審被告人に有罪の判決したことは、刑事訴訟法第二百七十一条第二項に違反したもので、これを看過した原審判決は憲法に定める公平な裁判をしたとはいえ

被告人　李気浩

ない。

第二点　原審判決は第一審が訴訟手続を無視して判決したるを看過した違法がある。

本件起訴状及第一審判決によれば、

「被告人は……李秉国李秉浩と共謀の上」

と挙示せるところであるが、第一審第二回公判調書中、

「問　被告人と李秉国及李秉浩との関係は。

答　親子関係であり一人は長男一人は次男であります。」

との記載あり。

この記載を事実と認めるなれば、被告人は親子関係共謀物品税の逋脱したことになるが、原審控訴趣意で争わんとするところの左記二点をも含み居るものと察せられる日本語を理解せざる被告人提出の控訴趣意書である。然るにこれを看過した違法は免れぬ。

其の一　物品税逋脱の共犯の場合である。

「法ハ左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ」

とあり、他の犯罪と異る税法関係者の場合、その一人のみに対し法文に示す範囲の罰則を適用することが果して妥当であろうか、妥当でないとしても第一審が共犯関係を認めながらその適法を示さざるは違法というのである。

其の二は被告人の不利益自白のみで刑罰を科したことは違法である。

第一審判決証拠説明の各関係者の供述調書、質問顛末書等のみにては被告人の判示物品税逋脱したとは認め難い。

第一審第二回公判調書中、

「問　本件取引の相手方は誰れか。

答　大西重夫、星山和吉、河野勝広、宇山惣平、森田平一の五名に対し昭和二十四年四月頃より同年十二月頃移出販売を致しました。」

と記載あるに、第一審判決挙示の氏名中右に足らず、結局被告人の検事に対する供述調書、被告人の第一審に於ける供述を証拠として罪断の資料と為したるは、憲法に違反せると主張せるものと解せられるに、これ何等の判決を為さざる原審判決は違法である。これは憲法第三十八条第三項の違反である。

以　上

昭和二六年(あ)第二六三三号

判　決

本籍並びに住居　大分県日田市大字高瀬四〇五四番地の一
古物商
木下政男
大正四年八月一八日生

右の者に対する賍物故買被告事件について昭和二六年三月二九日東京高等裁判所の言渡した判決に対し原審弁護人大城朝申から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり判決する。

主　文

本件上告を棄却する。

理　由

弁護人大城朝申の上告趣意（後記）第二点について。

第一審判決の挙示する大石実、真田幸夫、佐藤八百吉の各供述調書によれば、所論買受物品が盗品であることを明らかに認め得るので、原判決は少しも所論判例と相反する判断をしているものではないから、判例違反の主張は理由がない。また、原判決には所論のような理由不備、採証法則違反等もない。

同第四点について。

所論は、憲法一四条一項、三七条一項、三六条違反を主張するけれども、その実質は、第一審における未決勾留日数の通算を不要とした原審の判断の不当を主張するに帰着し、刑訴四〇五条の上告理由にあたらない（所論の場合が憲法違反となる

三月二四日判決　昭和二六年(あ)第二六三三号

三月二四日判決　昭和二六年(あ)第二六三三号

らないことは、憲法一四条につき昭和二三年(れ)四三五号同年一〇月六日大法廷判決、同三七条一項につき昭和二二年(れ)四八号同二三年五月二六日大法廷判決、同三六条につき昭和二二年(れ)三二三号同二三年六月二三日大法廷判決各参照)。

同第一点、第三点、第五点及び第六点について。

論旨第一点及び第三点は、事実誤認の主張、同第五点は、単なる刑訴法違反の主張、同第六点は、量刑不当の主張であつて、いずれも刑訴四〇五条の上告理由にあたらない。なお、本件については刑訴四一一条を適用すべき事由も認められない。

よつて、刑訴四〇八条に従い、裁判官全員の一致した意見で主文のとおり判決する。

昭和二八年三月二四日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官　井上登

裁判官　島保

裁判官　河村又介

裁判官　小林俊三

裁判官　本村善太郎

昭和二六年(あ)第二六三三号

弁護人大城朝申の上告趣意

第一点　原判決は「原判決挙示の各証拠を綜合すれば、判示事実は全部これを認めることができるから」として第一審判決の確定した事実を認め、弁護人の控訴趣意第一点を排斥した。然しながら第一審判決は判示第一及び第二の事実を認定し、その内第二の事実は一覧表に依つて(1)乃至(16)の事実を掲げ、結局全部で十七回に亘る故買の事実を認定したのであるが、その証拠としては単に標目のみを羅列し、どの証拠に依つてどの事実を認定したのかさつぱり分らない。その挙示の証拠の内容を記録について詳細に検討して見ても、その内容は原判示事実と符合していないのであるから、之を綜合して見ても判示各個の故買事実の全部を認定することは不可能と思われる。従つて原判決には判決に影響を及ぼすべき重大な事実の誤認があり、破棄せらるべきものであると思料する。

第二点　第一審判決判示第二の事実は「被告人は別紙一覧表の通り就れも、賍物たる情を知り乍ら買受け、以て故買した。」と判示し、一覧表には番号、買受場所、売渡人、買受品目及び数量、買受金額の記載はあるが、窃盗犯人、被害者、被害日時、場所等の記載がなく、又之に照応する各盗難被害届等も証拠として挙示されてないから、果して右買受物品が盗賍品であるか否か明確でない。従つて仮に被告人が之を盗賍品であると認められる証拠及び認定がないのであるから、第一審判決及びその認定を維持した原判決には理由不備又は採証法則違反の違法に依る重大な事実の誤認があると同時に、昭和二五年(れ)第二七二号同年五月一六日第三小法廷の判決例(最高裁判所判例集第四巻五号刑事八二〇頁末行以下参照)と相反する判断を為したのであつて、当然破棄せらるべきものである。

被告人　木下政男

（控訴趣意第一の七）

第三点　第一審判決判示第二の事実中、一覧表番号(1)乃至(3)の物件は被告人が買受けたものではなく、浜松市田町所在の石橋屋呉服店外一名が、大石実、松岡政男から買つたものであることは、被告人の司法警察員に対する第四回供述調書第五項中の、大石が朝鮮の松岡と最初二度程着物類を売りに参り、量が多いので不審な物だと思い、石橋や稲木に世話し、自分ではかゝり合いしてはつまらんと思い金を出して買わなかつた旨の供述記載に依つて、頗る明白であり、石橋からは警察にその旨の始末書を提出した。他に之を覆えす証拠としてはないのであつて、原判決の引用する第一審判決挙示の大石実、眞田幸夫、佐藤八百吉の司法警察員に対する各供述調書も、被告人が之を大石等から買つたことを確定する資料とは何等ならないものである。然らば、原判決は何等証拠がないのに拘らず、右の(1)乃至(3)の事実も被告人が買受けたものであると速断し、罪とならない事実を賍物故買と認定した重大なる事実の誤認があるのであるから、破棄せらるべきものである。（控訴趣意第一の六）

第四点　被告人は昭和二十四年十一月十七日勾留、同年十二月五日起訴されたが、翌年の昭和二十五年四月十八日附で追起訴が為されるまで空しく身体拘束の儘日時延引し、その為公判の審理も屢々延期となり、その間保釈も許されず、同年九月十二日第一審判決言渡後同月十四日漸く保釈許可となるまで未決勾留三百日以上に及んだ次第である。然るに第一審判決においては懲役二年の実刑が言渡され、而も未決勾留日数中一日の通算もなかつたので、驚いて控訴したところ、原審では未決勾留日数の本刑算入は第一審裁判所の自由裁量に任されたところであるから、右不算入を違法とすべきでないとして、弁護人の控訴趣意第三点を排斥された。然しながら裁判所の自由裁量は恣意専断ではなく、条理慣例に基ずいて為されねばならぬ。本件に於ても、同年七月二十九日に第一審判決の言渡のあつた相被告人阿部庄七に対しては百五十日、同大石実、眞田幸夫、佐藤八百吉に対しては各百八十日を各本刑に算入されたに拘らず、被告人に対しては一日の算入もな

かつたことは特段の事由のない限り遺忘か恣意か、又は量刑甚だしく不当であつて、衡平を害し平等を損うものなることは勿論である。されば原判決は此の点に於て刑訴法第四百十一条第一号及び第二号に該当するものとして破棄せらるべきであると共に、憲法第十四条第一項（すべて国民は法の下に平等であつて、差別されない）同三十七条第一項（公平な裁判所の迅速な裁判を受ける権利）の各規定の精神に違反する。又同第三十六条の残虐な刑罰を禁ずる規定の精神にも背反するものと思料する。蓋し未決勾留そのものは刑の執行ではないが、未決勾留日数の本刑算入は、寛厳に著しく影響し、憲法第三十六条の残虐な刑罰とは刑の執行にのみ関する規定ではなくして、具体的に個々の刑の宣告にも関連適用せらるべき規定であると解すべきであるからである。

尚原審は相被告人阿部庄七に対しては控訴を棄却されながらも、第一審判決を破棄されながら第一審判決と同じ懲役二年及び罰金五千円の実刑を科し、第一審に於ける三百日に亘る未決勾留日数中一日の通算もされなかつたことについては、或は第一審に於ける未決勾留日数の算入は第一審裁判所の専権に属するものと解されたのではないかと思考せられる。然しながら刑法第二十一条には、唯単に「未決勾留ノ日数ハ其ノ全部又ハ一部ヲ本刑ニ算入スルコトヲ得」と規定するのみで、何等その算入について審級の制限を附していないのであるから、裁判所はその審級における未決勾留日数を算入することの出来るばかりでなく、上級裁判所は下級裁判所の判決を破棄するに際しては、下級審に於ける未決勾留日数をも本刑に算入することが出来るものと云わねばならぬ。されば此の点に於ても原判決は量刑甚だしく不当であつて、刑訴法第四百十一条第一号、第二号の事由があり、原判決は破棄しなければ著しく正義に反する場合に該当する。

第五点　原判決は刑訴法第三百九十七条に依り第一審判決を破棄したのであるから、同法第四百条に依り原則として本件を原裁判所に差戻さねばならない。若し夫れ同条但書に依つて自ら更に判決しようとするならば、訴訟記録及び原裁判所に

おいて取調べた証拠の外に、控訴趣意書に表われた事実上の爭点及び情状の点に付更に証拠を取調べた後、被告事件に付判決すべきであるにも拘らず、控訴審に於て何等の証拠の取調をもせずに直ちに第一審判決と同一刑期及び金額の判決したのは違法であり、頗る不法不当である。

第六点　原判決が被告に対し懲役二年及び罰金五千円の実刑を科したのは、刑の量定甚だしく不当であつて、刑訴法第四百十一条に依つて原判決を破棄するを相当と信ずる。即ち被告人には(イ)前科がなく、(記録第五四六丁指紋照会回答、第五四七丁戸籍照会回答参照)全くの初犯である。(ロ)大分縣日田の純朴な農家に生れ、高等小学卒業後浜松飛行隊に入隊、航空会社の地上整備、機上勤務等を経て、終戦後昭和二十二年八月頃から浜松市で古物商の許可を受けて商売を始めたが素人商売で振わず、税金等の為差押を受け生活に困つた挙句、大石実等に利用せられ本件に連累するに至つたものである。(ハ)被告人は幼時からお人好しで馬鹿正直であり、人に利用される傾向があつたことは、第一審公判廷に於ける被告人の実兄である証人木下徳太郎の証言に依つて明らかで、決して悪質なる事犯でなく、性質は至つて善良である。(ニ)本件故買に依つて被告人の得た利益は僅かに一万円位に過ぎない。(第一審第二回公判調書中、裁判官の問に対する被告人の答参照)(ホ)保釈出所後は郷里大分縣日田市の実家に引取られ、実兄木下徳太郎の指導監督の下に農業に従事し、改悛の情極めて顕著である。被告人には自身の子女もあり、決して再犯の虞れは毫末もない。(ヘ)郷里の実家は大分縣日田市に於ける相当の農家で、被告人の老父与一七十六歳、老母イヨ七十二歳、兄徳太郎四十二歳、及びその家族と同居し父母兄は朝夕被告人の身の上を非常に必痛して居り、神佛に被告人の更生を誓い、一家一族の悲願としてひたすら被告人に対し御寛大なる御裁判を賜わらんことを歎願して居ることは、別紙木下徳太郎の歎願書の通りである。以上の次第であるから、今更被告人に対して実刑を科する必要は毫もない。被告人を更生させる為情状御酌量の上、相当期間執行猶予の御判決を賜わるべきであつたのに、懲役二年及び罰金五千円の重刑を科せられた原判決は、刑の量定甚だしく不当であるから、刑訴法第四百

十一条を適用して原判決破棄の上、同法第四百十三条に則り相当の御裁判を賜わらんことを偏に懇願致します。

以　上

昭和二六年(あ)第二九六六号

判　決

本籍並びに住居　福岡県三潴郡西牟田村一八二二番地

大　工　高山繁こと

高　山　茂

昭和五年一〇月二二日生

右の者に対する恐喝、同未遂、窃盗、銃砲等所持禁止令違反被告事件について昭和二六年四月二八日福岡高等裁判所の言渡した判決に対し、被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり判決する。

主　文

本件上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理　由

弁護人尾中勝也の上告趣意は末尾に添附の別紙記載のとおりである。

第一点について。

所論にいう「犯罪報告書」には本件犯罪捜査を担当した司法警察員川島秋雄外一名が自分等が行つた捜査の経過と、被告人が第一審判決摘示第一の恐喝に関する犯罪事実を自供したことが記載されているのであつて所論のように単なる風評、意見、臆測判断を記載したものでない。そして引用の大審院判例は警察官の単なる意見、判断を記載した書面の証拠能力を否

三月二四日判決　昭和二六年(あ)第二九六六号

三月二四日判決　　昭和二六年(あ)第二九六六号　　二

定したものであり本件の場合には適切でない。従つて原判決には右判例と相反する判断をしていないから所論判例違反の主張は理由がない。

第二点について。

所論は、単なる刑訴法違反を主張するに帰し、刑訴四〇五条の上告理由にあたらない。

なお所論犯罪報告書中に記載されている喜田トシ子の話のなかには、所論金員交付に関する点は含まれていないのみならず、第一審公判において主任弁護人は右書面につき証拠とすることに異議なく同意（第三回公判調書一四四丁）しているのであり、その同意するについても何等限定を加えていないから、右書面を証拠としたことについても所論の違法はない。

第三点について。

所論は量刑不当の主張であつて刑訴四〇五条の上告理由にあたらない。

なお記録を調べても、本件につき刑訴四一一条を適用すべき事由も認められない。

よつて同四〇八条、一八一条により裁判官全員一致の意見で主文のとおり判決する。

昭和二八年三月二四日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官　井上登

裁判官　島保

裁判官　河村又介

裁判官　小林俊三

裁判官　本村善太郎

昭和二六年(あ)第二九六六号

弁護人尾中勝也の上告趣意

第一点　原判決は、大審院の判例と相反する判断をした違法があるから破棄を免れない。

即ち、原判決は第一審判決判示第一事実、恐喝の被害者たる山口ウメノが被告人に判示金五百円を交付したのは、畏怖に基いたものではない旨の事実誤認を主張する控訴を棄却し、その理由として右ウメノの第一審公廷における証言中には「前後の事情に照らし、何人と雖も到底納得のゆき難い点もあるが、これらの点を除外し、その余の部分を他の証拠と綜合して本件犯罪認定の一証左としたものと解するすを相当とする。従つて、右ウメノの供述の一部を捉えて原審の認定を論難する論旨は当らない」と判示した。従つて、原判決は第一審裁判所の事実認定の是非を判断するに当つて、同時に右の如く右裁判所の採証の方法を是認する旨の判断を示したものであるが、右判断中にはその論理的前提として、右の「他の証拠」の証拠能力を肯認する判断を当然含んでいるものというべきところ、第一審判決の判文及び記録を照らすと、右の「他の証拠」とは被告人の第一審公廷における供述、第一審証人山口勇の証言、司法警察員川島秋雄外一名作成の犯罪報告書であること明白である。

然るに、右の「犯罪報告書」と題する書面を検査するに、右書面の記載は殆んど本件犯罪捜査を担当した司法警察員川島秋雄、緒方茂が採聞した風評、或は同人等の意見、臆測乃至判断にすぎず、同人等が経験した事実としては、僅かに本件犯罪の捜査経過を記載した部分のみである。而して、右の捜査経過の記載部分は本件犯罪事実認定に際して、何等の証明力を有しないことはその記載自体に徴し明らかであるから、第一審裁判所が右の部分を除き、前記風評、意見、判断の記載部分を証拠として採用し、原審も亦前記の如く之を肯認する判断を示したものというべきである。

被告人　高山茂

一

原審の右の判断は、右の如き意見、判断を記載した司法警察員作成の捜査報告書、或は素行調書の証拠能力を否定した大審院数次の判例（大正三年(れ)第二七七号、刑録二〇輯九四〇頁。大正三年(れ)第一一九五号、刑録二〇輯一一三一頁）と相反するから、原判決は破棄を免れないと信ずる。

第二点　原判決には、判決に影響を及ぼすべき法令の違反があつて、破棄しなければ著しく正義に反するものと思料する。

即ち、原判決は右第一点記載の如く前記犯罪報告書の証拠能力を肯認したものであるが、右書面中、冒頭の「喜田トシ子方で今年の正月頃、同人所有の麦田鋤賃のことで争いがありその際、田鋤に雇われていた荒木町大字黒土の農業山口勇(当二十五年)の母ウメノが『高山さんともう一人の青年は、とても恐ろしい人だ』といつていたとの聞き込みを得云々」なる記載部分（同部分を除く他の意見、判断を記した部分は、証拠能力のないこと疑う余地はなく、又捜査経過を記した部分は、証明力のないこと第一点に述べた通りであるから、第一審及び原審が同部分を証拠として採用したものと解せざるを得ない）が、仮に第一点記述の如く単なる風評ではなく、右ウメノの「被告人ともう一人の青年は、とても恐ろしい人だ」という言葉が、同人から直接前記トシ子に、更に右トシ子から直接右書面作成者たる司法警察員に伝えられたものとすれば（かくの如き判然たる経路は、前記記載のみによつては窺い得ないと信ずるが）、此の部分は右作成者の見聞事実に属するか、右ウメノが畏怖の結果、被告人に金員を交付したか否かの事実証明に関して、右の記載部分は三重の伝聞ともいうべきもので、第一審で右書面を証拠とすることに同意したけれども、右同意によつては単に直近の伝聞性が除かれたのみで、尚それに先立つ他の二重の伝聞性は除かれていないものと考えられるから、右書面の右部分を証拠として採用することは許されないといわねばならない。

然るに、第一審判決は右違法な証拠と、他の証拠を不可分的に綜合して本件犯罪事実を認定し、原判決も亦前記の如く右の採証方法を是認する判断を示したのであるが、右の如き採証の方法には判決に影響を及ぼすべき違法があるとするこ

と御庁判例の示すところであるから、原判決は職権によつて破棄されるべきが相当と思料する。

第三点　原判決は、刑の量定が不当であつて、著しく正義に反するものである。

原判決は、懲役一年六月の実刑を科した第一審判決を「犯情に照らして、原審の刑は強ち重きに失するとも思われない」として是認したが、第一審が認定した犯罪事実は金五百円の恐喝、恐喝未遂、中古自転車の窃盗及び銃砲刀剣等所持取締令違反であつて、右恐喝は犯罪の成否が第一審以来争われているものであり、窃盗の事実は明白であるが、記録に明らかな様に既に被告の弁償済であり、銃砲刀剣等所持取締令違反は刃渡り二十三糎の短刀を自宅に隠匿していたというのみであつて、他の兇悪犯罪の用に供したというものではなく、何れもそれ程の実害を生じてはいない。又、右犯行は年少にして無性格の青年が、一時の悪に染まり誤れる血気と稚気とに禍された一時的現象としてありがちな、いわば少年（被告人は原審判決当時、満二十年六月）犯罪の一典型であつて、現下の異常に兇悪な少年犯罪の動向に比しても、犯情寧ろ軽微として恕すべきものがあるというべく、両親の膝下において遷善、その途を歩ましめるが良策であると信ずる。事実、被告人に対する百八十余日の勾留によつて、実刑の目的の大半は既に果されたものであり、爾来被告人は翻然悔悟、覚醒して家業に精励しているのである。改善不能な性格的犯罪と断定されるならともかく、本件の客観的、主観的犯情は右の如く、軽微にして一時的なものであるから、之に実刑を科するか否かは本件犯罪をして、即ち被告人のこれからの長い人生の一つの意義ある踏台をして終らしめるか、或は持続的犯罪の第一歩たらしめるかの一岐路になるかもしれないとの虞を懐くことは、これ迄の刑政の実情に照らしで決して謂われなき杞憂ではないであろう。

想を玆に至して、温情以て原判決を破棄せられんことを敢て願う次第である。

以　上

昭和二六年(あ)第三九一二号

判　決

本　籍　大阪市此花区春日出町一五一番地
住　居　尼崎市金楽寺宅地二五番地
青果物商
奥　村　裕　照
大正四年六月五日生

右の者に対する食糧管理法違反被告事件について昭和二六年九月一二日大阪高等裁判所の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり判決する。

主　文

原判決及び第一審判決を破棄する。
被告人を懲役六月に処する。
精米一〇石四斗の換価代金五万九千六百七十一円を没収する。
当審における訴訟費用は被告人の負担とする。
本件公訴事実中第一審判決判示第二の事実について被告人を免訴する。

理　由

被告人の上告趣意第一点は食糧管理法は違憲であるというのであるが、同法の違憲でないことは当裁判所の判例とするところであるから（昭和二三年(れ)第二〇五号同年九月二九日大法廷判決参照）論旨は理由がなく、同第二点は刑訴四〇五条の

三月二四日判決　昭和二六年(あ)第三九一二号

上告理由に当らない。

本件公訴事実中第一審判決判示第二の主要食糧の輸送委託の事実は昭和二七年政令第一一七号大赦令により大赦があつたので刑訴四一一条五号四一三条但書三三七条三号により原判決及び第一審判決を破棄して右事実について被告人に対し免訴の言渡をしなければならない。

よつて、第一審判決判示第一の事実について食糧管理法九条三一条同法施行令一一条同法施行規則二九条を適用しその所定刑中懲役刑を選択しその刑期範囲内において被告人を懲役六月に処し主文三項記載の金員は本件犯行の組成物件の換価代金であつて被告人以外の者に属しないから刑法一九条一項一号、二項本文により没収すべきものとし、刑訴一八一条により当審における訴訟費用は被告人をして負担せしむべきものとする。

よつて裁判官全員一致の意見により主文のとおり判決する。

検察官　安平政吉出席。

昭和二八年三月二四日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官　井上登

裁判官　島保

裁判官　河村又介

裁判官　小林俊三

裁判官　本村善太郎

被告人の上告趣意

一　食糧管理法は憲法違反である。

即ち憲法第二十五条は国民の生活権を謳めているものである。其の当時の配給食のみを以て到底生命を保持し健康を維持することは絶対困難である。仮令表面的に現れると否とは別にして全国民が食生活に四苦八苦各自食糧の確保につとめたことは蓋うことの出来ぬ事実である。

況んや戦時下の諸統制法は帝国主義戦争遂行の為に立法せられたる悪法多く、食糧管理法も当然その悪例法の一つである。

終戦既に六年経過の今日に於ても戦争下に悪法を適用して苛酷なる刑を以て臨むということは到底忍従する処でない。近く食糧の統制撤廃も行われるという政府声明に於ても当然本件は憲法第九十八条違反なりと論ずる次第である。

二　原審の刑は量定が不当である。

原審は被告人を懲役一ケ年と言渡したのであるが仮に本件が有罪であつても右刑罰は不当である。

前述の通り帝国主義主義戦争遂行の目的を以て立法せられたる食糧管理法が終戦後六年後の今日に於ても、乱脈無類の悪法食糧法違反によつて懲役一年の言渡しのみならず物件の没取されたということは、余りにも被告人に対して苛酷すぎる所刑である。

被告は目下日稼の状況に於て妻子四名及び母親と六人暮しの低級な生活に甘んじている者である。一度一年の刑を課せ

被告人　奥村裕照

られたとすると残る家族五人を誰人の保証によつて、生活を維持することが可能か前途に於ても全く暗澹たるものがあるを以て原審懲役一年を棄却し軽い状況酌量の上の処刑を望む次第である。

以　上

54

昭和二六年(あ)第三九二六号

判　決

本　籍　中華民国台湾省新竹県中歴区揚梅鎮二番地
住　居　大阪市旭区貝脇町三番地
洋服商　黄　浩然　大正五年九月二日生

右に対する麻薬取締法違反被告事件について昭和二六年九月六日大阪高等裁判所の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり判決する。

主　文

本件上告を棄却する。
当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理　由

弁護人大塚一男の上告趣意（後記）第一点について
論旨(一)乃至(五)は、憲法違反の語を用いてはいるが、その実質は単なる法令違反の主張で、刑訴四〇五条の上告理由に当らない。しかも論旨(六)において主張する点は、原審としては単に量刑の一事情として所論の事実を指摘したに止まり、罪となるべき事実を認定したわけではないから、原判決には所論の如き違法もない。
同第二点について

三月二四日判決　昭和二六年(あ)第三九二六号

三月二四日判決　　昭和二六年(あ)第三九二六号

論旨は結局量刑不当の主張で、刑訴四〇五条の上告理由に当らない。（被告人に実刑が科せられることによつて家族が生活困難に陥つても憲法第二五条に違反するものでないことについては当裁判所昭和二二年(れ)第一〇五号同二三年四月七日大法廷判決参照）その他記録を調べても同四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四〇八条、一八一条により裁判官全員一致の意見で主文のとおり判決する。

昭和二八年三月二四日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官　井上登

裁判官　島保

裁判官　河村又介

裁判官　小林俊三

裁判官　本村善太郎

昭和二六年(あ)第三九二六号

弁護人大塚一男の上告趣意

第一点　原判決は刑訴法第一条、憲法第十三条等に違反しているから破棄を免がれない。

(一)　本件について第一審判決は、法廷にあらわれたすべての事実、証拠、事情を考慮して刑の執行猶予を相当とする裁判をなしたのである。

(二)　ところが、原審は単に書面審理だけで第一審判決をいとも簡単にカンタンに破棄して、被告人に実刑を科した。

(三)　これは、原審が国民に奉仕すべき公務員たる立場をわすれ、（憲法第十五条）すべて国民は個人として尊重されるし、生命、自由及び幸福追及にたいする国民の権利は国政上最大の尊重を必要とするという憲法の要請と、個人の基本的人権の保障を全うしつつ事案の真相を明らかにする刑事訴訟の本来の目的（刑訴法第一条）に背いて裁判したことを証明する。

(四)　真に「最大の尊重」を考慮するならば、被告人に不利益な点のみをほじくりだすことなく、他の有利な事実の探求に努力すべきこと、裁判所たるものの当然なすべき職責といわねばならない。

(五)　事実審理に時日を費して真実究明に努力した第一審判決を、控訴審たる原審が書面だけみて重く罰することは、刑訴法が規定する第二審中心主義を破壊するものである。

控訴審が、第一審判決を破棄して被告人を重く処罰する場合には、事実の調査をなしその結果にもとずいて裁判すべきことは憲法、刑訴法の規定を綜合して得られる当然の結論である。

この結論が認められないならば、国民の人権は控訴審の独善的独占権限に支配され、まさに風前の灯となるであろう。

被告人　黄浩然

(六) また、原判決は実刑を科する理由として、被告人は本件犯行十ヶ月前頃から麻薬を買い受け注射していたことをあげている。

しかし、これは被告人の検事に対する供述調書の一部に存するにすぎず、他にいかなる証拠もない。完全に「自白」のみによる認定である。

自白のみにより刑を重くし、または実刑を科することは、自白が信用できない——客観的真実に反するという刑事学上のイロハを考えれば、危険な裁判といわねばならない。

この危険を強行した原判決は、憲法第三十八条、刑訴法第三百十九条に違反している。

第二点　原判決は、はなはだしく量刑が不当であつて、これを破棄しなければいちじるしく正義に反するから、「裁判所」が「正義の殿堂」たることをのぞむならば破棄しなければならない。

(一) 麻薬事件の量刑が不当に苛酷であり、執行猶予がほとんどないこと、これは全国的にみられる顕著な現象であり、弁護士のひとしく遺憾、不可解とするところである。

何故、かくも重いか。われわれ部外者にはわからないが、マヤク事犯については「マヤクには実刑を」というような一種特別な考慮等々が存するのではないかと疑いたいくらいである。

(二) 本件原判決も、一般の例にもれず不当である。事件の具体性、個別性をみないで、多くのマヤク事件と同類の実刑を言渡した原判決は、果して独立した司法権の行使といえるだろうか。

(三) 被告人に実刑を科した原判決をそのまま執行すれば、家族四人の扶養はどうなるか。生活の道を失うことはもちろんである。

それでも、被告人に実刑を科すべき理由があるのか。

一人の犯罪者にたいする「正義」の要求とは、多数の善良な家族の生活し、生存する権利をさえ奪い去れというのであろうか。

正義は、そんなことを要求するものではない。むしろその反対のこと——家族が生存し、生活することを欲している。

(四) 原判決を維持するには「被告人を処罰することによつて、その家族が生活、生存しえなくなるのもやむを得ない」という法則の存在が必要である。

しかし、このような法則は日本国憲法の適用地域には存しないし、存することを許されない。

なぜならば、そこでは「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」（憲法第二十五条）が保障されている筈だから。

(五) そうだとすれば、原判決が「家族四名の扶養義務者である被告人に実刑を科せば、右家族が路頭に迷うに至る点」等を考慮して、執行猶予を相当とした第一審判決を破棄して実刑を科したのは憲法の規定と正義の要求をふみにじつたものというべく、「正義の回復」のために原判決を破棄しなければならない。

以　上

昭和二六年(あ)第三九七五号

決　　定

本　籍　朝鮮江原道横城郡安宜面上城里以下不詳
住　居　静岡県浜名郡飯田村上飯田一三二三番地
農　業　岡本文男こと
朴　容　好　当三六年

右に対する強盗予備並びに銃砲等所持禁止令違反被告事件について昭和二六年六月六日東京高等裁判所の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり決定する。

主　　文

本件上告を棄却する。

理　　由

弁護人柳生常治郎の上告趣意は、単なる法令違反若しくは量刑不当の主張で刑訴四〇五条の上告理由に当らない。また記録を調べても同四一一条を適用すべきものとは認められない(所論不能犯の主張は、原判示の如く犯罪事実の否認であつて、刑訴三三五条二項により、これに対し判断を示すべき事項ではない。しかも所論の如き事情を考慮しても、被告人が強盗予備の罪責を負うべきは当然で、この点に関する原判決の判断は正当である。論旨第一点及び第二点も理由がない)。

よつて同四一四条、三八六条一項三号により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

三月二四日決定　　昭和二六年(あ)第三九七五号

昭和二六年(あ)第三九七五号

昭和二六年三月二四日決定

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官　井上登

裁判官　島保

裁判官　河村又介

裁判官　小林俊三

裁判官　本村善太郎

昭和二六年(あ)第三九七五号

弁護人柳生常治郎の上告趣意

第一点　原判決は、被告人の犯罪事実は不能犯であるとの主張に対し、「其の主張は犯罪事実の否認であつて、刑事訴訟法第三百三十五条第二項に、いわゆる法律上犯罪の成立を妨げる理由、又は刑の加重、減免の理由となる事実の主張とは解せられないから、同主張に対し、特に判断を加えなかつた原判決に所論のような違法はない」と判示すれども、不能犯は単なる犯罪事実の否認のみでなく、不能の事実の存在あらば法律上犯罪の成立を妨げられるべきものである。従つて、刑事訴訟法第三百三十五条第二項に依り、判決にそれに対する判断を示さなければならない原判決は、単なる事実の否認と解し上告人の主張を排斥したるは、法律の解釈を誤つたもので破棄は免かれない。

第二点　原判決は「被告人両名が、原判示のように昭和二十五年十一月四日、原判示堤防路上に於て松田岩次郎から金員を強取しようと企てたるも、其の数日前、大塚英治から右松田に告知され、松田は右危険の発生を避けて、右十一月四日には右場所を通行しなかつたため被害の発生を見ずに済んだ旨主張するのであり、原判決挙示の証拠、その他記録に徴すると、右主張のとおりの事実のあつたことはこれを肯定するに難くない。そして、所論は右のような状況である以上、犯罪の発生全然不能であつて、被告人両名の所為は不能犯であると主張するのであるが、所論のように、松田が大塚から危険を告知されたというような事情があつたとしても、右松田は大塚の言を措信せずして右場所を通行したかも知れず、またその言を措信しても、敢て右場所を通行することも絶無といえない状況にあつたが、偶々松田が大塚の言によつて大事をとつて、右場所の通行を避けたため強盗の発生が未然に防がれたものであることは記録上これを窺うに十分であるから、

岡本文男こと

被告人　朴　容　好

本件が所論のように、強盗が全然不能であつたから不能犯であると論じ去ることができるような事案でないことは明瞭である」と判示し、不能犯の主張を排斥すれども、判示日時には松田が通行しないことは現実であつて、判示の如き松田が大塚の言を措信せず通行するかも知れない、又其の言を措信しても、敢て右場所を通行することは絶無といえないと説示するも、現実を無視した論法であつて到底承服し難い。被告人は、大塚英治より十一月四日松田が午後通行するとの言に基き、同日午後零時三十分頃、判示現場に赴き待つて居るから、松田が来たら知らしてくれと大塚に話し、同人も了承したので、右時刻に右現場に赴いた処、大塚が来て松田の通行時刻は午後二時から五時頃の間である旨告げて居たもので、被告人が現場へ行つた時刻には既に松田が金を受領して帰つた後で、松田が通行することは絶無であり、又確定的のもので、松田が大塚の言を措信せず通行するかも知れないとか、或は其の言を信じても、通行すること絶無とはいえないとかを論ずる余地は無いことは記録上明白である。従つて、被告人は大塚から教えられた時刻及び其の後は、特定人たる松田に対する犯行の発生危険は絶対に不能である。松田が、大塚から危険を告知された程度なら未だ不能犯とは論じ難いも、本件の如きは松田は大塚から危険を告知され、之が除去を大塚等と打合せた上、事前に危険発生を除去し、其の事実は大塚も知悉しながら、全然松田が判示場所を通行せざる時刻を被告人に告知して現場に赴かしめ居るもので、絶対に危険発生する余地は無いのである以上、不能犯たることは言を俟たない。原判決の説示は牽強附会で、法の解釈を曲解せるもので破棄は免れ難い。

第三点　刑の量定重きに失する。本件は、大塚英治の誘導に依るものであるが、自己の身の不安を感じ、数日前に松田に危険発生の虞れあることを告知し、其の危険発生を除去する処置を為し、松田が判示場所を通行せざるに通行する如く虚言して現場へ誘導せしめ置き、一方、警察官に密告し以て逮捕せしめたるもので、被告人等は大塚の巧言に踊らされたものであり、又大塚が誘導しなければ本件の犯行を企図しなかつたであろうし、且つ又、全然面識のない松田に対し大塚の手引なければ実行出来ないものである。加うるに、犯罪発生の危険除去されて居たことは原判決肯認の通りである。仮りに不能犯にあらずと解されるとするも、酌量すべき案件であると共に時間を経過するも、松田が通行する様子もないので犯行企図を中止し帰らんとした際、逮捕された事情にもある被告人は、自己の軽卒と非行を深く痛感悔悟して居るもので、保釈後正道に職業に専心し、再犯の虞れ絶無である。又、銃砲所持の点は偶発的事情から入手したものである。尚又、被告人は前科もない。之等各事情を綜合せば、原判決の懲役一年六月の実刑は甚しく重きに失すると確信する。

以　上

昭和二六年(あ)第四〇一五号

決　定

本籍並びに住居　小樽市錢函町六二五番地

無　職

士　井　賢　一

明治三九年四月一二日生

右の者に対する業務上横領被告事件について昭和二六年七月一八日札幌高等裁判所の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり決定する。

主　文

本件上告を棄却する。

理　由

弁護人海野普吉の上告趣意について。

所論は原審で主張せず且つ判断されなかつた事項について第一審判決の憲法違反を主張するもので適法な上告理由とならない。（なお憲法三八条三項は被告人の自白を裏付ける補強証拠が犯罪事実の全部に亘つて存在することを要求するのではなくて、それによつて自白の真実性を保障し得る証拠が他にあれば右の規定に違反するものでないことは当裁判所がしばしば判例に於て示している通りである昭和二二年(れ)一五三号同二三年六月九日大法廷判決参照。そして第一審判決は被告人の自白以外の他の証拠をも掲げているのであつて、それによれば被告人の本件自白の真実性を保障しうるものであるから所論は採用できない。）

三月二四日決定　　昭和二六年(あ)第四〇一五号

三月二四日決定　　昭和二六年(あ)第四〇一五号

なお記録を精査しても刑訴四一一条に該当する事由はない。

よつて同四一四条三八六条一項三号により全裁判官一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和二八年三月二四日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官　井上登

裁判官　島保

裁判官　河村又介

裁判官　小林俊三

裁判官　本村善太郎

昭和二六年(あ)第四〇一五号

弁護人海野普吉の上告趣意

被告人　士井賢一

第一点　原判決は被告人の自白を被告人に不利益な唯一の証拠としており、之は刑事訴訟法の応急的措置に関する法律第十条、憲法第三十八条第三項に違反するものであつて、斯かる違法は判決に影響を及ぼすべき重大なる法令違反であるから原判決は当然破棄さるべきである。

原判決は被告人の控訴を輒く棄却し、第一審判決の事実認定を妥当なりとして之をその儘維持していることが明らかである。そこで第一審判決を検討してみると、第一審判決は判示業務上横領の事実を認定した証拠として、一乃至一七に亙り本件船体並火災保険契約に依る保険料支払者の各事実申立書を列挙し、更に被告人の副検事に対する第一回供述調書と第一審公廷に於ける被告人の供述とを挙示しているのであるが、右各証拠を更に詳しく検討してみると、前記各事実申立書に依つては各保険料支払者が日動火災保険会社札幌支店小樽支部との間に夫々保険契約を締結し孰れもその頃右会社の取扱人である被告人に対し夫々規定の保険料を支払つたことが判明するだけで、被告人の業務の内容（会社との関係）が如何なるものであるか、及び判示金員を費消したか否かに付ては全く判明しないのである。従つて被告人の保管金員に対する権限が如何なるものであるかに付ては、右各申立書によつては之を明かにすることが出来ないものと謂わねばならない。尤も右被告人の保管金員に対する権限に付ては、前記被告人の副検事に対する第一回供述調書により、その内容を窺知することが出来るから第一審判決は、右の点は被告人の供述のみで之を認めたものと断定せざるを得ないのである。

さて憲法第三十八条第三項並に刑事訴訟法の応急的措置に関する第十条は被告人の自白の証拠能力を制限して補強証拠

なくしては之を唯一の罪証に供し得ない旨を規定しているのであるが、最高裁判所の判例はこの規定を解して右補強証拠は当該犯罪の客観的事実に付て之を必要とし、且之を以て足るとしているようである。（昭和二三年(れ)第七七号同二四年五月一八日判決）

ところで、被告人を業務上横領の所為ありたるものとして有罪の認定をするについては次の諸要素が証拠により、認定されなければならないと考える。即ち第一に被告人の業務の内容、第二に右業務により保管する物が被告人の任意処分を許さない性質のものであること、第三に右保管に係る物が被告人により処分されたこと、第四に被告人の右処分が不正領得の意思を以てなされたことである。

而して右の中第一乃至第三の要素が業務上横領罪に於ける前記客観的事実と呼ばるべきものであり、第四の要素は之に属さないものと考えるべきであろう。

従つて右第一乃至第三の要素に付ては前記判例に依つても、有罪の認定を為すには被告人の自白だけでなく必ず之を補強する他の証拠の存在を要するものと謂わねばならないのである。

今之を本件に付て考えると、前記被告人の業務の内容或は被告人が判示金員を費消したか否か、更には被告人の保管金員に対する権限が如何なるものであつたか等の諸点は孰れも右第一乃至第三の要素に該当し、之等の諸点は、他に補強証拠の存在なくして、被告人の自白だけでは之を認定することが出来ないものである。

然るに第一審判決は前陳の如く、右諸点に付、被告人の自白を唯一の証拠とした違法があつて明らかに憲法第三十八条第三項、刑事訴訟法の応急的措置に関する法律第十条に違反するものである。而して第二審判決は遺憾乍ら控訴趣意書にその主張が無かつたからとはいえ、第一審判決に於ける右憲法違反の事実を慢然看過した失当があり、第二審判決の斯かる失当は矢張り第一審判決同様の憲法違反の瑕疵を帯びるものと謂わねばならない。仮令、第二審判決にその判断が無かつたからとて憲法違反の如き重大なる瑕疵が第二審判決の慢然たる措置によつて治癒されるとは到底考えられないのであつて、右違法は当然判決に影響を及ぼすべく、原判決は破棄さるべきものと考える。

以　上

昭和二六年(あ)第四〇三五号

決　定

本籍並びに住居　秋田県鹿角郡小坂町小坂字栃川原一八番地　秋本岩治方

農　業

秋　本　巳代治

昭和四年九月一六日生

右の者に対する傷害致死被告事件について昭和二六年九月一八日仙台高等裁判所秋田支部の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり決定する。

主　文

本件上告を棄却する。

理　由

弁護人細野三千雄の上告趣意について、

所論は原審で主張せず且つ原判決の判断しなかつた事項について第一審訴訟手続の憲法違反を主張するもので適法な上告理由とならない。（刑訴二九一条による手続が終つた後証拠調に入る前に裁判官が被告人に対し公訴事実について質問しても必ずしも違法といえないこと昭和二五年(あ)第三五号同年一二月二〇日言渡大法廷判決の示すところである。）

なお記録を精査しても刑訴四一一条に該当する事由はない。

よつて同四一四条三八六条一項三号により全裁判官一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和二八年三月二四日

三月二四日決定　　昭和二六年(あ)第四〇三五号

三月二四日決定　昭和二六年(あ)第四〇三五号

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官　井上登

裁判官　島保

裁判官　河村又介

裁判官　小林俊三

裁判官　本村善太郎

昭和二六年(あ)第四〇三五号

弁護人細野三千雄の上告趣意

被告人　秋本巳代治

第一点　原判決は控訴を棄却され、結局被告人の科刑は第一審判決に拠ることとなるのであるが、第一審の審理は法廷の手続によらない違憲があると思料する。

即ち記録によれば、第一回公判において証拠調に入るに先立つて、裁判長は被告人に対し（第八丁乃至九丁）第二乃至第十一問答によつて本件記訴事実について被告人尋問を行つており、此の尋問応答は第二回公判においても（第一二四丁）、第三回公判においても（第一三四丁）、第四回公判（第一六五丁）においても審理更新毎に繰返され、此の被告人尋問のあつた後に証拠調が行われている。

而して第一審判決は、その事実認定の証拠として被告人の公判廷における供述を援用しているのであるが、記録によれば、被告人の公判廷における本件公訴事実に関する供述は、右記の証拠調前の被告人尋問以外には無いのである。

然らば、第一審においては旧刑事訴訟法における被告人尋問手続を以て審理し、その供述を判決の証拠にしたことは明白であり、結局第一審は新刑事訴訟法所定の手続に拠らないで審理し、刑罰を科したことになり、第二審は斯かる違憲違法の審理手続による本件記録の記載に基いて審理判断せられたものであるから、原判決は破棄せらるべきであると信ずる。

以上

昭和二六年(あ)第四四五七号

決　　定

本籍並びに住居　姫路市野里六七五番地

農　　業

大　沢　栄　一

大正九年一〇月九日生

右の者に対する住居侵入未遂被告事件について昭和二六年一〇月一〇日大阪高等裁判所の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり決定する。

主　　文

本件上告を棄却する。

理　　由

弁護人坂本一郎の上告趣意第一点は憲法三六条違反を主張するがその実質は単なる量刑不当の主張同第二点は事実誤認の主張であつて刑訴四〇五条の上告理由に当らない。（なお裁判所が普通の刑を法定刑の範囲内で量定した場合においては、それが被告人の側から観て「苛酷」と思はれるものであつても、憲法三六条に違反しないことは昭和二二年(れ)三二三号同二三年六月二三日言渡大法廷判決参照）また記録を調べても同四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和二八年三月二四日

最高裁判所第三小法廷

三月二四日決定

昭和二六年(あ)第四四五七号

三月二四日決定　　昭和二六年(あ)第四四五七号

裁判長裁判官　井上登
裁判官　島保
裁判官　河村又介
裁判官　小林俊三
裁判官　本村善太郎

昭和二六年(あ)第四四五七号

被告人　大沢栄一

弁護人坂本一郎の上告趣意

第一点　原判決は憲法第三十六条に違反するから、破棄せらるべきであると思料する。

憲法第三十六条に於て、「公務員による拷問及び残虐な刑罰は絶対にこれを禁ずる。」と定めている。右の残虐な刑罰の中には、被告人の個人的な諸事情を顧慮しない甚だしく重い刑罰をも含むものと解する。原判決は「被告人は昭和二十六年五月十二日午前二時頃窃盗の目的で、京都市中京区新町六角下る六角町三百五十七番地岩佐友三郎方住居に侵入するため、その用に供するペンチ、ドライバー等を携帯の上同家二階本屋根上に登つたが、侵入の機会を失い、遂に同家へ侵入するに至らなかつたものである」という犯罪事実を認定して、被告人を懲役三月に処した。然しながら被告人の本件犯罪については左の如き情状誠に酌量すべき諸般の事情がある。即ち、

被告人は昭和二十六年四月七日大阪地方裁判所に於て建造物侵入窃盗罪に依り懲役六月、三年間刑の執行猶予という御寛大な判決を受けたにも拘らず、その後間もなく再び窃盗の犯意を起し、住居侵入窃盗に必要な諸道具を携帯して、態々姫路から京都に赴き、暫時侵入に恰好な場所を物色したことは、誠に不都合な行為であつて、素より指弾を免れないのであるが、被告人は本件犯行前妻の実家に二万円、妻の姉婿に三万円、友人に一万円、計六万円の借金があり、殊に妻からその実家に対する借金を早く返すように喧ましくいわれ、なんとかして右借金を早く返さなければならないと思い、色々金策を考え尽力して見たが、なんとも方途がつかず、遂に本件犯行を企図するに至つたのであつて、その動機に於て酌量すべき点があるのみならず、被告人は前記の如く窃盗の目的で京都に赴いたけれども、自分自身や家族のことを考えると

恐ろしくなり、窃盗等はやめて自宅に帰ろうと考え直したが、その時は既に夜中の二時頃であり、今頃諸道具を携えて町の中をうろ〳〵して居て警察官に誰何されたら大変だと思つて居るとき、人の足音が聞えたので、被告人は大いに驚き、附近に身を隠すのに適当な場所がないかと探したが、容易に見当らなかつたので、夢中で岩佐友三郎方の屋根に登り身を隠したのであつて、決して窃盗の目的で右屋根に登つたのではない、被告人としては深夜に町の中をうろ〳〵して怪しまれるよりも、屋根に登つていた方が人に見付けられずに安全であると思い、約二時間位屋根の上で待ち、電車が動き出したので、もう大丈夫だから京都駅に引き返そうと思い、右屋根から降りて歩いて京都駅に行く途中、警邏中の警察官二名から不審訊問をされ、所持品を取調べられて軽犯罪法違反の現行犯として逮捕されたのである。被告人が岩佐友三郎方の屋根に登つたことは被告人自身しかしらないのであるから、被告人が右の事実を秘して居れば、住居侵入未遂の事実は全く判明しなかつたのであるが、被告人は警察で正直に右の事実をも自白し、然かも岩佐友三郎方の屋根の上で煙草二本を吸つたことまで申立て、その煙草の吸殻、燐寸の軸まで領置せられたので遂に建造物侵入罪として起訴されるに至つたのである。右の事実に徴しても被告人が如何に素直で正直者であるかが証明できると思う。

被告人は去る昭和二十六年五月十二日本件のため現行犯として逮捕せられ、同年六月十六日保釈出所を許されるまで、引続き三十五日間勾留せられ、その間相当心身の苦痛を味わい、十分反省悔悟したのであつて、保釈出所後は自宅に帰り孜々として農業に従事して居り、現在改悛の情極めて顕著であつて再犯の虞れはない。被告人の家族は老母、妻、二男一女（八歳、五歳、一歳）の六人家族であつて、被告人の働きのみに依て一家の生計を保持して居るのである。被告人が上告審に於ても原判決通り実刑に処せられたならば、先に言渡された執行猶予は当然取消され、懲役六月をも合せて執行きれることになり、被告人の心身の苦痛は勿論、その家族の生活の困窮悲惨は目に見えて明らかである。

以上の諸般の事情を考察するならば、住居侵入未遂罪の法定刑には罰金刑もあるのであるから、被告人に対しては所定

刑中罰金刑を選択して罰金刑を以て処断してやつてもよいと思料する。然るに原判決が被告人を懲役三月に処したことは、被告人の個人的事情を顧慮しない甚だしく重い刑罰であつて、憲法第三十六条に所謂「残虐な刑罰」に該るのではないかと思料する。

原判決が憲法第三十六条に違反しないとしても、最高裁判所におかれては、以上の諸般の事情につき特別の御同情御配慮を賜り、本件については刑事訴訟法第四百十一条第二号の規定を適用せられ、原判決を破棄して、被告人に対しては罰金刑を以て処断せられたく、切に念願する次第である。

第二点　原判決は判決に影響を及ぼすべき重大な事実の誤認がある。

原判決は「被告人は（中省）窃盗の目的で、（中省）岩佐友三郎方住居に侵入するため、その用に供するペンチ、ドライバー等を携帯の上同家二階本屋根に登つたが、侵入の機会を失い、遂に同家へ侵入するに至らなかつたものである。」という事実を認定したが、被告人の第一審公判廷に於ける供述は前記の如く第一点に詳細に記載した通りであつて、被告人が岩佐友三郎方二階本屋根に登るときは、既に窃盗の考えはなかつたのであり、警察官その他通行人の誰何不審訊問を免れんがために、夜明けまで一時身を隠そうと考えて右屋根に登つたのであつて、同家に侵入する意思もなかつたのである。被告人に住居侵入の意思がない以上、屋根に登つて、暫時身を隠していた事実を捉えて直ちに住居侵入未遂罪を構成すると断定することは出来ないと思料する。

原判決は、司法警察員の被告人に対する供述調書の記載、副検事の被告人に対する各供述調書の記載を証拠として前記犯罪事実を認定したが、右各供述調書の、犯罪事実に関する部分の記載は極めて簡単であり、抽象的で漠然として居つて、その証明力薄弱であり、輙く措信し難い。被告人が岩佐友三郎方の屋根に登るに至つた理由は、被告人が第一審公判廷に於て詳細に供述して居る通りであつて、右供述が真相である。然るに原審が被告人の第一審公判廷に於ける供述を漫

然排斥し、司法警察員及び副検事の被告人に対する供述調書のみを措信して本件犯罪事実を認定したことは、判決に影響を及ぼすべき重大な事実の誤認である故、刑事訴訟法第四百十一条第二号の規定に依り、原判決は破棄せらるべきであると思料する。

以上

昭和二六年(あ)第四五〇五号

判決

本籍並びに住居　長崎県下県郡仁位村大字千尋藻三九三番地

農業兼漁業

築城勝

明治四四年一〇月一五日生

右に対する火薬類取締法違反被告事件について昭和二六年一〇月八日福岡高等裁判所の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり判決する。

主文

本件上告を棄却する。

理由

弁護人牟田真の上告趣意（後記）第一点について。

論旨は、憲法違反の語を用いてはいるが、その実質は原判決の法令違反を主張するもので、刑訴四〇五条の上告理由に当らない。しかも原判決の引用する第一審判決の事実摘示に徴し、原判決は、火薬類取締法二一条をも適用する趣旨であることは明白であり、唯その規定を挙示することを遺脱したものと認めるを相当とするから、原判決に右の如き違法があつても、未だ刑訴四一一条を適用して原判決を破棄するに足る事由とはなし難い。論旨は採用するを得ない。

同第二点について。

犯人の所罰は憲法一四条所定の理由に基く差別的処遇ではなく、特別予防及び一般予防の要請に基いて各犯罪各犯人毎に

三月二四日判決　昭和二六年(あ)第四五〇五号

妥当な処置を講ずるものであるから、その処遇の異なることあるべきは当然であつて、犯情の或面において他の犯人に類似した犯人であつてもこれより重く処罰されることもあり得るわけであり、これを目して憲法一四条の原則に違反するということはできない（当裁判所昭和二三年(れ)第四三五号同年一〇月六日大法廷判決参照）。論旨はそれ故理由がない。

また記録を調べても刑訴四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四〇八条により裁判官全員一致の意見で主文のとおり判決する。

昭和二八年三月二四日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官　井　上　登

裁判官　島　保

裁判官　河　村　又　介

裁判官　小　林　俊　三

裁判官　本　村　善太郎

昭和二六年(あ)第四五〇五号

被告人　築　城　勝

弁護人牟田真の上告趣意

原判決は左の理由により破棄を免れないものと思料する。

第一　原判決は刑事訴訟法第一条、憲法第三十一条に抵触すると思料する。

原判決は法令の適用の点に於て、「次の通りである」として、火薬類取締法第五十九条第二号を掲ぐるのみでは、果して此条文中のどの条文に違反したのかゞ判らない。同条第二号中に列挙してある条文中のどの条文に当るかを示さなければ、被告人の所為が具体的にどの条文に違反したのか判らぬことになる。此の基本的の条文を示さずして罰則のみを示して被告人の自由を奪うことは、憲法第三十一条に抵触するものと思料する。

第二　原判決は又憲法第十四条に抵触するものと思料する。

憲法第十四条は、国民は法の下に平等であり差別されないことを規定して居る。然るに末尾に添附の佐須奈簡易裁判所昭和二十六年(い)第八号火薬類取締法違反被告人竹井貞市の所為に就て見るに、此の被告人のダイナマイト等の所持量は之を被告人築城勝の所持量に比するときは、確かにより多量である。然るに被告人竹井貞市に対する判決は罰金五千円であるのに、被告人築城勝に対し原判決が懲役五月を処することは、憲法が「国民は法の下に平等であり差別されない」と云う事を規定して居るのに反する。被告人竹井貞市の処分に照らし、被告人築城勝に対しても五千円或はそれ以下の罰金を以て処断さるべきものと思料します。

以上の通りであるから、原判決は破棄さるべきものと思料する。

以上

昭和二十六年(い)第八号

略式命令

本籍　香川県木田郡庵治村字竹井四九〇番地

住居　長崎県上県郡峰村櫛一四五番地

船長　竹井貞市　三十七年

右の者に対する火薬類取締法違反被告事件について、当裁判所は次の通り略式命令をする。

主文

被告人を罰金五千円に処する。

右罰金を完納することができないときは、金二百円を一日に換算した期間被告人を労役場に留置する。

押収に係るブリキ罐一個、同桜印ダイナマイト十一本、同ダイナマイトを握つて固めたもの十個、同雷管に導火線一寸位をつけたもの二本、同小刀一本は全部之れを没収する。

事実

被告人は法定の除外事由がないのに、昭和二十六年二月四日上県郡琴村南風泊灣碇泊中の徳生丸船内において、桜印ダイナマイト十一本、ダイナマイト約三本を握り固めたもの十個、導火線付雷管二本を所持して居たものである。

適条

火薬類取締法第二十一条第一項第一号、第五十九条第一項第二号、刑法第十八条第十九条。

昭和二十六年四月七日

昭和二六年(あ)第四七六五号

判決

本籍　長野県北佐久郡小諸町甲九九三番地の一

住居　神奈川県川崎市二子四六四番地

日傭人夫　大池巻雄　大正八年一二月二五日生

右に対する物価統制令違反、食糧管理法違反被告事件について昭和二六年九月二六日東京高等裁判所の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり判決する。

主文

原判決中有罪部分を破棄する。

被告人を懲役四月及び罰金三千円に処する。

右罰金を完納することができないときは、金二百円を一日に換算した期間、被告人を労役場に留置する。

当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

本件公訴事実中、被告人が精米を統制額を超える代金で販売する目的の下に所持していたとの事実（第一審判決摘示第六の事実）について、被告人を免訴する。

理由

弁護人福田覚太郎の上告趣意第一点について。

三月二四日判決　昭和二六年(あ)第四七六五号

所論中、憲法一三条違反を主張する部分は、その実質において、単に、営利目的の点に関する事実認定の経験則違背又は事実誤認の主張に帰し、適法な上告理由にあたらない。また、判例違反の主張については、所論援用の大審院判例は、「共犯者ノ一人ガ営利ヲ目的トセズ又ハ自己ノ業務ニ関セズトスルモ共犯者ノ他ノ者ガ営利ノ目的ヲ有シ又ハ其ノ業務ニ関スルトキハ共ニ価格等統制令違反ノ責ヲ免レザルモノ」であることを判示するにとどまり、もとより本件の事案に適切ではなく、原判決はすこしも右判例と相反する判断をしているわけではないから、所論判例違反の主張は理由がない。

同第二点、第三点について。

所論はいずれも刑訴四〇五条の上告理由にあたらない。

しかし、本件公訴事実中、被告人が精米を統制額を超える代金で販売する目的の下に所持していたとの事実（第一審判決摘示第六の事実）については、昭和二七年政令第一一七号大赦令一条八七号による大赦があつたので、刑訴四一一条五号、四一三条但書、三三七条三号により、原判決中有罪部分を破棄し、右事実については免訴の言渡をしなければならない。

よつて、原判決の引用する第一審判決摘示第一乃至第五の各事実につき、食糧管理法九条三一条、同法施行規則二三条（いずれも犯罪時のもの）、物価統制令三条三三条、昭和二三年七月一一日物価庁告示第四六三号（第一の事実につき）、昭和二三年一一月一日同庁告示第一一〇二号（第二の事実につき）、昭和二四年四月一四日同庁告示第一一〇〇号（第四の事実につき）、昭和二四年四月一四日同庁告示第一一二五号（第五の事実につき）、刑法五四条一項前段、一〇条を適用し、いずれも物価統制令三三条の刑に従い、なお同令三六条を適用し、さらに刑法四五条前段、四七条、一〇条、四八条二項によつて、第五の昭和二四年五月中旬前川八代に精米一斗七升を売り渡した罪の懲役刑につき併合罪の加重をした刑期範囲内及び罰金合算額の範囲内で主文のとおり刑を定め、なお刑法一八条、刑訴一八一条を適用し、裁判官全員一致の意見で主文のとおり判決する。

検察官　安平政吉出席。

昭和二八年三月二四日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官　井上登

裁判官　島保

裁判官　河村又介

裁判官　小林俊三

裁判官　本村善太郎

昭和二六年(あ)第四七六五号

被告人　大池巻雄

弁護人福田覚太郎の上告趣意

第一点　原判決は憲法第十三条に違反すると倶に価格等統制令第十三条に関する大審院第三刑事部昭和十七年(れ)第一二四号同年四月十五日言渡の判例と相反する判断をしたものである。

原判決は事実誤認の控訴の論旨に対し『原判決挙示の証拠を検べると原判決摘示の犯罪事実を認めるに充分であつて、かくの如く昭和二十三年九月から昭和二十四年七月に至る迄引続き六十数回に亙つて統制額を超えた価格で原判示各買受人に販売した事実から被告人の原判示行為を営利の目的を以てなしたものと推認することは誠に至当であり被告人の本件犯行に所論のような事情があつたとしても右認定を覆すに足る資料とはならない。原判決が右と同趣旨に出で営利の目的の点を被告人が判示販売行為を短期間内に反覆した事実に徴してこれを認めたのは相当であつて所論のような事実の誤認はなく論旨は理由がない』と判断した。

しかし原判決に於て判断した営利の目的の点は「短期間内に反覆した事実」に徴したのみであつて他に何等の根拠を有するものではないことは明瞭である。この推論、殊更に言うこの推論にのみよつて重大なる判断の唯一の根拠として日本国民を処断することが果して憲法上国民を尊重したものといい得るか。

原判決は更に「被告人に所論のような事情があつたとしても右認定を覆すに足る資料とはならない」と論じている。しかし営利の目的なる認定は飽く迄推認であつて、この推認は証拠によつて覆るべきものでなければならない。即ち被告人の原審記録(十三頁参照)に徴するに「米は何処で仕入れたか」の裁判官の問に対し「日雇をして居ると米をくれるので

それを金にかえる為めに売りました」と被告人は答えて居る。更に「その外に最初から東京へ持つて行くべく買つたものもあるか」との裁判官の問に対し「多少はあります、それは自分の所でとれたものであります」と被告人は供述し文意は稍明瞭を欠くが販売の目的で買つたものはなく自分の僅かな耕作によつて獲た米も含まれているという意味であることは明かである。

これを証拠に徴すると大野木ユキの供述書（記録七十丁参照）に『農業の手伝に行つても金詰りの為めに日当の代りに米や麦をもらうので金に困つてこの米や麦を東京に持つて行きやみ売りするようになりました』と証言をしている。

日傭に出て手間賃の代り米麦を渡されゝば人間は米のみで生きるものではなく味噌も醤油に買わねばならず又子供に衣類も買わせねばならなかつた筈で誠に已むを得なかつたことが覗われる次第である。

然らば被告人の販売した米麦は日当代りに取つた品物であつてこれを売つたもので仮令公定価格を超過しても当時に於ける市価が公定価格を上廻るのであるからこれも亦已むを得ないものであつてこれを以て営利の目的であると断することは出来ない。何となれば米麦を金に代えたに過ぎないので営利の目的という意思は毫末も存しないのである。しかるに原審は短期間内に反覆して販売した事実のみを以て営利の目的と推認したのは牽強附会の作文であつてお上の仰せとは申せ到底首肯し得ない次第であつて原審が所謂「所論のような事情があつたとしても右認定を覆すに足る資料とはならない」というが如く取く一酬すべきでないと思料する。

前記の価格統制令第十三条は営利の目的があることを規定し物価統制令亦然りであつて前記判例は共犯者があり共犯者の一人に営利の目的があれば他の共犯者に営利の目的が存在しない場合でも処罰することを判示したものであり原判決はこの判例に相反するものである。更に営利の目的につき証拠を一蹴して短期間内の反覆した販売行為によつて推認するが如きは正に憲法上の個人の尊重を為さゞるものであると断すべきである。

第二点　原判決は判決に影響を及ぼすべき法令の違反があり且つ重大なる事実の誤認がある。

前第一点に記載したやうな営利の目的についての法律の解釈を誤り且つ証拠を排除して推認によつて断定をなした不法があるのであつてこれは判決に影響を及ぼすべき重大な事項に属するものでこれを破棄しなければ著しく正義に反するものと思料する。御庁に於て刑事訴訟法第四百十一条を発動せられて御判決あらんことを求むる。

第三点　原判決は量刑重きに過ぐるものである。

日傭代金の代りに貰つた米麦を家族の食糧に供し余つたものを売却して生活し物価統制令違反の事実につき懲役八月罰金五千円に処せられたのは量刑重きに過ぐると思料する。

原判決は被告人の刑責について『……その他記録によつて認められる犯行の動機等から考えると原審の科刑は聊か重きに過ぐると認められ此の点に於て論旨は理由がある』として前記の刑を言渡したものである。

懲役刑を猶予さるべきものであるかという点について第一点に述べた通りであるが被告人としては誠に已むを得ない事情があつたことは今更申上ぐる迄もなく戦争の混乱時期に於ける犠牲者であると同情に堪えないものがある。

被告人の家庭は妻と子女三人の五人暮しで被告人の働きによつて一家の生計を立てて居るものである。前科はあるが出所以来九年間何等の事故もなく改悛の情顕著で温和な夫であり三人の父である。善人として隣人もこれを認めて居る（記録八十丁証人松島民蔵の証言供述）

今回のような逆境から已むに止まれぬ過失によつて再び鉄窓に鎖がれるに至つては折角の改悛の努力の効果を無にするの窮境に陥るものである。

被告人は保釈出所以来真面な工員として有数の工場の工員として業務に精励していることは趣意書末尾に添附した工場の給与表の通りで時間外勤務の成績によつても一目瞭然である。

希くは百尺竿頭一歩を進むる御惻諒を賜り執行猶予の御判決を垂れられて被告人並びにその子女の為め感泣して将来恙なく生活の出来るよう刑事訴訟法第四百十一条第二号の発動を懇願致す次第であります。

以上

昭和二七年(あ)第三〇二一号

判決

本籍並に住居　新潟県三島郡黒川村大字成沢四五七番地

農業　中野文治　大正二年一月一九日生

右に対する贈賄並に物価統制令違反被告事件について昭和二六年一二月二八日東京高等裁判所の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり判決する。

主文

原判決並に第一審判決中被告人に関する部分を破棄する。

被告人を懲役八月に処する。

但し本裁判確定の日から三年間右刑の執行を猶予する。

第一審判決判示第二事実につき被告人を免訴する。

第一審の訴訟費用は国選弁護人駒形浜治に支給した分を除き全部被告人の負担とする。

理由

職権を以て調査するに第一審判決の認定確定した犯罪事実中判示第二の罪は昭和二七年政令一一七号大赦令による大赦があつたので刑訴四一一条五号、四一三条但書、四一四条、四〇四条、三三七条三号により原判決並に第一審判決を破棄し右犯罪について被告人を免訴すべく右免訴すべき犯罪以外の被告事件について更に判決すべきものと認める。

三月二四日判決　昭和二七年(あ)第三〇二一号

弁護人小川契弐の上告論旨中第一点は前記大赦にかかる犯罪に関するものであるからこれが判断は為さず、その他の論旨は刑訴四〇五条に定める適法な上告理由にあたらない。又同四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて第一審判決の認定確定した犯罪中大赦にかからない犯罪事実に対し法令を適用すると被告人の所為は刑法一九八条、六〇条に該当するので所定刑中懲役刑を選択しその処断並に訴訟費用の負担につき刑法二五条刑訴一八一条を適用し主文のように判決する。

右は裁判官全員一致の意見によるものである。

検察官　市島成一出席。

昭和二八年三月二四日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官　井上登

裁判官　島保

裁判官　河村又介

裁判官　小林俊三

裁判官　本村善太郎

弁護人小川契弐の上告趣意

第一点　右被告人に対する公訴事実は

(一)　被告人は古志郡黒川村農業協同組合長であるが同村々長渡辺耕作及び高橋実と共謀の上昭和二十三年十一月十九日頃及び同二十二日頃の二回に亘つて新潟県古志郡新組村農民組合において同組合に対し硫安一叺当り消費者価格公定金五百七十五円七十三銭なるものを不当に高価なる価額である三千八百円の割で壱百三十叺を合計金四十九万四千円で販売したものである。

(二)　被告人中野文治は三島郡黒川村農業協同組合長、被告人渡辺耕作は同村長であるが、被告人両名は昭和二十三年三月頃新潟県農林部農務課から肥料の特別配給券を受けて肥料配給公団新潟支部から現物を入手せんことを相謀り共謀の上被告人中野文治は学窓の先輩である前記肥料配給公団新潟支所与板町出張所長である本田勝自老に謀り依頼し同年四月十三日頃右本田を介して同人と共に前記農務課において肥料の配給等農事一般の事務を担当して居る新潟県技師田辺喜八郎に対し肥料の特別配給方の請託をし同年八月二十五日頃三島郡黒川村大字成沢の被告人中野文治方に於て前記本田を通じ硫安アンモニア一叺四十五瓩入八二百叺の特別配給券の交附を受けた上前記田辺がその謝礼として受配者から新旧公定価格の差額相当の金員を取り集めて持参せられたい旨要求していることを申し伝えられて之れを諒承して同年十二月初旬頃前記被告人中野文治方に於て前記本田を通じて前記田辺喜八郎及び本田勝自老の両名に対し前記趣旨の下に金八万円を供与し以て田辺喜八郎が肥料の特別配給券を不正に発行交附することに関して贈賄したものである。

との二つの事実であるところ、その内(一)の物価統制令違反の罪は、昭和廿七年四月二十八日公布政令第一一七号大赦令に

被告人　中野文治

よつて赦免されたから、刑事訴訟法第四百十一条により原判決を破棄し、(一)の公訴事実については被告人に対し免訴の言渡あるべきものと思料する。

第二点　前掲理由により、原判決が破棄せられ(一)の公訴事実について被告人に対し免訴の言渡あるときは、残る公訴事実は、前掲(二)の贈賄の事実だけになるから、これに対する刑を定めるため、相当の裁判あらんことを求める。即ち、添付本田勝自老及び田辺喜八郎に対する各判決謄本によれば、収賄者たる同人等は何れも第一審又は第二審において、その刑の執行を猶予されているから、被告人に対する刑の量定上、情状審理のため本件を第一審裁判所に差戻されることが、最も望ましいところであるけれども、若し刑事訴訟法第四百十三条但書によつて、御庁において直に判決をすることができると認められるならば、左の理由によつて被告人に対し刑の執行を猶予せられんことを望んでやまない。

(一)　本件被告人の贈賄は、第一審判決が「同人（本田勝自老）より右田辺喜八郎がその特別配給に対する謝礼として該肥料の新旧公定価格の差額を要求してゐる旨伝えられるや承諾し」云々と認めている如く、全く本田を通じて田辺から強要された結果に基くものであつて、被告人等が該肥料の特別配給を受けるために、積極的自発的に出たものでないことは、明らかである。これは戦後特に甚しくなつた公務員一部の者の国民に対する賄賂要求の一つの現れであつて、被告人等としては充分同情されて然るべきものと思う。殊に収賄者たる本田勝自老は第一審において、同田辺喜八郎は第二審において、それ々々その刑の執行を猶予されている（添付判決謄本参照を乞う）。第一審判決認定の如き事情の贈収賄関係において、収賄者が刑の執行を猶予せられ、贈賄者が独り実刑を受けるというが如きは、刑の量定甚しく不当であつて、著しく正義に反するものと謂わなければならない。

(二)　被告人は、本件硫安を居村黒川村内に配給することができなかつたために、本件を惹起するに至つたものであるが、被告人が肥料の村内配給を希望しながらも、そのできなかつた理由が、肥料配給についての権限を有つていた村長渡辺

耕作の反対に在つたことは、原審弁護人の控訴趣意第二点の二所載の如くであつて、この点においても被告人は情状を酌量せらるべきであり。

(三)　被告人が、自分の不利益を省ず事実を卒直に供述して、改悛の情顕著なる点。

(四)　被告人が、硫安の売却によつて得た金を私利私慾のために費消していない点。

(五)　被告人が、村の指導者として尽力して来た点及びその温厚な性質（第一審検事の論告参照）

(六)　再犯の恐れなき点。

等を考えるときは、被告人に対しては当然その刑の執行を猶予すべきであると思うからである。

弁護人小川契弐の上告趣意補充書

右贈賄並に物価統制令違反被告上告事件の上告趣意第二点(一)の末尾に左の通り追加補充する。

「殊に収賄者である田辺喜八郎は、本件被告人等から金八万円也を収受したばかりでなく、同人に対する第一審判決の示す如く、同人は前後九回に亘つて合計金百七拾参万弐千余円を収賄しているに拘らず、なおその刑の執行を猶予せられているのであるから、被告人に対して当然減刑の上その刑の執行を猶予せらるべきであると信ずる。」

添附書類

判決

本籍　新潟市関屋六百十五番地甲

住居　同市本町通十二番町二千七百四十九番地　田中謙夷智方

右の者に対する加重収賄被告事件について、当裁判所は検事佐藤佐治右衛門出席の上審理をとげ、つぎのとおり判決する。

主文

被告人を懲役壱年に処する。

但しこの裁判が確定した日から参年間右刑の執行を猶予する。

被告人から金七万円を追徴する。

訴訟費用は全部被告人の負担とする。

理由

被告人は、肥料公団新潟県支所与板出張所長の職にあつたものであるが、その在職中の昭和二十三年四月十三日頃、新潟県三島郡黒川村村長渡辺耕作及び同村農業協同組合長中野文治から頼まれて、同人らが新潟県に災害用の肥料の特別配給を申請するのに同道して新潟県庁に赴き、被告人が予てから知つている同県農林部農務課に勤務して肥料の配給割当等農事一般の事務を担当している新潟県技術吏員金沢源太郎及び同田辺喜八郎に対し右黒川村えの肥料の特別配給割当を依頼し、これに対しては同年六月頃窒素肥料と燐酸肥料合せて三百貫が配給されたがその後同年七月中旬頃被告人は、右田辺喜八郎から同人が不正に発券した新潟県名義の前記黒川村農業協同組合に宛てた硫酸アンモニウム百叺分の配給券各一枚の交付を受け、同時に、同人から同年八月一日より公定価格が改正されるから謝礼として受配者から新旧価格の差額金を貰つてくれと

申込まれてこれを承諾しここに前記田辺喜八郎と共謀の上、同年八月二十五日頃前記黒川村大字成沢中野文治方において同人に対して前記配給券二通を交付し同時に県庁の人にやるのだから硫酸アンモニウムの新旧公定価格の差額金相当の金員を貰いたいと述べ、同年十二月初頃前記中野文治方において同人から右趣旨の金員として金八万円をうけとり以て、前記田辺喜八郎が不正に肥料特別配給券を交付したことに関し同人と共に賄賂を収受したものである。

以上の事実は、

一、第一回及び第五回各公判調書中被告人の供述を記載した部分、

一、被告人の検察官に対する第五回供述調書、

一、被告人の検察事務官に対する第一回乃至第四回各供述調書、

一、第二回公判調書中証人田辺喜八郎の供述を記載した部分、

一、田辺喜八郎の検察官に対する昭和二十四年九月十七日附供述調書、

一、田辺喜八郎の検察事務官に対する第一回供述調書、

一、被告人と田辺喜八郎の検察官に対する対質供述調書、

一、第二回公判調書中証人中野文治の供述を記載した部分、

一、中野文治の検察官に対する第一回乃至第五回各供述調書、

を綜合して認める。

法律によると被告人の判示所為は刑法第百九十七条の三第二項第六十条第六十五条に該当するから所定刑期範囲内で被告人を懲役一年に処し、犯罪の情状を考慮して同法第二十五条に従つてこの裁判が確定した日から三年間右刑の執行を猶予することとする。なお被告人が田辺喜八郎と共に収賄した判示八万円のうち被告人が現実に領得した七万円は没収することが

できないから同法第百九十七条の四に従つて同額の金七万円を被告人から追徴し、訴訟費用は刑事訴訟法第百八十一条によつて全部被告人に負担させることとする。

以上の理由によつて主文のように判決する。

昭和二十六年四月七日

新潟地方裁判所刑事部

裁判長判事　堀　切　順

判事　豊　島　正　己

判事補　金　子　寿

判　決

本　籍　新潟県刈羽郡野田村大字田屋千四百二十三番地

住　居　新潟市白山浦一丁目　品田諭作方

元新潟県技師

田　辺　喜　八　郎

大正四年十一月十六日生

本　籍　新潟県岩船郡塩野村大字塩野町三百五番地

住　居　新潟市学校町通二番町五百六十九番地

元肥料配給公団新津出張所長

渡　辺　玄　一

明治三十九年九月二十五日生

右田辺喜八郎に対する加重収賄、渡辺玄一に対する贈賄物価統制令違反業務上横領各被告事件に付当裁判所は検察官佐藤佐治右衛門同村山得三出席の上審理を遂げ次の如く判決する。

主　文

被告人田辺喜八郎を懲役三年に、被告渡辺玄一を懲役三年及罰金三十万円に各処する。

被告人渡辺玄一に於て右罰金を完納することが出来ない時は千五百円を一日に換算した期間労役場に留置する。

被告人田辺喜八郎より金六十八万円を追徴する。

訴訟費用の内証人金沢源太郎、宮尾正、本田勝自老、吉越豊、小熊喜三郎、神保力三に支給した分は被告人田辺喜八郎の負担とし、証人戸井田龍次、笠原新一、鈴木忠勝、長崎熊一に支給した分は被告人渡辺玄一の負担とする。

理　由

第一、被告人田辺喜八郎は昭和二十二年十二月頃より新潟県農林部農務課に勤務し統制肥料の割当配給係として同課技師肥料統制官金沢源太郎の指揮を受け肥料配給券発行等の職務を担当して居たものであるが

(一)　昭和二十三年七月頃から相被告人渡辺玄一より統制肥料の特別配給方を依頼された上司金沢源太郎に謀ることなく又正当な事由もないのに之を応諾して

(1)　同年七月十四日受配者新潟県蔬菜採取組合連合会宛の硫安四十五瓩詰百叺の肥料配給券を不正に発行し其の謝礼として供与せられる情を知り乍ら同年八月中旬及下旬の二回に亘り被告人田辺の肩書止宿先で右相被告人渡辺より現金

五万円、小切手二万円の交付を受け以て其の職務に関し賄賂を収受し

(2) 同年十二月十日受配者新潟県輸出球根協会宛の窒素肥料十噸の肥料配給券を不正に発行し其の謝礼として供与せられる情を知り乍ら相被告人渡辺より同年同月下旬頃から翌昭和二十四年二月中旬頃までの間前後三回に亘り被告人田辺の肩書止宿先及新潟県庁農務課事務室に於て現金合計十三万円の交付を受け以て其の職務に関し賄賂を収受し

(二) 正当な事由なく又正規の手続に依らないで肥料特別配給券を発行し受配人等より之が謝礼金の贈与を受けようと企て

(1) 新潟県副業協会主事宮尾正と共謀の上

(イ) 昭和二十三年七月中旬頃新潟県庁農林部農務課事務室に於て硫安四十五瓩詰四百四十叺の割当証明書及過燐酸石灰三十瓩詰百十叺の割当証明書各一通を不正に作成し是を前記農務課事務室で宮尾正に交付し同人に於て之を其の頃新潟市山の下王瀬町所在日本物産株式会社工業内で同社社長神保力三に手交し其の頃同会社で神保から被告人田辺の職務に関し右割当証明書交付に対する謝礼内金として前記硫安中二百九十叺分に付金六十五万二千円の贈与を受け以て賄賂を収受し

(ロ) 前同日頃前記新潟県庁農林部農務課事務室で硫安四十五瓩詰二百二十叺分の割当証明書一通を前同様不正に作成し是を前記農務課事務室で宮尾正に手交し宮尾に於て其の頃新潟県庁分館内新潟県開拓協会で佐藤門衛門を介し田村審太郎に右証明書を交付し其の頃同市白山浦一丁目喫茶店ピアー軒で右田村審太郎から被告人田辺の職務に関し右割当証明書交付を為した事に対する謝礼として金四十万円の交付を受け以て賄賂を収受し

(ハ) 同年十二月頃前記農務課事務室に於て硫安四十五瓩詰百叺分及過燐酸石灰四十五瓩詰百叺分の各肥料特配券一通を前同様不正に作成し之を宮尾に手交し同人に於て其の頃前同農務課に於て之を神保力三に交付し其の頃前掲日本物産株式会社内で右神保から被告人田辺の職務に関し右割当証明書の交付を為した事に対する謝礼として金十五万

円の交付を受け以て賄賂を収受し

(二) 昭和二十四年五月中旬過頃前記農務課に於て硫安四十五瓩詰百叺分の肥料特別配給券一通を前同様不正に作成し之を宮尾正に手交し同人に於て其の頃之を新潟県北蒲原郡岡方村所在三ッ森農業協同組合に於て同組合長理事小熊喜三郎同組合専務理事飯島辰雄に交付して即時同所に於て同人等から被告人田辺の職務に関し右特配券の交付を為した事に対する謝礼内金として金十万円、同年六月末頃右岡方村内に於て同様内金三万円の各交付を受け以て賄賂を収受し

(2) 昭和二十三年七月中旬頃三島郡黒川村農業会及同村村長宛の硫安四十五瓩詰百叺の特配券各一通を不正に作成し肥料配給公団与板出張所長本田勝自老と共謀の上昭和二十三年八月二十五日頃三島郡黒川村中野文治方に於て同人に対し右特配券を交付し之が謝礼の意味に於て右硫安の新旧公定価格の差額に相当する金員の提供方を求め其の承諾を得た上同年十一月下旬前記中野文治方に於て同人より右趣旨の下に金八万円の交付を受け以て被告人田辺の職務に関し賄賂を収受し

(3) 昭和二十三年八月上旬頃新潟県刈羽郡西中通村農業協同組合に対し硫安四十五瓩詰三百叺及過燐酸石灰四十五瓩詰三百叺の特別配給券を前同様不正に発行し其の頃柏崎市内に於て肥料配給公団柏崎出張所長吉越豊に交付した上同人を介して右組合に対し硫安の新旧公定価格の差額相当金十万円を貰いたき旨申入れ同組合副会長坂井友次の承諾を得其の後昭和二十四年五月中前記出張所に於て内金二万円を同年七月中旬頃柏崎駅前路上に於て内金四万円を夫々右趣旨の下に孰れも吉越豊の手を経て前記坂井友次より交付を受け以て被告人田辺の職務に関し賄賂を収受し

(4) 昭和二十三年七月下旬頃義父小林栄一を通じて刈羽郡高田村農業会に対し硫安等の肥料を配給するから其の謝礼として新旧公定価格の差額に相当する金員を貰いたい旨申入れ同会専務理事内山清一郎の承諾を得た上其の頃同農業会

に宛て硫安四十五瓩詰四百四十叺及過燐酸石灰四十五瓩詰五百叺の肥料特別配給券各一通を前同様不正に発行交付し昭和二十四年三月初旬頃刈羽郡高田村大字南下の小林栄一方に於て同人の手を経て前記内山清一郎から右趣旨の下に金十六万円余の交付を受け以て被告人田辺の職務に関し賄賂を収受し

第二、被告人渡辺玄一は昭和二十二年八月一日頃より肥料配給公団新潟県支部新津出張所長として配給肥料の受払、保管、管理等の事務に従事して居たものであるか

(一) 昭和二十三年七月十四日相被告人田辺喜八郎から正当の事由なく不正に硫安四十五瓩詰百叺の特別配給券の発行を受け其の謝礼として同年八月中旬及下旬頃の二回に亘り被告人田辺の肩書止宿先に於て同人に対し現金五万円及小切手二万円を供与して贈賄し

(二) 同年十二月十日頃相被告人田辺喜八郎から正当な事由なく不正に窒素質肥料十噸の特別配給券の発行を受け之が謝礼として同月下旬頃より翌二十四年二月中旬頃までの間前後三回に亘り被告人田辺の前掲止宿先及新潟県庁農務課事務室に於て被告人田辺に対し現金合計十三万円を供与して贈賄し

(三) 孰れも法定の除外事由がないのに営利の目的を以つて

(1) 昭和二十三年八月頃新潟県中蒲原郡新津町に於て戸井田隆治に対し硫安四十五瓩詰百叺を同年七月十日物価庁告示第四五八号を以つて指定された指定肥料取扱業者統制額より別表の記載の通り合計金十九万八千二百円を超過する代金合計二十三万円で販売し

(2) 同年十二月十七日頃新潟市学校町通二番町の被告人渡辺の肩書居宅に於て川田福治に対し石灰窒素四百三十六叺(二十パーセント一叺二十二、五瓩詰)を昭和二十三年七月二十一日物価庁告示第五四七号を以て指定された指定肥料取扱業者統制額より別表2記載の通り合計金二十六万九千三百三十円八十銭を超過した合計金四十万円で販売し

(3) 昭和二十四年一月十九日頃新潟市東仲通新潟県庁前喫茶店風間方に於て川田福治に対し自己が業務上保管に係る硫安四十五瓩詰三百十九叺を擅に昭和二十三年七月三十一日附物価庁告示第五四七号を以て指定された指定肥料取扱業者統制額より別表3記載の通り合計金五十六万六千三百四十二円十三銭を超過する代金合計金七十五万円で販売して之を横領し

(4) 同年三月二十六日頃同市東仲通飲食店香蘭方に於て川田福治に対し自己が業務上保管する硫安四十五瓩詰百五十叺を擅に前同様物価庁告示を以て指定された指定肥料取扱業者統制額より別表4記載の通り合計金三十六万三千六百四十円五十銭を超過する代金合計四十五万円で販売して之を横領したものである。

証拠を按ずると(略)

依つて判示各犯罪事実は其の証明は十分である。

法律に照すと被告人田辺喜八郎の判示各所為は孰れも刑法第百九十七条の三第二項に該当し(判示第一の(二)の(1)(2)の各所為は同法第六十条を適用)同法第四十五条前段の併合罪となるので同法第四十七条第十条に従ひ犯情最も重い第一の(二)の(1)の(イ)の罪の刑に同法第十四条の制限に従ひ法定の加重をなした刑期範囲内で同被告人を懲役三年に処し被告人渡辺玄一の判示各所為中第二の(一)(二)の所為は刑法第百九十八条に(三)の(1)(2)の所為は物価統制令第三条第四条第三十三条昭和二十三年七月十日物価庁告示第四五八号同年同月三十一日同庁告示第五四七条に(三)の(3)(4)の所為は各物価統制令第三条第四条第三十三条昭和二十三年物価庁告示第五四七号に該当すると共に刑法第二百五十三条に該当し一個の行為で数個の罪名に触れる場合なので同法第五十四条第一項後段第十条に従ひ重い物価統制令違反罪の刑に従ひ右(三)の(1)乃至(4)の各物価統制令違反罪に付ては情状に依り同令第三十六条を適用し夫々懲役及罰金を併科し尚右の内(1)乃至(3)の各罪に付ては犯行後罰金の寡題に変更があつたので刑法第六条第十条に従ひ行為時法である同法第十五条と裁判時法である罰金等臨時措置法第二条とを比照し軽い

前者に従ひ是等各物価統制令違反罪と前掲贈賄罪とは刑法第四十五条前段の併合罪なので同法第四十七条第十条第四十八条に従ひ懲役刑に付ては犯情最も重い㈢の(3)の物価統制令違反罪の刑に法定の加重をなした刑期範囲内で又罰金刑に付ては各罰金額の合算額範囲内で同被告人を懲役三年及罰金三十万円に処し同被告人に於て右罰金を完納することが出来ない時は同法第十八条に従ひ千五百円を一日に換算した期間労役場に留置することとし、尚被告人田辺喜八郎が判示第一の各収賄罪に依つて収受した収賄金の内㈠の(1)に付七万円(2)に付十三万円㈡の(1)の(イ)に付五万円(ロ)に付十万円(ハ)に付五万円㈡に付五万円、㈡の(2)に付一万円(3)に付六万円(4)に付十六万余円は孰れも同被告人が現実に取得したものであるが之を没収することが出来ないので刑法第十九条同条の二に従ひ右の合計六十八万円を同被告人より追徴し訴訟費用に付ては刑事訴訟法第百八十一条に従い夫々主文掲記の如く被告人両名に負担せしめ主文の如く判決する。

昭等二十六年八月八日

新潟地方裁判所

裁判長裁判官　堀　切　順

裁判官　豊　島　正　己

裁判官　寺　沢　榮

判　決

本　籍　新潟県刈羽郡野田村大字田屋千四百二十三番地

住　居　新潟市白山浦一丁目　品田諭作方

元新潟県技師

田　辺　喜　八　郎

大正四年十一月十六日生

本　籍　新潟県岩船郡塩野村大字塩野町三百五番地

住　居　新潟市学校町通二番町五百六十九番地

元肥料配給公団新津出張所長

渡　辺　玄　一

明治三十九年九月二十五日生

右田辺喜八郎に対する加重収賄、渡辺玄一に対する贈賄、物価統制令違反、業務上横領各被告事件につき昭和二十六年八月八日新潟地方裁判所が言渡した判決に対し各被告人から控訴の申立があつたので、当裁判所は調査の上左の通り判決する。

主　文

原判決を破棄する。

被告人田辺喜八郎を懲役弐年に、

被告人渡辺玄一を懲役壱年及び罰金拾万円に各処する。

但し各裁判確定の日から四年間右懲役刑の執行を猶予する。

被告人渡辺に於て右罰金を完納することができないときは金五百円を壱日に換算した期間労役場に留置する。

被告人田辺喜八郎から金六十八万円を追徴する。

訴訟費用中、原審に於て証人金沢源太郎、宮尾正、本田勝自老、吉越豊、小熊喜三郎、神保力三に支給した分並に当審に於ける訴訟費用は被告人田辺の負担とし、原審に於て証人戸井田龍次、笠原新一、鈴木忠勝、長崎熊一に支給した訴訟費用は被告人渡辺の負担とする。

被告人渡辺玄一に対する公訴事実中物価統制令違反の点（但し業務上横領と一所為数法の関係ある事実を除く）については被告人を免訴する。

理　由

本件各控訴の趣意は弁護人佐藤彦一同真田康平各提出の控訴趣意書に記載された通りである。之に対し当裁判所は左の通り判断する。

弁護人佐藤彦一趣意書第一点について

（略）

右第二点について

（略）

右第三点について

（略）

右第四点について

（略）

弁護人真田康平趣意書第一点について

（略）

右第二点について

（略）

右第三点について

論旨は原判決の量刑不当を訴え且被告人渡辺に対しては刑の執行を猶予せられたいというのであるが、職権を以て按ずるに同被告人に対する公訴事実中物価統制令のみに違反する点（原判示第二(三)(1)(2)）に付ては昭和二十七年政令第百十七号により大赦があつた結果赦免せらるべきものであるから、原判決中被告人渡辺に関する部分は他の論旨につき判断を加えるまでもなく破棄を免れない。

以上之を要するに被告人田辺同渡辺に対する原判決はいづれも破棄を免れないが、いづれも記録並に原審及び当審で取調べた証拠に基き自判をすることができると認められるので、刑事訴訟法第三百九十七条第四百条但書により左の通り自判する。

即ち被告人田辺喜八郎に付ては、原判決認定の事実中判示第一(二)(1)(二)同判示第一(二)(2)(3)(4)の各事実中から各配給券の発行が正当な事由に基かず又正規の手続に依らず不正である旨の記載部分を削除する外原判決が適法に確定した事実に基き左の通り法律の適用をする。

被告人田辺喜八郎の判示各所為中判示第一(一)(1)(2)同(二)(1)(イ)(ロ)(ハ)はいづれも刑法第百九十七条の三第二項第六十条に、判示第一(二)(1)(二)同(2)(3)(4)はいづれも刑法第百九十七条第一項前段（第一(二)(1)(二)及び同(2)については刑法第六十条をも適用）に該当するところ以上は刑法第四十五条前段の併合罪なので同法第四十七条第十条に従い最も重い第一(二)(1)(イ)の罪の刑に刑法第十四条の制限内で法定の併合罪の加重を施した刑期範囲内で同被告人を懲役弐年に処し、但し本件は終戦後の農村肥料難時

代に於て地方肥料行政担当者が欠乏している肥料を農村に齎らさうという熱意の余り遂に手段を撰ばず法の禁止を破つた案件であると認められ、通常の瀆職事件と異り私益をはかつた為に犯した罪とは認められないので、被告人の行為は公私の区別を無視し公務の権威を失墜せしめた点からいつて之を軽視することはできないが諸般の情状を綜合すれば被告人に対しては猶刑法第二十五条を適用すべき余地ありと認められるので、本裁判確定の日から四年間右刑の執行を猶予すべく但し、被告人が収受した金員八十八万円（第一(一)(1)に付七万円同(2)に付十三万円第一(二)(1)(イ)に付五万円同(ロ)に付十万円同(ハ)に付五万円同(二)に付五万円第一(二)(2)に付一万円同(3)に付六万円同(4)に付十六万円）は之を没収することができないので刑法第百九十七条の四により之を追徴すべく、訴訟費用については刑事訴訟法第百八十一条第一項により主文第六項掲記の通り被告人をして負担させるべきものとする。

次に被告人渡辺玄一については、原判決が確定した判示第二(一)(二)(三)(3)(4)の各事実（但し判示第二冒頭の事実は原審公判調書中被告人渡辺の供述記載により裕に之を認め得る）に付法律を適用すると、被告人渡辺の判示第二(一)(二)の所為は刑法第百九十八条に該当するので各懲役刑を選択し判示第二(三)(3)(4)の所為は各物価統制令第三条第四条第三十三条昭和二十三年七月物価庁告示第五百四十七号に該当すると共に刑法第二百五十三条に該当し一個の行為で数個の罪名に触れる場合なので刑法第五十四条第一項前段第十条に従い重い物価統制令違反罪の刑に従い且情状に因り同令第三十六条を適用し夫々懲役刑及び罰金刑を併科すべく（罰金刑については罰金等臨時措置法の適用上行為時法による）以上は併合罪であるから刑法第四十五条前段第四十七条第十条第四十八条を適用し懲役刑に付ては犯情の最も重い右(三)(3)の物価統制令違反罪の刑に法定の加重をし、罰金刑については各罰金額の合算額範囲内で、被告人渡辺を懲役一年及び罰金十万円に処すべく、但し諸般の事情に鑑み刑法第二十五条を適用し本裁判確定の日から四年間右懲役刑の執行を猶予すべく右罰金不完納の場合は刑法第十八条により金五百円を一日に換算した期間被告人を労役場に留置すべく、訴訟費用については刑事訴訟法第百八十一条第一項により

主文第六項掲記の通り被告人をして負担せしむべきものとする。

尚被告人渡辺に対する公訴事実中物価統制令のみの違反に係る分は前記の通り赦免せらるべきものであるから、該公訴事実については刑事訴訟法第三百八十三条第二号第四百四条第三百三十七条第三号により主文末項掲記の通り同被告人に対し免訴の言渡をすべきものである。

よつて主文の通り判決する。

検事　伊東勝関与

昭和二十七年六月十日

東京高等裁判所第三刑事部

裁判長判事　藤嶋利郎

判事　飯田一郎

判事　井波七郎

昭和二七年(あ)第三〇三〇号

判　決

本籍並に住居　静岡県庵原郡蒲原町蒲原一七四一番地

海産物商兼製麺業

五十嵐千代吉

大正三年三月三〇日生

右の者に対する物価統制令違反関税法違反被告事件について昭和二六年一〇月二二日東京高等裁判所の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり判決する。

主　文

原判決を破棄する。

被告人を懲役四月及び罰金一〇万円に処する。

第一審における未決勾留日数中三〇日を右懲役刑に算入する。

右罰金不完納の場合は被告人を一〇〇日労役場に留置する。

被告人に対し帆第一一号蒲江丸及び別紙目録記載の附属船具並に押収金員中一一万七円二銭を没収する。

被告人に対し金一六万八九七七円七一銭を追徴する。

訴訟費用中、第一審証人河合重義（第三回）に支給した分は被告人と第一審における相被告人大石喜作、同中野誠二、同佐野誠一の連帯負担とし、第一審証人河合重義（第一、二回）同大家謙治、同大石長一、同土肥直方、同岩辺彌之助、同加茂川善吉、同宗正一、同百石杉松、同森茂弘、同嶋千代、同小沼正基、

三月二四日判決　　昭和二七年(あ)第三〇三〇号

第一審並びに原審証人白岩光男、原審証人麻生正、同上村末吉、同屋島宮詮並に原審及び当審において国選弁護人に支給した分は被告人の負担とする。

本件公訴事実中物価統制令違反の事実について被告人を免訴する。

理　由

被告人の弁護人伊藤利夫の上告趣意は刑訴四〇五条の上告理由に当らない。

本件公訴事実中物価統制令違反の事実は昭和二七年政令第一一七号大赦令により大赦があつたので刑訴四一一条五号四一三条但書三三七条三号により原判決を破棄し右事実については免訴の言渡をしなければならない。

よつて原判決の確定した判示第一の所為中関税法違反の点につき同法七六条三一条一、〇四条昭和二四年大蔵省令三六号（犯行後昭和二五年法律第一一七号により刑の変更があつたが刑法六条により軽い行為時法を適用する）を、貿易等臨時措置令違反の点につき同令四条一条七条同令施行規則五条昭和二四年外国為替及外国貿易管理法附則三号を適用し、右両行為は一個の行為で数個の罪名に触れる場合に当るので刑法五四条一項前段一〇条により重い関税法違反の刑に従い懲役刑と罰金刑とを併科しその法定刑期範囲及び罰金額内において被告人を主文第二項の如く量刑処断し、刑法二一条により主文第三項の如く未決勾留日数を算入し、右罰金不完納の場合は同法一八条により主文第四項の如くその換科刑を定め、帆第一一号蒲江丸及び附属船具は本件関税法違反の供用物件で被告人の所有で且犯人の占有に係るものであり又押収金員中一一万七円二銭は本件犯行に係る輸入貨物の内押収の中双糖四〇貫含密糖四九七貫九〇〇匁の換価代金で被告人の所有に係るものであるので、船舶及び貨物換価代金は関税法八三条一項、附属船具は刑法一九条により没収し判示輸入中双糖の内一〇八六貫一〇〇匁及び含密糖三六貫は被告人の所有で没収すべきであるが他に販売して没収ができないので関税法八三条三項によりその原価を主文第六項の如く追徴し、訴訟費用については刑訴一八一条一八二条を適用し主文第七項の如く被告人に負担せしむべきものとする。よつて裁判官全員一致の意見で主文のとおり判決する。

検察官　市島成一出席

昭和二八年三月二四日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官　井上登

裁判官　島保

裁判官　河村又介

裁判官　小林俊三

裁判官　本村善太郎

（別　紙）

船　具　目　録

一、羅　針　盤　一個
二、三　角　定　規　一組（二枚）
三、錨　三挺
四、ロープ（径一・四吋約五十米）　一本
五、ロープ（径一・二吋約百米）　二本
六、ロープ（径一吋約百米）　一本
七、航　海　燈　一組（二個）
八、ロータリーポンプ　一挺
九、蓄　電　池　三個
十、スパナ（大小）　二挺
十一、チエンブロック　一個
十二、モーター（一K）　一個
十三、碇　泊　燈　一個
十四、双　眼　鏡　一個
十五、海　図　三枚

以上昭和二十四年九月二十二日清水税関支署大蔵事務官佐塚利雄差押目録記載尚双眼鏡海図は差押中

弁護人伊藤利夫の上告趣意

被告人　五十嵐　千代吉

一、原判決認定の犯罪事実中物価統制令違反の点は今次恩赦により大赦となつた。即ち、

原判決は被告人が昭和二十四年九月中双糖及び含密糖を公定価格を超えて販売した旨認定しているが、右砂糖の公定価格は昭和二十七年四月一日より廃止となり、本件犯罪も今次恩赦により大赦となつたのでこの部分に付原判決を破棄し免訴の言渡を為すべきである。

二、原審が被告人を懲役六ヶ月の実刑に処した他、百数十万円に上る罰金及び没収追徴の言渡をしているが、その量刑は著しく苛酷であり、ことに、第一審及び原審共に主犯者と認定している訴外久保須久夫が本件の原審終結後静岡地方裁判所で執行猶予の恩典に浴し、その慥確定したのに比べ同人より遙かに犯情の軽い被告人を実刑に処する事は刑政上正義に反する不当な量刑であると信ずる。

先づ第一に本件犯行の一般的情状として、(1)奄美大島と日本内地との不可分一体的関係である。両者は歴史的、地理的、経済的、人種的、社会的に観察し一国家を構成すべき本質的関係を持ち、例へ一時的国際事情から別異の取扱をするとしてもこの密接な紐帯を無視して一般の外国と同視する事は許されない。のみならず(2)法律的にも講和会議に於て米英両国は日本は奄美大島に対し「凍結された主権」を有するとのべ日本に主権のある事が確認されている。従つて、(3)米国の軍事的便宜もしくは利益から日本の同島に対する主権を凍結させただけであつて関税法の目的からこれを外国として扱うべき実質的理由がない。むしろ、かゝる米国側の軍事的目的達成の為必要な限度で行政的取締法規を立法すべきである。この立法なきため関税法を流用しているにすぎないからその犯情量刑は関税法の目的を離れてかゝる見地から考慮せ

らるべきである。しかるとき(4)軍事的目的に何等の害なく単に両地域住民の生存権の血涙の慾求から生じた物資交流の如きは何等取締の必要がないのである。それ故(5)九州ことに鹿児島地裁、宮崎高裁支部、広島地裁、神戸地裁に於ける大島関係の密輸事犯はほとんど全部罰金刑であり稀に懲役刑あるも執行猶予となり実刑あるを聞かない。

第二に本件被告人と主犯者久保須久夫との犯情の均衡に付考うるに、(1)久保が主犯であることは本件第一、二審判決に於て認めて居り、本件密輸の企画者兼実行者である。そして砂糖の他、多数の連合国物資を密輸所持して居り、本件の他にも数回密輸又はその未遂がある。静岡地裁で処罰されたのも本件犯行発覚後逃亡中更に密輸を企てこれが発覚したゝめである。久保は自ら奄美大島の国士を以て任じ原審でも証人としてその事を広言し法律の非を鳴らしているのである。これに比べ(2)被告人は久保との共謀による犯意ありとすること自体甚しく疑問であり、かりに原審の如くこれを認めるとしても久保に利用せられ鰹節原料の所謂仲次購入と思つていたもので極めて軽微の未必的故意にすぎない。法律論は兎も角事実上従犯的立場にあることは一点の疑いもない。ことに実行者ではなく前記取締目的からも何等の法益を害してはいないのである。しかも被告人に対する財産刑は著しく重く殆んど全財産を失つてをり、久保が単に言渡を受けただけでこれらの財産刑を履行していないのに比べその比ではない。

以上の理由により被告人に対して当然執行猶予の言渡を為すべきである。

以　上

昭和二七年(あ)第三五七七号

判　決

本籍並びに住居　千葉県東葛飾郡流山町流山六三六番地

自動車運転助手　佐久間　完

昭和三年一二月一七日生

右に対する窃盗被告事件について昭和二六年一一月三〇日東京高等裁判所の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり判決する。

主　文

本件上告を棄却する。

理　由

弁護人内藤丈夫の上告趣意（後記）第一点について。

犯人の所罰は憲法一四条所定の理由に基く差別的処遇ではなく、特別予防及び一般予防の要請に基いて各犯罪各犯人毎に妥当な処置を講ずるものであるから、その処遇の異なることあるべきは当然であつて、犯情の或面において他の犯人に類似した犯人であつてもこれより重く処罰されることもあり得るわけであり、これを目して憲法一四条の原則に違反するということはできない（当裁判所昭和二三年(れ)第四三五号同年一〇月六日大法廷判決参照）。論旨はそれ故理由がない。

同第二点について。

論旨は刑訴四〇五条の上告理由に当らない。また記録を調べても同四一一条を適用すべきものとは認められない。

三月二四日判決　昭和二七年(あ)第三五七七号

三月二四日判決　　昭和二七年(あ)第三五七七号

よつて同四〇八条により裁判官全員一致の意見で主文のとおり判決する。

昭和二八年三月二四日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官　井上登

裁判官　島保

裁判官　河村又介

裁判官　小林俊三

裁判官　本村善太郎

昭和二七年(あ)第三五七七号

被告人　佐久間完

弁護人内藤丈夫の上告趣意

第一点　原審判決には憲法第十四条に違反する失当がある。

原審並第一審は、被告人の社会的身分を以て他の相被告人等と差別したものと信ずるに足りる正当なる事由がある。従つて憲法に違反するものである。

即ち第一審並第二審相被告人中渡辺修を除く爾余の宇佐美作次、山野辺修、山崎武、富山操、山崎光、豊田光森、芳田好満、須藤勝治は年齢、犯罪の程度等に於て本件の被告人佐久間完と殆ど類似して其の間逕庭を看さる程度であつたのに拘らす右爾余の相被告人等は第一審又は第二審に於て何れも夫々執行猶予の言渡を受けたに拘らす被告人のみは其の恩典に浴し得ず独り除外せられたものである。而して其の差別の生する所以を忖度するに被告人の社会的身分か記録上、他の相被告人と著しく劣れることに因するものと考ふる外理由を発見し得さるところである。

果して然らは、原審判決は被告人に対し法の下に平等を逸するものであつて、憲法違反として破棄を免れざるものと信ずる。

第二点　左記情状に鑑み執行猶予の恩典に浴せしめられたし。

(一)　犯行後改悛の顕著であり雇主伊賀谷勇吉の指導監督の元に更生勤労中である。（雇主伊賀谷勇吉の上申書援用）

(二)　本件は少年時の犯罪であつた。

(三)　犯行後政令第一一七号大赦令減刑令制定公布された事。

以　上

昭和二七年(あ)第四一九〇号

判　決

本籍並びに住居　愛媛県西宇和郡三崎村大字三崎二〇五五番地

農　業　山下玉之助　明治二三年五月三〇日生

右に対する酒税法違反被告事件について昭和二七年六月一八日高松高等裁判所の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり判決する。

主　文

本件上告を棄却する。

理　由

弁護人菊池哲春の上告趣意（後記）について。

原判決は、本件犯罪事実認定の資料として、大蔵事務官作成の犯則嫌疑事件調査顛末書の記載の外証人井上勝芳の第一審公判廷における供述並びに収税官吏の差押調書の記載を挙示しているのであつて、これらの証拠を綜合すると右犯罪事実を認定することができる。従つて原判決には、所論の如き事実誤認もなく、また被告人の自白のみによつて有罪とした違法もない。所論憲法違反の主張はその前提を欠き採用するを得ない。また記録を調べても刑訴四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四〇八条により裁判官全員一致の意見で主文のとおり判決する。

三月二四日判決　昭和二七年(あ)第四一九〇号

昭和二七年(あ)第四一九〇号

三月二四日判決

昭和二八年三月二四日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官　井上登

裁判官　島保

裁判官　河村又介

裁判官　小林俊三

裁判官　本村善太郎

昭和二七年(あ)第四一九〇号

被告人　山下玉之助

弁護人菊池哲奉の上告趣意

高松高等裁判所の宣告した判決は重大なる事実の誤認があり、その誤認は判決に影響を及ぼすべき程度の事実の誤認であるのみならず憲法の規定にも違反する仍而原判決は破棄されなければならないと思料する。

第一　被告人は一審公判以来自分の罪を仕込んだものは一樽だと主張し通している。本件密造を摘発した大蔵事務官井上勝芳に対しては自己が五樽を皆仕込んだものだと供述しているけれどもこの陳述は被告人が近所の他人を罪の道づれにすまいと思つて罪も大したことはあるまいと自白したものであつてこの五樽の内四樽を被告人が仕込んだものだとの事実は他に何等証拠だてられていない。

四樽が物理的に存在した事実と被告人が仕込んだと言つたこと丈けで果して真に被告人が仕込んだものか他人が持込んだものかは知るよしがない。

第一審証人大蔵事務官井上勝芳が現金を発見した際追及され又税務署に呼ばれて被告人が自己の仕込んだものだと述べたことは事実関係の動かせぬ実証ではなくて単なる被告人の自供に過ぎないこの自供以外に被告人が仕込んだとする事実の証拠とするものが何等証明されていないとすればこの聴取は単なる伝聞に等しく被告人の仕込の手元を押えたことゝはちがう結局この証言のみによつて被告人の仕込んだと云ふ証拠にならないから原審の認定は結局被告人の自白のみによつたものと言ふより外はない。従つてその判定は憲法第三十八条第三項の『自己の不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合は有罪とされ又は刑罰を科せられない』との規定に反して有罪事実の認定をしたものだと言うことになる。

被告人の所有の畑に被告人の仕込んだ一樽と他の四樽が存在したといふ事実は被告人が仕込んだといふ絶対的事実を実証するものではなく唯物理的に一樽と四樽が同在したといふに過ぎない。

これが動かせぬ同一所為の対象と断ずるのは物に眩惑されたるに過ぎない。

全く異なつた事実関係が伏在しておるかもしれないのである。被告人の仕込んだと言ふことに動かせない事実関係を証する何等の事実も挙証されてはいないとすれば結局被告人の自白だけによつてこの四樽の仕込を被告人の所為と断じたことになり、それは前述の如く憲法違反になる。従つて一樽以外の責任を被告人に被せて所罰した判決は憲法の規定に違反するので破毀さるべきであると思料する。

以　上

昭和二七年(あ)第五〇二四号

判　決

本籍並びに住居　島根県能義郡赤屋村大字上小竹八〇六番地内第一（現在松江刑務所在所）

農業兼製炭業

増　田　徳　治

大正一三年七月二〇日生

右の者に対する殺人、窃盗被告事件について昭和二七年八月八日広島高等裁判所松江支部の言渡した判決に対し、被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり判決する。

主　文

本件上告を棄却する。

理　由

被告人及弁護人の各上告趣旨はいずれも末尾添附別紙記載のとおりであるが、所論拷問等の事実は第一審においては少しも主張されて居らず、これを認むべき何等の資料もない。従つて論旨の違憲論は前提を欠くものである。その他の論旨は刑訴第四〇五条所定の上告理由に該当しない。なお記録を調べて見ると原審がその挙示した証拠によつて判示事実を認定したのは相当と思われ、その他刑訴第四一一条を適用すべき事由も見当らない。

よつて刑訴第四〇八条に従い裁判官全員一致の意見で主文のとおり判決する。

昭和二八年三月二四日

最高裁判所第三小法廷

三月二四日判決　昭和二七年(あ)第五〇二四号

裁判長裁判官　井上登
裁判官　島保
裁判官　河村又介
裁判官　小林俊三
裁判官　本村善太郎

被告人　増田徳治

被告人の上告趣意

憲法第三六条。同法第三八条。刑事訴訟法第一項目総則。同法第一七九条。同法第三一七条。同法第三三六条。新法改正重点。刑法第一九五条に各々照らして原判決を破棄して上告申し立をする本件原裁判に提出したる調書及び起訴状は、右の私は身に覚えがない偽作調書であつて、且つ感情により偽作したるものである。被告人の公判は異端裁判であつて旧記の記述により歪曲されて兎も角もお膳立てのそろうたる恐ろしい舞台に引き出して、不法の偽作調書を審理して偽作現場へ誘導歩行させて現場検証をして、これより裁判は片手落ちでこの裁判は異端脅迫裁判であつて、これに対して検察官の訴訟手続は不正である。この訴訟手口は被疑者を弾圧で持つて検察官諸氏は司法権の冒瀆である。これについて審理する裁判官原審並に第二審の諸氏は異端裁判をして、被疑者の名誉回復人権擁護をしなかつたのみならず、社会の秩序を欺き裁判官と検察官は密接な協力の基礎を見出して証人をあやつり詭計を構え、虚言をも設けるのが常套手段でむしろその罠にほかならず色々と臆説を持つて雲をつかむような架空の想像を各々証人の偽証にあてはめて、裁判官と検察官とは故意により暗黒のうちに人道上の無慈悲を持つて無理に遂行して極刑を持つて葬ろうとしたものである。裁判は裁判官の故意によつて悪逆非道である本件公判は被告人の正意にそむき、且つ起訴状は不法より起草して被告人の正意に反して社会秩序の上に於いても違法事実であつて、裁判官と検察官は司法権の冒瀆者たるは明白である。特に原裁判所側は時間の制限して異端裁判をして居るのである。また第二審の如きは、証人訊問を留保して被告人の裁判に対しての要求を審理せず、裁判官は一時的の感情に囚われて視野の狭きに帰着する弾圧行為により隷属的性質をおびたるは公判の矛盾したるを物語るばかりでなく、被告人の自

由意志に障害を与えて発達する脳髄液に阻害を加えて死の前提を持つて肉を削り、精神的疲労をさせて人権擁護論からしても基本的人権を無視して梶川俊吉、仲田一二、山崎広義、山口正男の諸氏は感情により裁判官諸氏と密接な協力の基礎を見出して裁判官諸氏に策動をして、偽作現場を形成して有罪の概念の中枢を偽作構成して其の目的を果して私の裁判要求を審理せず、司法上の非違及び錯誤にして且つ法理公明として、証拠裁判によりし裁判を証採を誤る裁判をして憲法の主旨に違反し、単なる責任の有無に帰着し視野の狭きより法律上の規則を各々の諸要素を審理せず、最高裁判所の訓示にしたがわず、独占的弾圧行為で陰謀者仲田一二、山崎広義は裁判官を計画的陰謀に捲き込んで有罪の概念を構成して、表面はさも公正らしく見せかけて有罪の陰謀の中核を形成偽作して私の裁判に対しての要求を中途より中止せしめて、裁判官は侵略的破砕を計画的にして侵略活動を取つて判決の概念其の中核を形成して、視野の狭きより感情により判決をし、単なる責任の有無に帰着したるものであるから憲法違反たるは明瞭である。刑法適用は証拠裁判であるために物的証拠なく適用するは刑法の根本原則に違反でもあり、且つ憲法の第十四条の主旨によつても明らかであるにも拘らず、異端裁判をして名誉回復人権擁護をしなかつたことは司法権の冒瀆である。またこれにより検察官と裁判官は憲法の第十四条の主旨に反して前回の執行猶予のあるのを前提にして公判して居られるのは、人権擁護論からしても違反である、よつて本件の公判を一貫して司法上の非違、錯誤の結果にして被告人並び弁護人の要求を中途より中止せしめて説話の不完全なる結論に起因する結果にして、誤解されて憲法に違反したる囚虜事件で前記法則に照らして原裁判所の判決を破棄するものである。

理由記

一、被告人は昭和二五年七月二五日頃、鳥取県日野郡大宮村大字印賀、共栄林業株式会社吉鉾出張所主任長谷川三千寿から木炭購入の斡旋方を頼まれ、手数料を一俵に付き七、八円位貰う話になつて居た所、七月二七日頃長谷川三千寿が被告人の居住部落に来て被告人には誠意がないとて、前記依頼を取り消して平素被告人と仲のよくない同部落の仙台康宏に木炭

購入の斡旋方を依頼して、更には仙台康宏等に対して被告人の悪口を云つて帰へつたることを、その頃伝え聞いてその仕打に対して憤慨の情にかられ遂に長谷川を殺害してうつぷんをはらすことを企図するようになり、その機会を待つていたま〳〵同年八月頃、同人が木炭検査にあたる八月七日木炭取引の決済のため被告の居村へ来ることを知るや、同人を途中の山道で殺害しようと決意し、同月七日予ねて用意して居た双渡り約八寸の仕込刀を携え午前十一時三十分頃、鳥取県日野郡大宮村大字立石山五九〇番地先、霞業線県道傍の山林内に待ち伏せ待機し、同日正午頃自転車を押しながら同所へさしかゝるや長谷川三千寿の前面にとび出て「よくも俺を侮辱したな」と声をかけると同時に、前記仕込刀を持つて同人の頸部、顔面等を滅多斬にして右頸動脈及び頸静脈切断による失血のためにその場で死亡させて、殺害の目的を遂げ被告人は右の犯行直後長谷川の其の場に放置したる自転車荷台に紐でしばりつけてあつた現金四万円在中の赤革製手提鞄一個を窃取したるものである。

二、と申す検察官の夢想観による潜在意識による架空の想像を持つて起訴したることは、一般的一時的の茶呑み話しである。を取り上げて起訴状としたるものである。あたかも「ツルハシ」で摩天楼を掘りくずす様に空想論をもとにして、被告人を欺き、社会秩序をも欺き一般平和を脅かして死刑の裁決は、人道上の悲劇であるこの起訴状と公判を見るならば、検察官の各々偽作調書作成者の行為を一貫して尖端的なる要素があり、各々調書作成したる諸氏は先天的犯罪性を夢想観より潜在意識、ロムブロゾオ。タアルド。生存競争。暗示。ミヤルコ。デカタンス。此れ等を包含されて居る。これにより裁判所側は検事の利害よりした意見のみを取上げて、無実の被告人の要求は中途より中止せしめて検察官の利慾上より長谷川三千寿の人格を定義附けんとしたる処より矛盾したる公判をして、検事の偽作したる調書のみを持つて公判をしたることは司法権の冒瀆であり、且つ、法理公明として証拠裁判によりし現在の公判を無視して証採の非違及び錯誤の結果にして無実の被告に罪をおかした如くあしらつたものである。これは国民として許すことの出来ない無謀裁判である。蹇

法の第十四条により私は国民の一人として主張する。

理由の一よりして見るならば、本件公判は一致して居ない。生物学者の学説より申すなら、ゴッボの描いた日まわりと植物学者の描いた日まわりと実物の日まわりとを見たならば、各々の性格により尽大の差が障じて居ると学説起原論としてあるように本件も同でありませう。本件の被告人は、晴天白日の被告人であるから、最高裁判所第三小法廷の判事諸氏におかせられて、被告人の調書起因を充分に討究せられて無実の被告人の往々身肉意気を滅すに至ることなきように充分に保護をされることを望む者の一人であります。理由の一の内容について申して見るならば「同人が木炭検査日にあたる八月七日木炭取引の決済のために被告人の居村へ来ることを知るや」と申すことは被告人は公判により「メモ」して居るが全部の証人の内に居なかつたのである。これを申して見ると細田恒の如きは偽証して居たものである。また「同月七日予ねて用意して居た刃渡り約八寸の仕込刀を携え午前十一時三十分頃」とあるはどうして見ても公判にこうしたことは証人の一人としても申す人はなかつたのである。「メモ」より申して見るなら足立直、細田恒、細田吉蔵の三人の証言が多種多様であるから、偽証したるは明白である。これに対して兇器の確認するべき証言はさらにないこれによつて見ても手にして居る者は一人として居ない。たゞ風説を空想からして異端を見出して申した夢想観の潜在意識にすぎないのである。「同人を滅多斬にして右頸動脈及び頸静脈切断による失血のためにそのばで死亡させて殺害の目的を遂げ」とあるは、本件に対して確認する証人目撃者は一人として居ない。また兇器がないから以上の記した目的は被告人の身辺からしても、法理論からして殺害の目的の検察官の立証は確認するべき証拠とか証言はさらにない。「現金在中の赤革製手提鞄一個を窃取したるものである」と申す点に対して確認すべき証言さらになく、また現金が確認されなく、伯多川に投棄せるとある現金が確認なく、本件に対して被告人の長谷川に対して殺意の点は公判によつて確認することが出来ず、これにして見て本件公判は検察官の起訴状とは全く違つた裁判であり、且つ公判を見るならば被告人は全く犯人ではなくこれは明白で

ある。「フランスに於いてドレフユス事件は唯一人のドレフユス大尉を無実の罪により言渡したる為に、フランス全土の国民から人権擁護法により全土の国民より裁判官の錯誤たるや異端裁判を騒がれて大事件になつた事実がある。またギリシヤの哲学者ソクラテスが無実の罪により死刑の裁決があつたのに対して、弟子達が先生は無実の罪で刑に処せられているのですから、脱獄して下さいと頼んだのに対して、これをさけて「自分が今日迄生きて来たことは国家の法の賜であり その法によつて死刑に処せられた以上自分はそれが誤りであつても従わなければならない、一体自分等が法を破つたら後人はこれを先例としないだろうか」と云つてギリシヤの法に従つて役人のすゝめる毒を飲んで死んだと言ふ事実が、伝記古書によりあるように数多い裁判の中には、人間が人間を裁くので感情に囚われてすることだから誤りがある、また日本に於いて昭和十八年に横浜囚虜事件は、無実者を三十余名におよび長期間囚虜の困苦に陥し入れ朝、夕に拷問、虐待、脅迫をしてその為に浅石晴世、外数名は拘置所で死亡したる無実者囚虜事件は、当時一切の報道、弁護士の「メモ」をも強制取り上げをして其の他一切報道禁止せしめて時の司法大臣も知らなかつたのであるも、敗戦後此れ等の関係者より一部が報道されたのである、これらも私の事件と同時にして同じコースを辿つて居るのである。思想により感情により陰謀者の策動により人権蹂躙をしたるのである。これらの事件にしても三年余の囚虜の困苦に陥し入れたのである。また本件の当初より取調べにおいて各々係官は全員正しく殺人的脅迫行為に何等かわる処なく、私が声を高くして申さずしても道理として同じである、次に検察官が本件に対して立証しようとする事実と申実状に対して、被告人は裏附を持つて立証に対して全部被告人は否認する検事の立証第一――第三まで

三、一、昭和二五年八月七日午後三時頃長谷川三千寿が、日野郡大宮村大字印賀立石山五九〇番地先道路端に於いて死体となつて発見せられた事実　に対して被告人は犯人でない。

二、長谷川は何人かに兇器で斬りつけられ、右頸動脈頸静脈の切断により失血のため、死亡した事実

に対して被告人の身辺から兇器の存在が無い、また証人の証言に対して兇器の確認する証言わ更に無い兇器に対して空想論にすぎ無い。

三、長谷川が当時所持していた現金四万余円の在中の手提鞄一ケを何者かに奪われていた事実

に対しては、被告人の身辺より手提鞄及び現金が発見されない空想論にすぎない事実、被告人が安来町内で支払つた現金が長谷川の所持金でなかつた事実、また現金三十余枚の札を伯多川に投棄した事実がない。これに対して当時の伯多川に「瀬」をなして流れる水のなき事実。

第二証拠に関する事実　に対して裏附を持つて否認する。

一、犯行日時頃被告人が、犯行現場から程度遠くない場所に居た事実　に対して公判により明白にしたる事実で被告人は当日時頃は帰途であり、当日の午前十一時十五分前後迄で居たるも正后は自宅に於いて時計の其の日の正午の鐘の音を聞いた事実を立証する公判廷に於いて仙台康宏が叙述したる点によると仙台が発見した時に足が動いたと申すは発見前数分の時であると推定出来る、これによると午後三時頃であると小片鑑定書にもあると主張する。

二、被告人が予ねて仕込刀を所持して居た事実

に対して公判により明白にした事実は、証人等が申す杖は、多田弁護人が公判に提出してこの疑ひを明白にして被告人が使用したる当時の杖は登山杖であつた事実、また公判に対して細田恒、足立直、細田吉藏の三名が仕込刀所持に対して偽証をして居る点と三名が空想にして手にして居ない事実

三、被告人が長谷川から、予ねて依頼されていた木炭購入斡旋を破約され、憤慨して居た事実

に対して公判により明白にしたる事実は被告人になにら殺意がなかつたるを立証とする証人等の其の日のことは偽証して殺意あるかのようにことさらに偽つたのである事実

四、長谷川が被告人の悪口雑言していたる事実

に対してはあるていど事実らしいがこれに対して被告人は、何等として憤慨もせず、馬耳東風であつてこれに対して敵愾心はなかつたるは証人によつても明白である。

五、被告人方の家計が不如意であつた事実

に対して恩田嘉一、小林実次のこと更に申した偽証であり、被告人の家計は不如意でなかつたのは、秦豊市、秦重友、永田政藏外数名からなる当時現金収入を持つて居た事実

六、被告人は犯行当日長谷川三千寿が、木炭購入資金を携えて日野郡大宮村から能義郡赤屋村上小竹に来ることを充分知つていた事実

に対して被告人は部落民よりも、細田恒等からも、聞いていない事実細田恒がこと更に申したることを公判で明白になつた事実である。

七、犯行のあつた直後被告人が能義郡安来町その他に於いて買物等を為し多額の現金を支出した事実

に対して当時の支出金は長谷川の持つていた金でなかつた事実を公判により明白にした。この日の現金は、秦豊市、秦重友、永田政藏外数名よりなる現金であつた事実

八、被告人が、長谷川の殺害されたる事実を聞いた其の時言動が普通でなかつた事実

に対して被告人は何等も変つた事実は見られないのは塩見竜治証人が、公判廷に叙述したる点にしても明白によるが、被告人の言動に何等変動はなかつた事実こうしたことは更に認められない。

九、被告人の指示したる場所から被害品の一部である手提鞄及び風呂敷が発見された事実

に対して実状は違つて居る梶川俊吉、仲田一二、山崎広義、山口正男の調書偽作であつてこれに対しては、細田吉藏が

公判廷に於いて八月十一日に捜査員により発見されたるを申し立てたるを検事が裁判長に取り上げなきようにと公判廷で申して裁判官と妥協したるにより、公判調書に記載がしてない点によりても司法権冒瀆であるを立証する。

一〇、被告人の警察署並に検察庁に於いて取調状況

に対して各々係官は被告人の取り調べは、検事は検察庁で一辺も調べなかつた。区簡易裁判所の応接室に深夜連行して殺人的行為により脅迫、拷問、虐待をして調書偽作したるものである。

第三、情状に関する事実は被告人に前科のあること

に対しては、憲法第十四条を主張する、これにより検察官と裁判官は妥協工作をして悪逆非道であるは被告人に前科のある事実と叙述したるは、人権蹂躙と憲法第十四条に反したる被疑者の名誉回復せず、異端を持つて起訴状の起草をして一般平和なる国民を脅迫して社会秩序を欺き人道上の悲劇と非違を作り司法権の冒瀆である。

証人として仙台康宏外二四名

に対して公判廷に於いての各々証人の叙述は本件に関しての証人はだれ一人として確認する叙述したる者は一人としてもいないのは「メモ」によるのを持つて立証する。

証拠書類として本件に提出せる山崎広義作成に係る昭和二五、八、八日附検証調書に対して被告人とは、何等関係がない

山崎広義作成に係る昭和二五、八、一三日附検証調書

に対して被告人の叙述の検証でなく、偽作現場形成調書であつて、被告人の身辺に関しての証拠書類ではない偽作調書であるを主張するこれに対して憲法第三八条を主張す。

右の取調べを請求し検察官は立証主旨を述べた。

に対して被告人は全証明の裏附を記載して立証せる検察官の証拠能力とするだけの証拠さらにない。公判に各々証人の立証は本件に関して証拠とせる叙述は確認出来ないことを全公判を通じて立証とする。

四、梶川俊吉の「リンチ」の事実を叙述する

昭和二五年八月十日夜る十時より数回にわたる十二日朝三時頃まで、黒坂区簡易裁判所応接室に於いて梶川は、増田に対して机の上に長谷川三千寿の殺害されたる写真をならべて見せ付けて部分的に脅迫しては、私に教える且つ、脅喝して私は八月九日より、一睡もして居ないのを梶川は私と利害関係があるために此れ幸と写真を見せて脅迫して「リンチ」するこれを今から梶川の言葉を叙述するは、当時の「メモ」の内より記載する「　」内は梶川の言葉

「おいやつたらやつたやつを殺したのはこうしてやつたと申せやつた処と同じであろうが、俺の言ふ通りにせぬとこうしてやると手錠をしめる言ふ通りにせぬとすぐに直刑にしてやる、君が直刑とは知らないから何も言わぬが、明日にでも死刑にすることだもう俺れもかまわんこうまでに皆んなしてを見せてやるのにこれでまだわからんことは嘘でもよいから申せ写真はなんべんでも見せてやる、君には俺れも前より犬と猫であるよく覚えておれ直刑にしてやる」

と再三再四申した私は、唯色々の人が、怖ろしいことを言つたり写真を見せたりされるので、只泣いていたすると巡査を他の室に行かせておいて「リンチ」をやり出す。

「君に俺れが何度言つても写真を見せても申さんから前の放火未遂の執行猶予を取り消にして三年間入れて其の内にやるこれで申さんならこうしてやると立つ　てイスの上に正坐をさせて「ヒザ」の中間をくくり前手錠にして腰よりイスに括りうごけないようにした」

図面のようにして八月十日より再三やつた、また八月十二日午前一時頃より二時間にわたりこうしてやられた。深夜本

署に連行して本部員が本署では、他の司法員がまたやるこれは後に書きますから略しますこうして八月十二日正午頃ま

た簡易裁判所へ連行する。

「また来たかと言ふと貴様が犬や、猫ではないと言ふが先つきから言ふかと思つて帰へしたら本署で貴様はなんでこん

なに「リンチ」するかとくつてかゝつたそうだが「リンチ」するのはこちらの勝手だ貴様が知つたことではない長谷川

を殺ろしたと言えばかんべんしてやる、殺したのは君だよ判つて居るからなどうしても言わねば今日は、七日目だどう

しても調書に署名させてみせる写真を見せてやるのに申さんからこんどはこうしてこちらも少し計画があると立つて

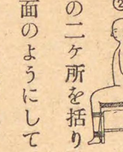

②

イスに後手に弓の糸を張つたようにして手錠をくくりイスの木に手もろともにくくり前の足を上と、下の二ケ所を括りつけて「リンチ」したのである。

図面のようにして「リンチ」したが、本件に私は何も関係ないのにこんなにして苦るしめて私は何も人の金を取つてま

で七日に安来町内で使用したことはありません。何等考えて見ても七日の正午頃は早やくも安来町内に向つて出発後であ

つて私としては、何も関係ありません。これを梶川が私と個人間の利害があるためこれ幸と「リンチ」して偽作調書に署名

させて寝るにも起きるにも括り身のおきどころがないのでありました。手首の擦傷は、加膿して居るしこれが「ウズク」写

真は見せ付ける九日より徹夜で調べる遂に私の心は荒れて自棄をむら〳〵と起して放心虚脱状態になつたのであります。

これにより梶川の厳命通りになるか、他に方法ないと悟り、写真を再び見せて貰うことにして梶川に申出たらそれはた

やすい事だと部分的に申し添えまでして梶川は職業的功名心で屍体により見たるを説明して呉れるので、珍談奇説の内に

好奇心と申すか、出来心に囚われて仮装会の直似のような遂に梶川の誘惑に其の攻撃に負けたのであります。これは一重

に前々日来の徹夜で妙に神経が興奮して眠られずうつら〳〵と中場は醒め中場は眠る状態に頭の中は梶川の「リンチ」拷

問が去来する様々の映像を眺めて眠られずこうしている内に留置場より連行しては、梶川の他の係官は連日来の拷問する

私は何も一口も口にせなくても梶川と仲田はすら〳〵と書くこれについて山崎広義、山口正男も別の机を持つて来て勝手

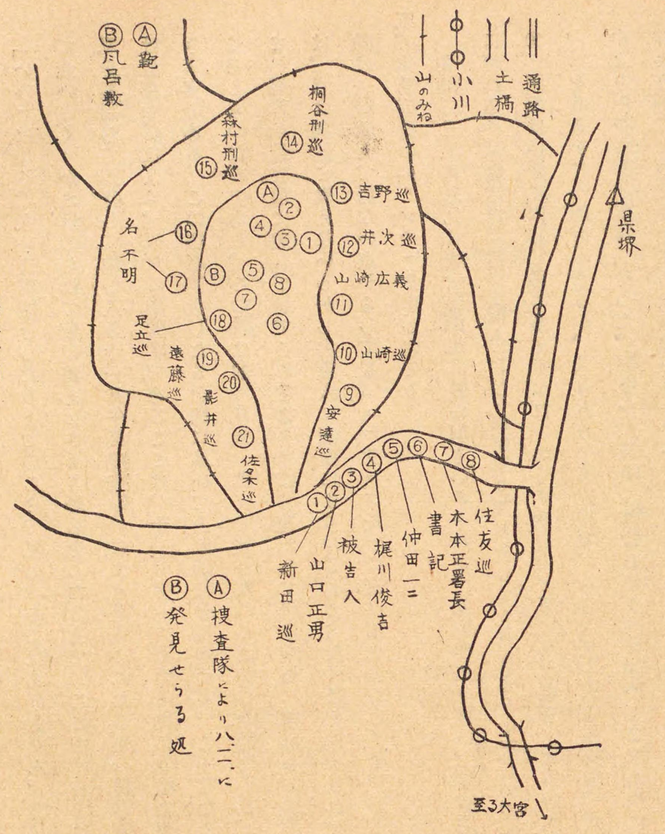

に要点だけ書き上げるが、各々の調書である性格により一致して居ないこれは私が「リンチ」を怖れて、調書の起因されたにすぎず、署名したるにありましてもこれは病気の子供が、玩具を壊す如く、筆をとつて理性にもない内に署名したるにありましても、これは病気の子供と同じことであります。また、面白半分に好奇心に囚われて、珍談奇説の状態に陥いる放心の状態であつて「コルサコフ氏」「ヒポコンデリイ」の強度の症状が極度に発作的二重人格と結合して「リンチ」のため恐怖症にことごとく暗示されて、放心虚脱状態になりたるを梶川は、一時的甘言を持

八月十三日誘導連行したる別紙添附図

つて終始意の尽すが儘に調書を書き上げて計略にかけて怖ろしい話しをして脅迫する。梶川の厳命にしたがわねば、「リ

ンチ」する。これが怖ろしいから、無我夢中である内に恐怖の戦慄に胸を打たれ生の愛着が極度に怖ろしく脅かされて私は根が阿呆からお目出度く出来上つたる人間であるため菓子、果物、食事でつられて単純に機械的、自動的に唯何も深い「いみ」はなく、人の口真似をしたるまでのことで私の本心ではありません。梶川等に脅迫されて「食物をとるだけとつて食いとく」かと鳥しられて身の浅ましさより署名をしたるまでのことで本心ではありません。其の後八月十三日梶川は私を強制して連行して鞄の八月十一日午後捜査隊員により発見されたる処へ誘導連行しているのである。其の日は被告人は指導者ではなく、単なる随伴者であることは、十一日発見されたる鞄より被告人の指紋が発見されないのと遺留品の無き事実である。この誘導連行したるを図に書いて上記別紙を添附する。こうしたる強制連行して被告人が指示したるごとくあしらつたのである、この時は前々日来の徹夜で被告人の心は放心虚脱状態で「コルサコフ氏」と「ヒポコンデリイ」との発作の最高頂に達して居てこれをよき幸にて連行して偽作現場へ連行して偽作現場形成したるものである。この連行は、私は判然と覚えないしかし弁護人に図面により申されるとなるほど連行されて居たものと現在では覚えるが当時の行動は一際覚えて居ない点からしても「コルサコフ氏」の最高頂と見られます。

五、山崎広義の「リンチ」を申し立てる

昭和二五年八月九日朝六時山崎広義の引きいる一隊は、私の寝込を襲い、強制逮捕して後手に括り連行して黒坂地区署に連れ込み、上記別紙図面の様ふにして強制取り調べをして九日夜より十五日の夜まで一睡もさせず殺人的行為であつた。①の図面は手を後にして弓の糸を張つたる如くイスの上と下にして足を上と下の二ヶ所を括つたのである。②の図面はタバコを吹きかける図面であるが、八月九日午後五時頃、八月九日午後十一時頃、八月十日午後十一時頃、八月十一日午前中より同夜にかけて再三やつた。午後十二時頃これは日によつて強いこともあつた。③の図面は足に手錠、腰にツナと手錠より腰にとつて手が左右に自由がきかないようにして留置場に入れて、八月九日夜より十五日まで昼夜の別がなかつた

別紙添附図面

をやる人により心も違つて居るが、することも変つている。次に刑事詰所へ全員で連行して留置場へ入れてくれない。次

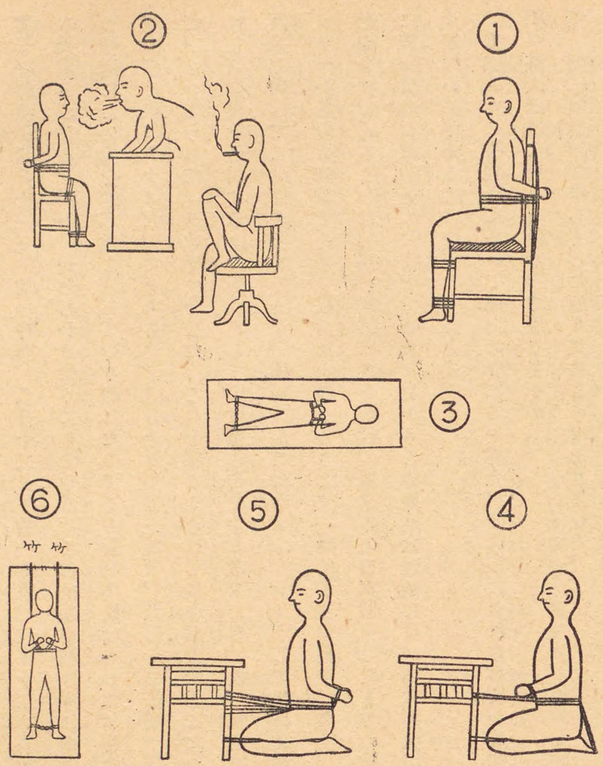

この内の⑥の図面のようにねているのを竹の籌の柄にてかたを六ツ突いて留置所の風の入る大きくした穴から竹の籌を入れてついて山崎広義はおこした八月九日の夜より徹夜で調べで留置場に入れられるとぐたりとして寝るので起しては調べると申すも数分しか入れてくれない。何か外で声がすると起しては足の手錠をとり、連れ出すので到底身も心もくさり刑事室へ行くと足が、ふら〳〵して居るのは余りにも「リンチ」が度々のと食事はろくにくわないしふら〳〵となる。大勢の人が刑事室に居ると一人々々が庖丁でやつただろうと刺身庖丁を見せ付けてこれでこうしてやつたろうと色々手まねをしてお教えて下さる、また人により手真似をして見せるが色々の人の性格によりことなつて居る。山崎はくせのある目をくしや〳〵して眼鏡を上、下にして居ると西篠警部が②の図面のようにしてタバコを吹きかける交替して次々と珍談奇説

に何か他人と話して居ると、山崎広義が一人になると上記に別紙添附した通り④の図面の通りした足の左右の親指より腰のツナとむすびつけて足の「ヒザ」の中より机に括り身の自由はならないようにした。八月九日午後十時頃、八月十日午後十一時頃、八月十一日午前一時頃、八月十二日午前一時頃、八月十二日午前二時頃④図こうして「リンチ」して脅迫する大声でどなる、牛か馬かをしかる如くにしてやる。これは私が戦争中に南方で左り下脚部に破片傷のため正坐困難と見るや遂にこの案を陰謀者よりしてやり出したのである数回山崎はやつた。また、梶川と山口は⑤の図面のようにして手を後に括り机にツナイだのであります。八月十日午前三時頃、八月十日午前十時半頃、八月十一日夜るは数回図面⑤より見て下さいこうして「リンチ」をした。これを毎日やられて放心虚脱状態になつたのである。誰れでもこうして長期間やられたら無実を告白するより犯人としての虚言の告白する者である。根が私は阿呆からお目出度く出来た人間であるために阿呆を申してこのざまであります。梶川等がこれ幸と「リンチ」して偽作調書に署名させてこの事件の起因はこんな「リンチ」からなる起草である。私が身の浅ましきより一時的甘言や菓子、果物、食事で、つられ込んだ偽作調書に署名した偽作事件であるこれは梶川の誘惑にさそわれ、梶川等の口真似をしたまでの何も私は深い「いみ」なく、機械的に自動的に皆の者の口真似をしたまでである。だからこの署名は理性にない内に病気の子供が、玩具を壊す如くに筆をはこんだにすぎないのであることをつけくわえる。

六、渡部トミノ公判廷に於いて梶川の偽作の一部分が明らかにされた事実を叙述する中根寿雄反対尋問

問　証人は後に居る人を知つて居りますか

答　前に検察庁で申しました通り見たことはありません。

問　証人の家はタバコの商売をして居りますか

答　数年前より売買して居ります。

問　証人の家へ昭和二五年八月七日頃にタバコを買ひに来て千円札を出して買つた人とどう違つて居りますか

答　前に検察庁で申しました通り私が千円札を貰つた人とは全々違つて居ります。

問　証人が申すことは声が小さいので判らなかつたが本当に来たか（被告人訊問）

答　これは前に申しました通りこられたことはありません（言下に裁判長は被告人に対して強言を持つて）被告人は来て居ないと申して居るではないか早やくしろ時間がない。

松本谷雄の尋問中根寿雄反対尋問

問　証人はどんな商売をやつて居るか

答　日用品兼雑貨商をやつて居ります。

問　食べ物はやつて居ないか

答　やつて居ります果物、駄菓子、まだ色々の食物をやつてパンも買つて居ります。

問　証人の宅へ後に居る被告人がパンを買ひに来たことをお覚えて居るか

答　私の宅へこんな人がこられたことは覚えません前にも警察の人がこられて来たろうと申されましたけどこんな人は見たことはありません。

問　証人に見せる物があると言つて紙袋を示してこれに見覚えないか

答　前には色々の紙袋を使用して居りましたがそんなのにパンは入れたことありません。

問　証人の処でこれに七ツと、八ツとを入れて二個のにしてやつたことはないか

答　ありません。

細田吉蔵公判廷中根寿雄反対尋問（八月十一日午後捜査により鞄の発見されたるを申した事実）

問　証人は大宮で殺人があつたのをどうして知りましたか

答　私が山が近くで炭釜があるので警察の人が来て話されて知りました。

問　知つてからどうしたか

答　二、三日して山口さんが増田を連れて歩るくけど山の様子が判らんから、案内してくれと申されて警察の人が、八月十一日の午後鞄を出された処より増田を三、四回案内して登つたり下りたりしました。言下に中根寿雄は裁判長に只今証人が十一日と申したのは何可のまよいでありますからおとり上げにならないようにと述べた。

問　証人は耳がツンボか気が狂つたか

答　私は五四歳ですが、まだ耳も、目も良いと思ひます。

言下に多田弁護人立つて先の証人の叙述したことは、正しいことの述べ方であつて、被告人と検察官との水掛け論になつているのでこれを持つて明白にされるから、再尋問願ひたいと述べたら中根検事と口論となつたこの時のことを公判調書に記載して無いのですが、なんで公判を録音されませんか、無実を証人の証言で明白にするのを公判に記載なくしてもよいのでせうか。

問　先に申した鞄の日はではどうして知つたか

答　少し下にむいた次に指折りをして居たが、山口さんと山で捜査して居たら新田巡査が他の巡査の人と話して居たのにも聞いたし山崎広義さんも申されましたから、よく覚えております。十一日の午後でしたと指折りをして少し手を揉んで居たが十一日午後でまちがいありませんと叙述した。中根寿雄立つて裁判長殿証人は少し気が異様したると思ひますから重ねて取り上げ無いようにと申した、言下に多田弁護人立つて裁判長殿に申し上げます今の検事の証人に対しての尋問は証人の申すのが、正しいからお取り上げ下さい被告人と梶川検事との利害から鞄の出所が明らかになつたのは、

今も証人の叙述した通り、おききのように十一日午後が正しいので調書の月日は偽作であつて、十一日が今申した通りですからお取り上げ下さい。言下に中根事実と違つて居りますと述べたら多田弁護人と口論になつた。

問　次に証人は、後の被告人が仕込杖を見たかまたどんな物であつたか（誘導尋問とこれからなつた）

答　三日位前足立直君の釜の処で見ました。

問　どんなものであつたか

答　桜の皮の大分先きまで巻いた様な桜の木の様な杖でした。

問　手にして見たことがあるか（誘導尋問）

答　手にしたことはありませんが、消防団の時によく持つて出たりしたそうです。

問　捜査の時に山口さんと被告人とが、何か山で言つて居たか（誘導尋問）

答　捜査の時に山口さんと増田が居た時に私はお前はあの杖の中に何か恐い物を入れて居たのか怖ろしいものを持つて居たなと言つたら「ホホ……」と言つて笑つて居りました。

問　山からおりる時になんかの木であつたように申したことはないか（誘導尋問）

答　「ホーノキ」のような「サヤ」はヤオギで作つたと申して居りました。色は白か、黄色かよく覚えませんが申しました。

問　証人が増田を見るのは先きか手前か

答　増田の釜より先で見かけました。私の釜とは三丁位距離があります。

問　警察の人が鞄を探し出したと云ふ時に証人はついて居たか（弁護人尋問）

答　私は先つき申したように警察の人が鞄があつたと云つて取り出したことを聞いて居ります。

問　証人は、先に八月十一日午後であつたと申したが、誰れに聞いて知つたか（弁護人尋問）

答　默して後巡査の人に聞きました。

山口正男公判廷　中根寿雄反対訊問

問　証人は長谷川三千寿殺害事件に対して被告人を調べましたか

答　初より増田を調べました。

問　待ち伏せの場所はどうして知りましたか

答　私が大宮に着いてからすぐ現場え行きましたら、屍体のある所より程度遠くない所が待ち伏せたらしいのを見かけましたので近寄つて見ますと土が崩れて居たのでここだと気が付きました。

問　証人が自転車に発見された指紋はどう言ふことで発見されたか

答　自転車より発見されたのは「コンミ指紋」でありました。

問　証人は被告人の行動を写真に撮りましたか

答　証人が撮つて呉れと申すので、今提出した十六葉であります。

問　証人は長谷川が、殺害されたのはその屍体を見てどんな関係の犯行と思いますか

答　此の事件は痴情関係、遺恨、業務関係の未の事件と思ひます。

問　証人は増田をどうして逮捕するようにしたか

答　捜査のために赤屋村上小竹地内に行きて増田の家で、電蓄の音がしていたので聞きました処これが前より音をさせないのに当日持つて帰へつて居るし自転車を買つて居ることから、犯人だと職業的に「ピン」ときたので赤屋の受持の小林巡査に様子を見せて逮捕することにきめました。

問　証人の写真は其の部分の説明をして下さい

答　では説明を致します。これで十六葉の説明をした。十六葉の説明がおはると被告人前に出て一枚〳〵の写真に対して証人と梶川として強制して撮つたのを当時の其の模様を叙述した。

足立直　第一回公判廷　中根寿雄反対尋問

問　被告人の七日の服装はどうであつたか

答　黒ズボン、軍夏シャツ、無帽、足なか草履でありました。

問　被告人の家を出て釜に行きたのは何時頃か

答　増田君の家を七時二十分頃に出て釜に七時四十分頃行きたと思ふのであります。

問　青年団の三名の若者はどうしたか

答　藤原、山崎、三輪、これに魚行商人の妹尾さんが上つてこられて四名と私と増田と話しをした上でタバコを貰い後三名は先きに上り後より妹尾が一人上りました。

問　それでそれらと離れてどうしたか

答　増田君に後を引つ張つて貰いました。途中で末継さんに会いました。

問　増田と別れたのはどうか

答　午前九時過ぎだと思ひますがよく覚えません。

問　増田は其の日どうすると言つて居たか

答　増田は其の日木を伐採をすると言つて居りました。

問　被告人が当時立腹して居たか

答　立腹ではなく、愚痴の様ふでした。
問　長谷川が殺された話があつた時増田の行動について不当な行動はなかつたか
答　ないようでありました増田が殺したと聞いてびつくりしました。
問　増田は木刀の様なものを持つて居たか
答　私は手にしたことはありませんが、よそながら見たことがあります。長谷川さんが殺された当時には見かけませんでしたが、長さ三尺余り楕円形のような一寸五分位である柄は桜の皮か何か判りませんが、私が見た時は、自転車の「チューブ」の巻いた物のようでありました。
問　その材質はなんであつたか
答　材質は判りません。
問　増田はどんな人物か
答　増田の言ふことは平常気違ひのような処もあるし言ふ事は十の内、七、八、位しか本当にされずそれでも日によつて変な時は正直に孰れないような人物です。
問　本年君が木刀に似た物を見たと言つて居るし木刀に「ニス」が塗つてあつた様ふに述べて居るが色はどうか（弁護人尋問）
答　薄茶色のような物でありました。
問　証人は木刀や色を見たように申されるが、誰れに脅喝されましたか（被告人尋問）
答　誰れにも聞いておりません。
問　なんで見たことのない嘘を申されるか（被告人尋問）

答　然らく黙す。

細田恒　第一回公判廷　中根寿雄反対尋問

問　証人は木刀を見たか
答　私の腰以上もありました。
問　色はどうであつたか
答　木を削つたようなものでありました。
問　材質はどうか
答　手にして見ておりませんので判りません。
問　木刀に何か柄はあつたか
答　ありました。柄には桜の皮の様ふなものが巻いてありました。
問　足立君の釜で見たことはないか（誘導尋問）
答　長谷川が殺される二、三日前に見ましたが覚えませんが、警察の人が二、三日前ではないかと申されましたから其の辺だと思ひます。
問　其の辺とはどう言ふいみか
答　黙す。
問　証人と被告人とどちらが多く炭をやくか
答　私の方が多いと思ひます。
問　増田の性質はどう思ふか

答　短気のように見受けられます。
問　具体的に短気であるを申して見なさい
答　私は変人だと思ひます。またいつまでも根に持つていない所ろからして気短なようです。
問　木刀の色はどうであつたか（弁護人尋問）
答　真白ではなく少し黄色味の色があつたと思ひます。
問　証人は先に木刀は木を削つたような物と申したが今申したのと違ふがどうか（弁護人尋問）
答　然らく默す。
問　釜の程度であるが証人と増田とどの程度の違いか
答　自分のは大きく二十二俵出るし増田のは十八俵しか出ないと本人も申したことがあります。
第二回目公判　細田恒に対して多田弁護人尋問
問　証人は前回に申したが、足立直の釜で増田徳治も居る処で長谷川が七日に来ることと其の時に金を持つて出ると申したと言つたが検察庁でのことは、嘘ではないか
答　然らく默して後、それは警察の人が申せと前に言われて申しましたが嘘であります。裁判長は細田恒を前によんで調書を見せてそれを読んで聞かせてこれに書いてあることは、嘘かと申して証人細田恒に問をされた。然らく默して後、答、嘘でありましたと述べた。
問　証人は前回の公判に手にもしたことのない木刀を色とか色々と申して居るがあれはどうした訳か
答　手にしたことはありませんが、皆んなから見たと言ふように申せと聞いており警察の人が申されました。
問　では証人が前回に申したことは、全部嘘か脅喝されたことか

答　默す。
恩田嘉一　公判廷　中根寿雄反対尋問
問　被告人の性格はどうか
答　以前黒坂警察署で、梶川俊吉検事の召喚を受けて増田の叔父と会いましたが、叔父は現在この被告人の性格はどんな性格か判らんと云つて居り自分も当時としても被告人は普通人の常識では判断が出来ないように思ひました。
問　増田の収入はどうか
答　判りません。
問　気が短いと言ふようなことはないか
答　余り知りません。
問　証人は検察庁での際の批判して居るがこれはどうか
答　普通人からしての常識にはずれて人間の軌道にはずれて考へ方によると単純であると思ひます。
第二回目公判　多田弁護人尋問
問　証人は被告人が木刀を持つて居るのを見たか
答　見たことはありません。
問　被告人の風評はどうか
答　風評は悪るくもなし良くもない。
秦豊市　公判　中根寿雄反対尋問
問　証人は増田に現金取引きしたことがあるか

答　増田君とは炭の取引で現金の取引しております。
問　増田と証人は現金をどうして取引するか
答　増田とは前より関係しておりますので実は、前に申し上げたように警察の人からきかれた其の時に申し上げました通りです調書をよく見て下さい。
問　では警察での調書に書いてあるか
答　書いてありますから見て下さい、宅へ帰へりますと判りますが前のことで覚えません。
問　証人の宅に書類があるか、また本年五月頃三千二百円余り増田に支払つたことがあるか（弁護人尋問）
答　書類が宅にあるのでよく覚えませんがたしか支払つたように気憶します。
問　では書類として私の処へでもよし裁判所へ出されてもよい、ごつごうでどちらえか出して下さい。
答　ではどちらかへか出しますが、警察の人が取られたのに詳細に書いてあります。
中根検事立つて、証人は裁判所へ提出すると申されたが検察官側として一応目を通したいから、検察庁宛に出して下さい。言下に多田弁護人がこれは被告人が、当時現金所持して居たる裏付として証拠の一部ですから裁判所の方でしかるべく見当願ひたいと叙述して終了となつた。

秦重友　公判　中根寿雄反対尋問

問　証人は増田と炭の代金の取引をしたか
答　現金取引をして居ります。
問　いつ頃であるか現金の額は判らないか
答　前に申しました通り、警察の人の取られた調書に詳しく申してありますから見て下さい。

問　五月頃二千三百円、七月に二千三百円、次に一千二百円次に二千五百円次に二千七百円を五月から七月一ヶ月間に増田に支払つたことはあるか（多田弁護人尋問）
答　あると思ひますが、前のことで判然とは覚えませんが、多分そうだと思ひます。
問　証人は、増田の宅で炭の取引きしたことがありますか（弁護人尋問）
答　あります。
問　増田の性格はどうか（弁護人尋問）
答　前からつきあつて居りますが、それでもよくは覚えませんが、そんなに腹を立てる様ふな男ではありません。
次に弁護人は被告人の当時所持して居た現金の出所を明らかにするため、永田政藏を当裁判所より大阪裁判所へ嘱託訊問を申請致しますと叙述した。次に中根検事と他の検事等と話して居たが、検察官側と致しまして大阪裁判所へ嘱託訊問は何かと不理だと認められるので是非当裁判所へ召喚して訊問を願ひたい。裁判官は合議の為席を立つて約十分位して出席すると今の弁護人の申請の証人訊問は却下すると述べられた。次に被告人に対して問をされた。
問　今の弁護人の申請する永田政藏より現金受取つたのはまちがいないか
答　永田さんが、安来町内で私にくれた金を明らかにしたいから、是非尋問して下さい。また受取つたにまちがいありません。
問　安来町内の小笹誠市、細田武威の宅へ支払つたのは永田から貰つた其の現金か
答　そうであります。
問　君は警察や検事になんで嘘を言つたか
答　私が嘘を申したのではなく、皆んなが勝手に書いて私を「リンチ」して全々知らない調書に署名させたのです。

問　被告人はこの調書に署名をとられたことを覚えて居るが、と前にして見せられた

答　それは、私を「リンチ」して山崎広義と山口正男とを以て脅迫して署名をさせて印鑑は私の知らない時におしたのであります。それは巡査たちが勝手に水晶の印鑑を押したので私はおしておりません。

問　次にこれはどうかと梶川の偽作調書を出して見せられた

答　私を「リンチ」して無理に署名させたのでありますが、私しが押したのと署名したのは、そんな調書ではありません内容は全々違つて居ります。

問　では君が、署名、捺印したのはこれと違つて居ると申すのか、またこれは知らんのか

答　全然知りません。私が署名、捺印したのと調書が違いますのに署名したのを付けられたやつであります。

問　君はなんで人が勝手に書いたのに署名などしたか

答　私は「リンチ」をされるが怖ろしいので署名をしたまでであります。

弁護人何か意見はないかと裁判長が問をされ

多田弁護人立つて前回も申し上げました通り本件は、梶川の「リンチ」による作成「偽作調書の署名であつて本件は偽作事件であります」と述べると、傍聴席より一般民の内より弁護人そこだ本当を申して偽作調書を明らかにして梶川を追放せよと申したので一時どよめいた。約二十分位して弁護人立つて本件に対して梶川及び他の係官の弾圧行為で偽作したる事を重ねて申し上げます。

次に被告人に対して弁護人反対尋問

問　被告人は長谷川の墓に行きたのはどうであつたか

答　被告人の正意ではなく、山口正男と梶川とし て墓場に行きてやれと申すので長谷川はまんざら知らないことはなし行

きたのであります。

問　被告人は山崎広義の作成調書全部はどうして取られたのか申して見なさい

答　私が本署に連行されると山崎が、強制取り調べの上「リンチ」をやつて私の申さん部分を勝手に書き入れて偽作して水晶の印鑑を私の知らない時に捺印したるのであり、また署名は脅迫による末の署名でありました。

問　山口正男の作成による十二日から十三日にかけての調書はどうして取られたか

答　これも同様の手段でとられました。私の申したことではなく山口正男の勝手に取た調書であつて被告人の申した通りの調書でありません。

問　梶川検事となぜ君は口論をして勝手に検事に作れと申したのですか

答　梶川が余り毎日〳〵同じことを申すので根が私は気が短いので自棄よりして申したのでありますが、私の申したり署名したりする調書と全々違つて居るのに署名したるを取り付けたのであります。だから先きに見せられたのは、別の調書に署名をした分を付けて今出して居られるのであります。

次にこの「リンチ」されたる処を書して参考にする。

七、梶川俊吉検事偽作調書を裏附を持つて明らかにする。

1、安来町内でタバコ屋とパン屋に立ち寄りして居ない事実、松本谷雄、渡部トミノの公判での申し述べたるで明らかにする。

2、調書によると細田武威の店で千円札を二枚出して居るとあるも、細田武威の誠意による証言で千円札ではなく百円札を十二枚出したるが事実であるのと、またその金が永田政藏の現金である事実

3、伯多川へ現金投棄したる事実が無い点と川に当時「瀬」をなして流れて居ない事実

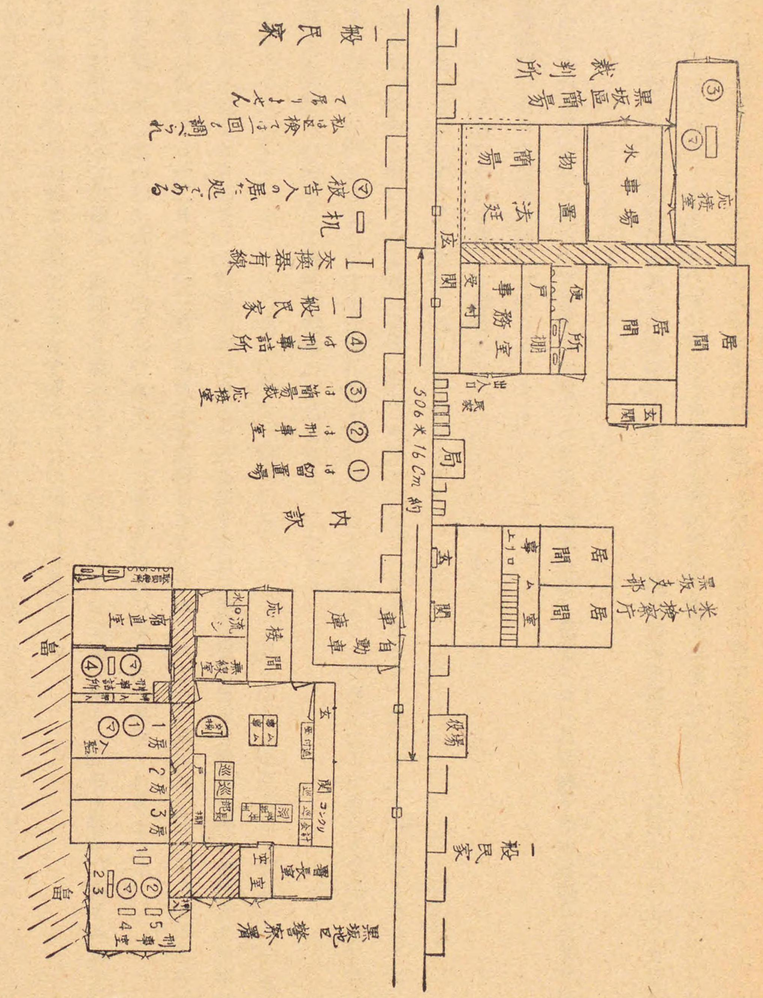

4、証人足立直、細田吉藏、細田恒の桜の杖であるを山崎広義等の脅喝による事実

5、細田恒が、公判に於いて長谷川が七日に金を持つて来ると申して足立と増田と居る処で申したとは、偽証であつた事実

6　山口正男の提出せる十六葉の写真は形式的に撮つたる事実

7　八月十一日午後靴を捜査隊により発見されて居る事が細田吉藏により一部分が判明したることに対して梶川、山崎広仲田一二、山口正男等の計画的に調書記入したる事実

8　調書によると待ち伏せの場所と山崎広義の昭二七、四、十二日現場にて申した場所と一致しない点と、調書によると大宮村立石に向つて五十米前方が見えるので長谷川の来るのを見て飛び出して斬り付けたとあるのが、嘘言であつて、現場を見ると三米の先も見えない所へ山崎広が待ち伏せの現場であると申したのと調書と一致して居ない事実三米先も見えない。

9、殺害の時間と通行人細田近一の申す調書の時間と一致しない点と、細田近一の通行前約八分の時に殺害が発生して居る時間となるは調書により時間と照り合せて見て道理からして申すことが出来るから、偽作調書である。

10、増田徳治に対して、弁護人の反対尋問からして明らかに梶川等の偽作は、明らかである事実

11、長谷川が、細田近一と立石部落内の田淵恭三宅前で、擦違つて居る時間が七日正午前後となる事実これは同部落内で長谷川と同所人上原善一と約四十分位道路上に於て話し合つて居た事実、のちに立石山五九〇番地へ着いていると推定がなり立つ細田近一により長谷川と擦違つた時間より上原善一と雑談してわかれてより現場で屍体となり、仙台康宏に発見されるに至つた。七日午後三時頃この時に足が動いたるを仙台が申した点からして推定せるも発見前数分の時が殺害となると道理からして述べられる、また細田近一と擦違つてから細田近一が、吉釣に着いた時間が十二時十五分であ

るとはつきりして居るのだから道理からして立証する。

12、増田は、七日の午前十一時十五分頃まで山に居たるも正後の鐘の音は自宅で聞いた事実

13、増田が、兇器を所持して居なかつたのは足立直の朝出る時と同じであるから所持しなかつた事実

14、昭和二五、一〇、二、米子市内で山崎広義と証人細田吉藏と密会して山口、仲田との陰某の計画を立てたを被告人が目視、また妻が各々の後をつけて其の事実を明白にした事実

15、昭和二五、八、一〇——一二日の夜るまで梶川等が、殺害の殺傷口を部分的に見せて被告人に脅喝、脅迫しては写真を見せて「リンチ」したる事実は、前記載図面を持つて示した通りです、この実状を明らかにする。

16、昭和二五、八、一三、附の実地検聞書を勝手気儘に作つて木本正署長に山崎広義が夜るしかられたるを目視した事実を持つても偽作とは明らかである事実

17、安来町内で、七日の支払つた現金は秦豊市、秦重友、永田政藏外数名よりした現金である事実

18、昭和二七、四、一二日広島高等裁判所松江支部の決定書を裁判官は、無視して偽作の露見を怖れて留保中の証人仲田一二、山崎広義の二名を連行して偽作現場を形成させて検証の目的を無視したこと、これに対して平井裁判長は被告人の間に対して「君の知つたことではない今日は裁判所のすることで君にようのあることでない」からと仲田一二と山崎広義の不法連行に対してこう申したるは、被告人の申すことは取り上げず裁判所は何をしてもよいものでありますか、最高裁判所の判事諸氏におかせられて正しくして下さい。

19、昭和二五、一〇、二二、米子市粧町一六の証人として申請中の樋口三郎宅へ山口正男が行きて、証人出廷の証言の一部を脅唆して偽証をさせたる点が被告人の耳にした事実

20、本件の公判は、異端裁判をして昭和二五、一〇、二八、米子支部は被告人を連行せず一方的にして現場へ赴き検証し

た。

21、増田の本件に対して公判廷の叙述と証人の叙述を総合して本件に犯人として見出すことは出来ないのを、裁判所側は異端裁判をして無実者に重科を申し渡しをしたのであるから、憲法第三六条同法第三八条はどうしたる時に摘用するものかを申し立てる、またこれにより刑訴法第三三六条を主張する。

22、私は、公判に対して調書交付申請致しました処むや〳〵にして交付してくれないことは一方的弾圧行為で人権蹂躙をした事実

23、本件は私が根が阿呆からお目出度出来た人間であるため、梶川等の計画的菓子、食物、果物で欺かれて署名偽作事件

24、本件に対して増田を「リンチ」して捕縄により、手首に一週間の擦傷をさせて手首と足の親指に傷跡がある事実

25、増田は、梶川等に「リンチ」されて当時気狂じみたる性格にあると恩田嘉一が申し立てた事実

26、当時の若し想像が許されるならば、丁度ベルツレヘムの星に導かれたる東方の学者のように被告人は、梶川等に導かれてトボ〳〵と連行されることは、ベルツレヘムの学者の説と同じこと、ダーウィン空想学説起原論にひとしい。また「コルサコフ氏」と「ヒポコンデリイ」と「コムポジション」の上で、梶川対被告人を想像して見るとそれは二人の間の強烈な性格の差により利害関係が最も悲惨なものである事実

27、本件を検事と司法員が準備工作をとり其の陰謀者の計画的調書であつて、証拠能力はなく、鞄の発見は、八月十一日午後であつて八月十三日に被告人は誘導されて唯単に参加は随伴者としてであつて指導者ではなく、梶川が指導者であつて被告人は随伴者に過ぎないから、鞄より指紋摘出がなくこれにより両者間の水掛論であり、証拠能力さらになく被告人の指示したるは、偽証偽作調書である。

28、本件に対して長谷川の傷口、死の原因を知りたいので屍体発掘申請をする。また発堀出来ない場合は写真及び解剖鑑定書を一覧を申請する。これに附づいして梶川、山崎、山口の調書を一覧を申請する。また前回の証人再尋問申請をする。証人長谷川艶子、仙台康宏、足立直、藤原鋭雄、谷口秋子、横川信夫、細田恒、小林実次、恩田嘉一、細田吉藏、妹尾儀一郎、松沢栄三、細田武威、小笹誠市、木戸美波、樋口三郎、塩見竜治、黒田治作、山崎広義、仲田一二、山口正男、吉野弘道、木本正、秦豊市、秦重友、永田政藏また本件当時山崎広義等が被告人に菓子、食物、果物を与えた事実の立証として共に食べた吉田勝次、藤村勤を証人として申し立てる。またこれをとりつぎした巡査森村刑事、井次巡査を申請する。これについて当時の模様をくわしく叙述したいから東京へ引見して事実の細部を正しく裁判して下さることを申請する。

八、昭和二七、四、一二、広島高等裁判所松江支部の現場検証に対して叙述する。

問　君はここへどうして上つたか（現、立石山五九〇地内での平井林の問）

答　上らない（現、立石山五九〇地内道路上に行く）

問　写真を見せて君はこうして撮つて貰つたか（平井、林、梶川の強制による殺害姿の写真）

答　私の正意よりしたではなく、検事等の強制により山口が撮つたのであるが私は知らない。

問　こんなにしたのは覚えて居るだろう

答　するのはしたかしらんが私は覚えない、昭和二五、八、一三、写真番号は何号か。（書いてないと平井）山道に入る用意してから「また裁判長が行けと言つたから連れられて行きたいと申すか知らんが俺れが先きに行く」と申した（平井）図面を仲田、山広とをよんで案内させて山道に入つた。順序は仲田一二、山崎広義、平井、山崎慶三書記、藤間、中野和夫検事、組原、住友巡、大宮受持巡、被告人、刑務官三名で、八月十一日午後発見された現場へ赴く。

問　君はここだと申して出したそうだがここか（図面Ⓐの場所平井）

答　私は出しておりません（これで其の日の仲田一二と山広の連行に対して被告人が、平井に問をした処が検事中野、判事三名、仲田、山広、書記、巡査二名は一団となつてこれに対して約十分位い全員が相談をして後に（平井答「何も君に用のあることではない。今日は、裁判所のすることで証人ではなく、山が判らんから検証の説明にするだけだ」と申された）。

最高裁判所の判事諸氏におかせられてこんな田舎の裁判所の判事は、こうしたやぼなやり方をするのでありますからよろしく最高裁判所の訓示にしたがわしてやぼなやり方をしないように厳命して下さい。これについて最高裁判長殿にくわしく申し上げることが、山程ありますから、移監して直接実態の尋問の上で正しくして下さることを望みます。前回の調書は、偽作であつて、事実と大の差があるのでこれを被告人より当時の状態を直接事実審理の上で再尋問を願ひ上げます。こんな検事等の利害からなるもので審理は不当の裁判であります。次に赤屋村の証人尋問の公判調書を見て下さい。

九、私は、逮捕当時は、「コルサコフ氏」と「ヒポコンデリイ」の強度の発作的な結合により破天荒の如く放心虚脱状態になりしを梶川は、職業的功名心で一時的甘言により私を欺き有頂天にして食物で欺き梶川は、計画的行為で私を極度の発作に追入んで生涯の全行路を破滅させて極度の暗示に陥し入れたのである。当時梶川の行為が上役に知れると「リンチ」行為が不法となるや私を取調べ中に転勤となるやこれを私の弁護人の陰某であると根に持つて私を不法拘禁の手段として現在の身に追込んだものである。しかし言論には、正々堂々と議論には敵がないが、梶川等は私の揚げ足を取る言葉の尻を捉へて食り下るして居る内に私の癇癪が出て遂に身を法理的理論より逸して梶川と口論の内に計画に遂におとし入れられ遮二無二、私を本件に引張り込んで本件を偽作構成したるものである。また当時私が取つた態度は「リンチ」を怖れて緊

急避難行為でもあり「コルサコフ氏」と「ヒポコンデリイ」からなる行為である。私の公判を物語るなら行政、立憲、司法の三点からして公判を論じるならば、一方的主観の狭き人間の視野に於いて人倫道徳を逸して法的根拠なくして種の起原に於いて地質学原理、指紋に対して犯罪原理進化論、兇器に対して確認原理論、遺留品に対して化合原理論、これらから して確認する根拠は本件罪状に対して見ても全々確認出来ない。本件をダーウィン空想観察論からして起因を法則に照らして見たならば、梶川の空想からなる夢想観の潜在意識と被告人の放心からなる「コルサコフ氏」の状態からして一進一退の複雑なる経路を辿つている彼告人は「リンチ」により放心となり心神喪失、心神耗弱者であるは明らかである。人類として一般的客観的実在的存在が、人間の意識感覚これらからして史的唯物論が申されるが、社会的存在が意識観となつて一般テーゼを反映するが、人間の本脳の放射悩髄液となつて能力となるか、人間は絶えず流動変化はついて廻つて離れない。これにより人は性格と感情により囚われて各々尽大の差が障じるのであるは実例としても本件である。裁判官の一時的の感情より起因して人類の正意心理に対して発連する悩髄液に阻害を加えて、人命に大々的障害をして死の前提を持つて肉を削り、精神的疲労させて死を暗示されて、且つ基本的人権を無視したる事件である。人間の認識能力の限界を吟味して哲学と心理学の内には法則と云ふものは人間の心や行為感情に囚われては、正しい裁判は出来ないと説いてある。アメリカ、メーカンプリインズ州ヨーク市の法律家法学博士とジョンジ・サルモル法律家法学博士の共著による国々の法律を説いた共書の刑法確論全書昭二七、一〇発行の書物によると、ソクラテスとブルノーの死、またガリレオの宗教裁判に附せられてその各々が主張を撤回するか、死を選ぶかの二途に立たされているが、ブルノーも自分の主張のある部分は撤回に応することが出来たであろうけれども、しかしまたどうしても譲ることの来る時機を逸して譲ることが出来ず、大切な一線を持つて主張してそのために死なゝければならない事態に到達して、これに反してガレリオは死する時に地動説を徹回したがそれでも地球は動く(eppursimuove)とつぶやいている。前者の三名は生き且つ死なねばならぬものを持つ

ている。これらの死と私の本件とは似かよつた処からして異端裁判である。しかし正義が私たちの生活に対してどのように意味を持つて居るかと言ふことは、これを個人の生活において見るよりも国家社会の内に見る方が見やすいは、国家社会と個人生活とがその正不正の成立に付いてそれから結果する幸不幸についても、交互に対照的に取扱われて居る個人と云ふ文字では読みにくくとも国家社会と云ふ大文字では見やすい国民の一人として、感情により私は裁かれて国家社会より幸不幸の存在をその僅かな差異まで現実であると感じる。また神の帝国の幸福に栄える状態は即ちその国民が出来るだけ幸福と云ふこと、神の法則の最高なものとなつている幸福が人格に対する関係は完全性が事々物に対しての関係なのであると、ソクラテスクが死刑に処せられるときに申したと古書によりある「幸なるかな学を修め、自然の不老不死のときのことを眺める人、政治の如きごた〳〵も不正の取引もみな人の悪意による」とソクラテス道徳制約束縛の語の中にある。またソクラテスとブルノーの死刑の宣告されたときに、異端裁判だと非難されてソクラテスとブルノーの人命は思想の非難より発した感情からの見かたの異端裁判であると時のピロシサ・D・ジョンジーの指摘にも明らかである。またカリクレスの申されたソクラテスとブルノーとガレリオの死刑は無実であり、特殊専門の法理論よりして見ても法官と被告人との間に感情があつて、異議裁判となると論じて居る。「ニコマコス倫理第一巻第二章八三頁よりして見ても刑法に於いて個々の人間にとつてまた国家社会や人間の一般にとつて最良い生活は同時ものでなければならぬ。もし幸福が良き働きであると言わるべきものであるならば、どの国家社会にとつてもまたどの個人にとつても働らく生活が最上である。しかしながらこの働らく生活と云ふのは一部の人々が考えているような他に対するはたらきに限らるべきものもなければ、また思考も働きの結果として生じて来る物のためなされているだけが働きに関係があると云ふ必要もない。むしろ自己完了的な思考自己目的の観や思考の方がはるかに働らきを含んでいるのでなければならないし悪心は持つてはいけない、自己の身心に覚えない自然の起りからくることは思想観の間に於いて良心があるならば、裁判は正しい神が裁くであろう。